

多賀町文化財保存活用地域計画

例 言

1. 本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に定められた、滋賀県犬上郡多賀町の町域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものである。
2. 本計画は、令和 2 年度（2020 年度）・令和 3 年度（2021 年度）に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受けて作成した。
3. 本計画の作成にあたっては、多賀町文化財保存活用地域計画策定委員会を組織し、事務局を多賀町教育委員会事務局生涯学習課文化財センターが担当した。
4. 本計画は、多賀町教育委員会事務局生涯学習課文化財センターが主体となって作成をおこない、公益財団法人滋賀県文化財保護協会に作成支援を委託した。

目 次

序章 文化財保存活用地域計画でめざす姿	1
第1章 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的	6
1. 文化財保存活用地域計画の作成の背景と目的	
2. 本計画の位置づけ	
3. 計画期間と作成体制	
4. 計画の進捗管理と評価の方法	
5. 本計画で取り扱う文化財の範囲と用語	
第2章 多賀町の概要	17
1. 自然的・地理的環境	
2. 社会的状況	
3. 歴史的環境	
第3章 多賀町の文化財の概要	47
1. 文化財の分布と地理的特徴	
2. 文化財の種類	
3. 文化財の傾向の分析	
第4章 多賀町の歴史文化の特徴－扇形にひろがるまち	57
第5章 文化財の保存・活用の将来像と基本的な方向性	66
1. 多賀町における文化財の保存・活用の将来像	
2. 多賀町における文化財の保存・活用の基本的な方向性	
第6章 文化財の把握調査	68
1. 文化財の把握調査の取り組み	
2. 文化財の把握調査における課題	
3. 文化財の把握調査における課題の総括と方針	
4. 文化財の把握調査に関する措置	
第7章 文化財の保存と活用に関する方針と措置	74
1. 文化財の保存と活用に関する現在の取り組み	
2. 文化財の保存と活用に関する課題の抽出	

- 3. 文化財の保存と活用に関する方針
- 4. 文化財の保存と活用に関する措置

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 85

- 1. 文化財保存活用区域と歴史文化の特徴を踏まえたストーリーの活用
- 2. 文化財保存活用区域の設定
- 3. 文化財保存活用区域およびその保存・活用計画

第9章 文化財の防災・防犯 98

- 1. 文化財の防災・防犯に関する課題
- 2. 文化財の防災・防犯に関する方針
- 3. 文化財の防災・防犯に関する措置

第10章 文化財の保存と活用の推進体制 101

- 1. 文化財保存と活用の推進体制の整備に向けた課題と方針
- 2. 官民の連携体制

参考資料 109

◆将来の文化財保存・活用のためのストーリー

- 表 11-1 ストーリーに関わる主な構成文化財の概要
- 表 11-2 多賀町内の国指定文化財
- 表 11-3 多賀町内の国登録文化財
- 表 11-4 多賀町内の県指定文化財
- 表 11-5 多賀町内の町指定文化財
- 表 11-6 多賀町内の埋蔵文化財
- 表 11-7 多賀大社 祭事（祭事暦）
- 表 11-8 多賀町内の文化財
(指定等文化財以外)

- 表 11-9 多賀町内の特筆すべき自然
- 表 11-10 多賀町で確認している希少な植物種
- 表 11-11 町内各地域の郷土食（年中行事の食）
- 表 11-12 町内各地域の郷土食（人生儀礼に関わる食）
- 表 11-13 町内各地域の郷土食（普段の食）
- 表 11-14 町内各地区の方言①
- 表 11-15 町内各地区の方言②
- 表 11-16 過去の多賀付近を物語る地形や地質の証拠
- 表 11-17 多賀町文献リスト

序章 文化財保存活用地域計画でめざす姿

前略

家族のみなさまは元気になっておられるでしょうか。私どもは多賀町に移り住んで、皆、忙しい日々を過ごしています。

多賀町にお越しになる予定とのこと、お気をつけてお越しください。お越しになる際の参考までに、最近の多賀町の様子についてお知らせしたいと思います。

●多賀町の四季

春の多賀町

春は桜の季節、そしてお祭りの季節。
 多賀大社^{たがたいしゃ}の門前の枝垂れ桜は見事の一言に尽きます。夜にはライトアップし、幻想的な風景を演出しています。多賀大社、胡宮神社^{このみやじんじや}、大滝神社^{このみやじんじや}では古例大祭が行われ、五穀豊穰^{ごこくほうじょう}を願います。

多賀大社周辺には、若い人が多く見られます。近江鉄道多賀大社前駅から多賀大社まで延びる絵馬通りには、古い街並みの雰囲気を残した古民家を改築したお店や住宅が軒を連ね、その雰囲気の良さを聞きつけて若い方々がつぎつぎにお店を開いたり、移り住んでいます。SNSでおいしいとの評判の洋菓子屋さん、和菓子屋さん、インスタ映えすると評判のカフェもあります。手作りの商品を並べたお店でもお客さんが品物を手に取って品定めしています。中でも、多賀町の伝統料理をアレンジした料理を提供するお店は、地域で育てられた農産物を使った多賀町ならではの料理が食べられると評判です。数年前までは、空き家・空き地が目立っていましたが、借主と所有者をうまく繋げて町のにぎわいを取り戻しました。地域の人たちも、落ち着いた門前の雰囲気を損なわずに、にぎわいが戻ってきて満足気です。

夏の多賀町

夏の目玉は、ジオツアーです。伊吹山から鈴鹿山脈北部にかけて分布する大小の石灰岩地帯、近江カルストを中心とした地質遺産は日本ジオパークに選定され、国内外から注目され



◆県指定文化財 河内の風穴



◆芹川の清流

ています。新たにジオツーリズムの機運が高まる中、専門ガイドさんもしっかりと研修を受け準備万端です。また、国内外からやってくる人々を受け入れる宿泊施設がオープンしました。近畿地方を代表する鍾乳洞である河内の風穴や佐目の風穴、御池岳から高室山に広がる独特の景観を成すカルスト地形、石灰岩の「白」と芹川の水の「青」のコントラストが目を見張る鮮やかな景観など、自然遺産が形づくる美しい景観に来訪者も魅入っています。町内の小中学校の児童生徒たちは、拠点ガイド施設となる博物館で学芸員さんの説明を受けた後、ガイドさんと一緒に現地をグループごとにめぐります。自然遺産がもたらした産業、そして信仰、まさに多賀の原点を体感できるツアーです。

秋の多賀町

秋、おすすめはもちろん紅葉です。多くの名所は観光バスが列を連れ、観光客が押し寄せて駐車場に車を停めるのに一苦勞ですが、胡宮神社は、名神高速道路多賀サービスエリアからは歩いて10分。名神高速道路多賀サービスエリアに車をおいて訪問すれば渋滞知らずで紅葉を眺めることができます。名神高速道路の高架下にある仁王門跡の脇から、鳥居をくぐって、見上げるとその先の石段の両脇には真っ赤に染まったもみじがトンネルを作っています。境内には、国指定名勝である胡宮神社社務所庭園があります。修理した書院から眺めると、別世界に来たようです。青龍山を背景にした静かな空間を染める真っ赤なもみじと青龍山から庭園の池に流れ込む水が織りなす光景が印象的です。

数年前までは、知る人ぞ知る隠れた紅葉ポイントであった大滝神社と犬上川の大蛇ヶ淵も今では多くの人々が訪れる観光スポットです。白く輝く奇岩を縫うように激しく流れる青と白の犬上川の水、そして美しく染まったもみじ。白・青・紅の幻想的な世界が広がっています。

また、紅葉の「紅」だけではなく、ソバの花も隠れた秋の風物詩です。田んぼ一面に小さな「白い」花が咲き誇っています。「紅」「白」のコントラストは最高のフォトスポットで多くの方が写真撮影に訪れます。近畿地方でも有数のソバの産地ならではの光景です。

以前から多賀大社、胡宮神社、大滝神社



◆胡宮神社の紅葉（敏満寺地区）



◆田の畦に咲く彼岸花（土田地区）



◆犬上川大蛇ヶ淵（富之尾地区）

の三社は、紅葉シーズンにあわせてライトアップしていましたが、今では町内の各所でひかりの輪が広がり、地域の恒例行事となっています。昼間に見る景色も素晴らしいですが、ライトに映し出された紅葉も一見の価値あります。多賀町に移り住んだ甲斐がありました。

冬の多賀町

多賀町の元日は、昔も今も変わらず、初詣の人々でにぎわっています。この時ばかりは町民の人たちが駐車場を準備して遠方からの来訪者を出迎えています。さすが滋賀県随一の初詣客を誇る多賀大社です。数年前までは、多賀大社の周辺だけの賑わいでしたが、最近では、多賀大社の初詣の後に町内の他地域に足を延ばす人が多くなり、にぎやかさがより広がっています。

町内の各所に目を配ってみましょう。名神高速道路多賀サービスエリアでは、車を停めて胡宮神社に歩いてお参りしている人がいます。中には、犬や猫を連れている人もいます。小石丸にまつわる伝説が残る大滝神社へ犬や猫を連れてのお参りする人たちでしょうか。成年に犬の祈禱をしてくれる神社として評判で、全国からペットの健康、延命長寿を願っての参拝が後を絶ちません。

●多賀町のパワースポット

多賀町は、町域の85%以上を森林が占めます。その森の町を象徴するのが滋賀県下最大の巨木「井戸神社のカツラ」です。このような樹齢を重ねた巨木は神が宿ると信じられ、様々な説話や伝説をともしない信仰を生み出してきました。

たとえば、多賀大社の『奈良時代に元正天皇が重い病にかかれたが、強飯（おこわのこと）を「しでの木」で作った杓子で盛って差し上げたところ無事、平癒され、その杓子を作った余り木を地に突き刺したところ見事な巨木と



◆そばの花（久徳地区）



◆正月の多賀大社



◆町指定天然記念物 飯盛木（多賀地区）



◆杉坂峠の三本スギ（栗栖地区）

なった』という縁起に由来した飯盛木。安土桃山時代から江戸時代にかけて描かれた「多賀大社参詣曼荼羅図」の中にも多賀大社の参拝ルート上に「男飯盛木」と「女飯盛木」が並んで描かれています。

多賀大社の東の山一杉坂峠には御神木があります。この杉坂峠には「昔、伊邪那岐命がここに降り立ち一休みしていたところ、老人が現れて命に粟のご飯を差し上げた。これを命は喜んで食べ、食べ終わって箸を地面に突き刺すとみるみるうちに大きくなり、スギの大木になった」との説話があり、現在でも8月に行われる万燈祭ではこの御神木のもとで齋火がきりだされ、多賀大社に運ばれています。

佐目地区の十二相神社には、樹齢600年とも1,000年ともいわれるスギの巨木があります。スギの巨木は神社本殿の周りを囲んでおり、枝の間から差し込む日差しが神々しさを醸しています。この地区は明智光秀の出生地候補の一つです。この雰囲気を感じれば、後の光秀が天下をめざしたとしても、つい納得してしまいます。明智光秀の前半生についてはよくわかっていません。出身地の候補も隣の岐阜県を中心に6ヶ所ほど挙げられていますが、その中で多賀町説は、江戸時代の初めに書かれた近江の地誌『淡海温故録』の内容に基づいています。『淡海温故録』では「昔、美濃国に明智十左衛門なるものがいたが、近江六角氏に仕官するため多賀の佐目に住み着いた。その子、明智十兵衛(=明智光秀)は六角氏を離れ、越前の朝倉氏に仕えることを望み佐目を出た」とあります。内容の信憑性については意見が分かれるところですが、地元の方々が地域を盛り上げようと設置した伝十兵衛屋敷跡のガイダンス施設には、明智光秀の出身地を一目見ようと多くの人々が訪れています。

多賀町と美濃を結ぶルートである五僧越えは、栗栖地区の御神木(スギ)、保月地区の地蔵堂のスギと巨木をめぐるルートでもあります。

これらの巨木巡りは、ジオツアーと並んで人気のコースです。巨木にまつわる伝説と目で見てわかる大きさが醸し出す雰囲気が、訪れるひとたちにとって厳しい道のりも含め、忘れられない思い出になっています。中でも訪れて巨木を



◆十二相神社のスギ(佐目地区)



◆地蔵堂のスギ(保月地区)



◆伝十兵衛屋敷跡(佐目地区)

見上げる子どもたちの脳裏には、各々がイメージする神様が浮かんでいるに違いありません。

●おいしい多賀町

町内で造られる「清酒多賀」は鈴鹿山系を水源とした硬水を仕込みに使っています。工場見学ができることで人気のビール工場もあります。日本酒とビール、この二つのお酒の製造を支えるのは石灰岩の山がもたらす豊かな水資源です。

多賀町の豊かな山がもたらすのは水だけではなく、土もまた、山々が長い年月をかけて生み出してくれたものであり、この土で育ったのが多賀そばであり、桃原ごぼうです。そして、豊かな山は多くの動植物も育てました。今や多賀そばや桃原ごぼうだけではなく、多賀にんじん、ジビエ、山菜は多賀町のおいしさを語るうえで欠くことのできない食材です。多賀の恵みがもたらした食材やお酒を楽しむために遠方からもお客さんがやってきます。

今日は金曜日、気の置けない友人と食事に出かける予定ですが、お店に入れるかちょっと心配です。

●いにしへの心の風景

整備を終えた国史跡敏満寺石仏谷墓跡びんまんじいしほとけだにはかあとから西側を眺めれば湖東平野が一望できます。遠方には荒神山こうじんやま、その後ろには琵琶湖を挟んで比良山系ひらさんけいがそびえています。ここからは、遠く比叡山ちようげんしょうにんに沈む夕日を眺めることができます。古代東大寺の荘園で働く人々が見た景色、重源上人が訪問を熱望した風景、この墓地に葬られた人々が眺めた光景が、今も変わらずここにあるのです。

ここから少し足を延ばせば多賀大社へ行くことができます。国指定名勝である庭園のみみじは見逃せません。延命長寿の神様として名高い多賀大社ですが、その歴史は古く、戦国時代の甲斐かいの雄、武田信玄たけだしんげんも厄除け祈願を依頼していますし、北近江をおさめた浅井長政あさいながまさの幼名猿夜叉さるやしやの銘がある梵鐘も境内に残っています。豊臣秀吉とよとみひでよしは母の長寿を願って寄進をしました。その寄進により作られたのがこの庭園です。

●多賀町再発見の旅

多賀大社の延命長寿の信仰は、江戸時代には全国へ広がり、多くの参拝者が訪れました。その参拝者はお参りだけではなく、そこに至る道中も楽しんでいました。『多賀大社参詣曼荼羅図』には多賀大社に加えて、周辺の名所がたくさん描かれています。今の多賀町もまた、多賀大社だけでなく、いろいろな見どころや食べどころが五感を刺激してくれる場所になっています。多賀町は豊かな自然を下敷きに積み重ねられてきた歴史が違和感なく息づく魅力いっぱいの町です。地元の人々も地域とその歴史文化に誇りを持っています。訪れる人はその魅力の虜になること間違いなしです。

日々の生活の中で、その素晴らしさに気付くたび多賀町に住んでよかったと感じています。それでは、お会いできる日を楽しみにしております。

草々

第1章 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的



◆多賀町役場周辺遠景（北西より）

1. 文化財保存活用地域計画の作成の背景と目的

(1) 多賀町の概要

多賀町は、滋賀県の琵琶湖の東側、湖東地区^{ことう}に位置する町である。町域の東部には霊仙山・^{りょうぜんやま}鍋尻山・^{なべじりやま}高室山・^{たかむろやま}三国岳・^{みくにだけ}鈴ヶ岳^{すずがたけ}などの標高1,000m級の峰々が連なり、その東南部を源にして^{せりかわ}芹川、^{いぬかみがわ}犬上川の河川が流下し、流域耕地に灌漑用水を供給しながら琵琶湖に注いでいる。西部は比較的平坦な地域で、水稻に適した優良農地が広がっている。

総面積は135.77 k㎡で、土地の地目の割合は、面積比で山林が85.6%、農地（田・畑等）が3.6%、宅地が2.2%、その他が8.6%となる。山林面積の割合が圧倒的に多い点が、豊かな自然を持つ本町の特徴をよく示している。この広大な山林では、スギ、ヒノキ、マツなどが美林を形成し、その良質材をはじめ、その他の各種林産物を生み出している。

交通から見た場合、京阪神と中京、北陸の各経済圏との結節点に多賀町は位置している。町域内には名神高速道路多賀サービスエリア（以下多賀SA）が整備され、彦根インターチェンジから5km、東海道新幹線米原駅からは13km、JR琵琶湖線南彦根駅からは5kmの位置にある。国道306号、307号が町内を縦横に通過し、彦根から延びる近江鉄道彦根・多賀大社線多賀大

社前駅がある。町内の交通を支える公共交通機関としては、路線バス・予約型乗合タクシー（愛のりタクシーたが）が運行している。また、名神高速道路多賀SA内にはスマートインターチェンジ（以下多賀SIC）の設置が計画されている。

本町は、このような交通網を活かしながら、発展する市街地のみならず、その周縁にある地域との繋がりや、さらに広域な範囲で相互連携のためのネットワークを構築し、町域全体の活性化を目指している。

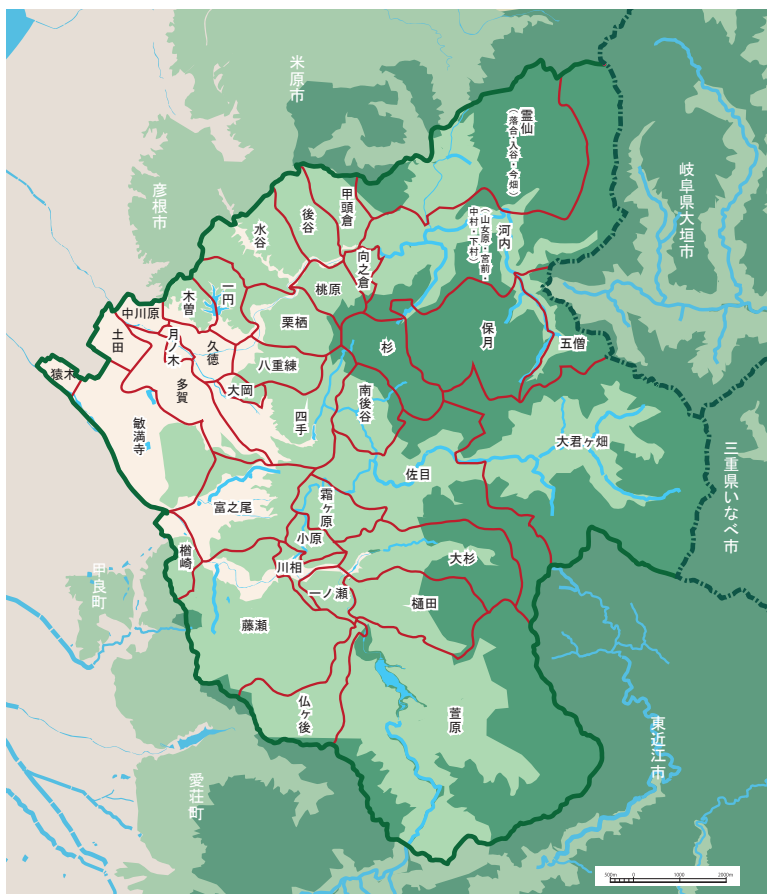


図 1-1 多賀町内の地区

(2) 計画作成の背景

本町の人口は昭和35年(1960年)に10,547人に達したが、それをピークに減少傾向へ転じた。

現在は7,552人で、2,902世帯が暮らしている(令和3年2月末日現在)。人口の偏りも著しく、平野部の多賀・久徳^{きゅうとく}地区に約71%が集中し、山間部は人口減少が顕著である。山間部にあった五僧集落が昭和40年(1965年)に廃村となったことを皮切りに、いくつかの集落が廃村となり、現在では10の集落が通年、または冬季無人状態となっている。現在も山間部に住む人々はいるものの、その人口は減少し、高齢化率の上昇、空き家の増加といった問題が発生し、その地で育まれてきた歴史と文化、文化財が継承されることがなく失われつつある。同様の危機的傾向は、平野部においても顕在化し始めている。世代交代の進行、生活様式の変化によって歴史、文化、文化財と人の暮らしが切り離されていくことで、その継承が途絶え、多賀町を多賀町^{むしば}たらしめてきた歴史的な基盤を大きく蝕み始めている。

(3) 計画作成の目的

人口減少や世代交代、高齢化、生活様式の変化をはじめとする様々な社会的変化の中で、過去から現在、未来へと受け継がれていくはずの文化財が消えつつある。このような危機^{たいじ}と対峙し、地域とそこに根差す文化財をいかに未来につなげていくのか。文化財消失の危機^{たいじ}へどのように対応していくのか。その問いに対する答えを探し出し、有効な手立てを講じていくことが、文化財保存活用地域計画(以下、本計画)作成における最上位の目的である。

上記のような社会的変化が生み出した文化財消失の危機に対応していくには、従来からの観点・方策だけでなく、文化財を適切かつ確実に継承すべき財産として位置づける必要がある。

そのためにまず本町の文化財を多賀町のまちづくりにおける地域の資源として捉え直す。本町の文化の基層は、自然への人の働きかけ（歴史）の積み重ねであり、これが「多賀町ならではの魅力」を形づくっている。本計画では、この魅力とそれを生み出している基層を磨きあげ、それを活かすことで、地域の誇りを醸成しながらまちづくりを進める。そして「ひと・地域」と「文化財」の新たな関係性を構築し、双方を活性化させていくサイクルを作り出していく。

本計画の目的は、以上のような展望を具体的に実践しながら、序章で描いたような未来の多賀町の姿を目指していくところにある。

2. 本計画の位置づけ

(1) 上位計画との関係

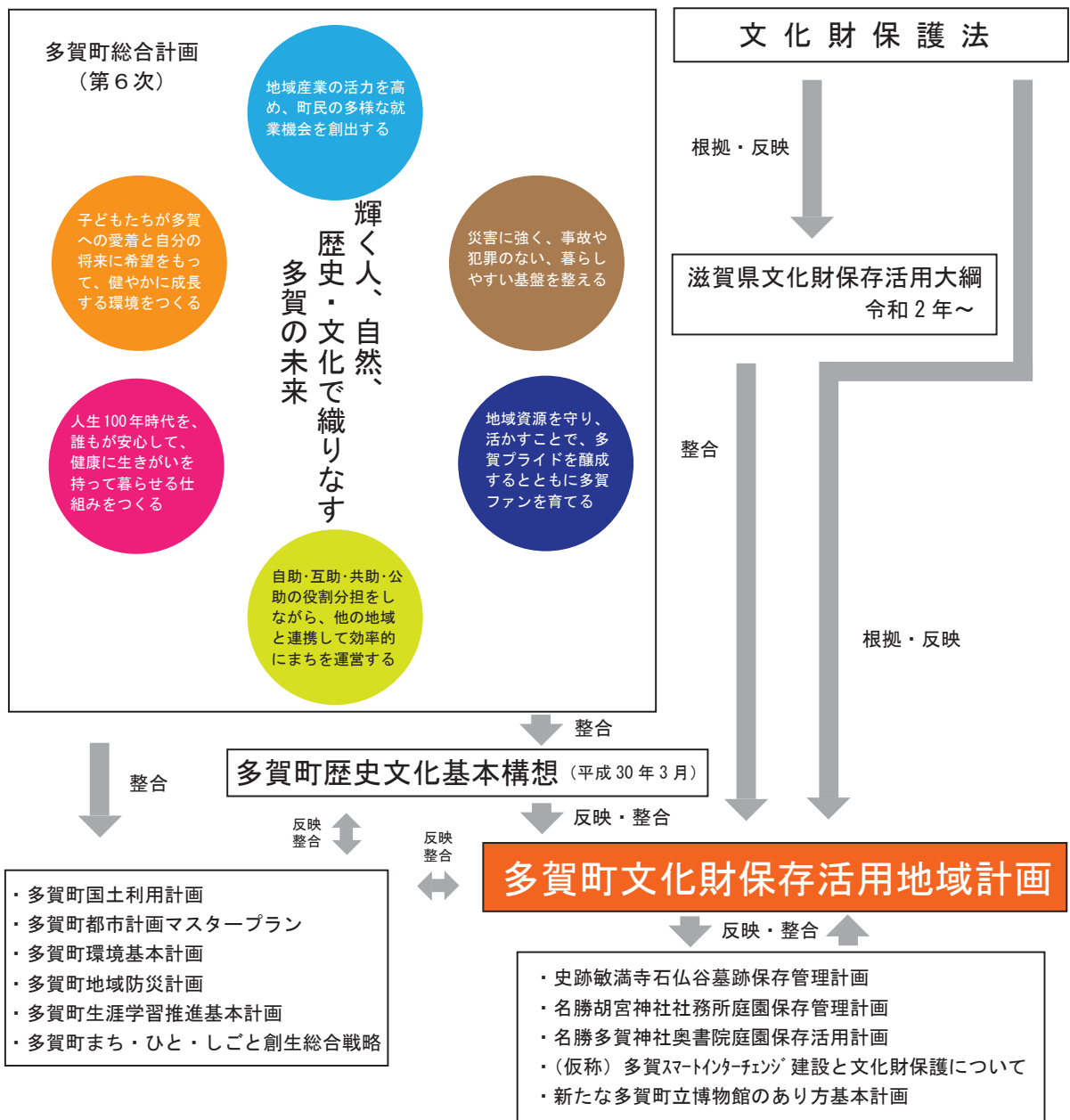


図 1-2 上位計画と文化財保存活用地域計画の関係

本計画は、すでに作成した町の上位計画を基盤とするものであり、上位計画で掲げられてきた多賀町のまちづくりに関する目標や方向性を、文化財の適切な保存と積極的な活用を通じて具現化していくための計画である。本計画の基盤となった上位計画との関係は図1-2の通りで、これらの上位計画で提示されてきた多賀町のまちづくりに関する目標や方向性は以下のとおりである。

①『第6次多賀町総合計画』

多賀町のまちづくりに関して全体を包括する計画として『第6次多賀町総合計画』を作成した(令和3年度(2021年度)4月から令和12年度(2030年度))。これは、平成23年(2011年)に作成した『第5次多賀町総合計画』を継承するもので、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」を町の将来像とした。それを実現するための基本目標の1つとして「地域資源を守り、活かすことで、多賀プライドを醸成するとともに多賀ファンを育てる」をかかげ、具体的な施策として「先人から受け継いだ貴重な文化財を守り、活用」することをあげた。

②『多賀町都市計画マスタープラン』

現在の『多賀町都市計画マスタープラン』は、第6次多賀町総合計画の下位計画として作成した(令和3年(2021年)3月作成/令和12年度(2021年度)まで)。この計画は「深い自然・風土・歴史、まちの営みが調和し、持続する町」を将来像とし、「本町で培われた深い自然・風土・歴史を継承しながらも、まちの営みがバランスよく調和しながら、将来に向けて持続するまち」をめざすとした。その具体像を町内の拠点—「コンパクトな中心拠点」「地域拠点」「産業拠点」「多賀サービスエリア(SA)・スマートインターチェンジ(SIC)周辺拠点」「観光拠点」と山間集落を結んだネットワークによる「多核連携型都市構造」とした(図1-3)。

これは、人口の急減などで存続が難しい山間集落を、近隣地域・集落との連携や拠点間ネットワークの活用で利便性の向上を図り、居住を維持できる環境を整えることを意図している。

中心拠点 町役場から絵馬通り、多賀大社、近江鉄道多賀大社前駅、中央公民館等が集積する地域

地域拠点 山間集落の結節点となる大滝小学校・川相地区周辺地域

観光拠点 河内の風穴を有する河内地区

産業拠点 びわ湖東部中核工業団地

多賀SA・SIC周辺拠点 多賀SA・SIC周辺のこのみや胡宮神社等



図1-3 都市構造(多賀町「多賀町都市計画マスタープラン」多賀町2021)

③『多賀町生涯学習推進基本計画』

『多賀町生涯学習推進基本計画』は、第5次多賀町総合計画の下位計画として作成した（平成26年度（2014年）から令和2年度（2020年度）までの7年間、令和3年度に更新予定）。魅力ある生涯学習・生涯スポーツを推進する中で、「多賀町ならではの学びの発掘と発信」していくことを提唱した。多賀町内の「歴史や文化、伝統的習俗、技術等の地域資源を調査し、それを学習・習得して多賀町の魅力を外部に発信することを目指している。

(2)「多賀町歴史文化基本構想」との関係

前項で示した上位計画（旧計画）の基本方針を踏まえ、多賀町では平成29年度に『多賀町歴史文化基本構想（以下、基本構想）』を作成した。

この基本構想は、都市計画等との調整や関係部局との協議を進めつつ、地域住民と共に多賀町のまちづくりをしていくためのグランドデザインを示したものである（図1-4）。文化財の保存だけでなく、景観づくり、教育振興、産業振興、観光振興などの各分野の施策や計画と整合・連携を図ることにより、多賀町のあるべき姿を描くことを目標とした。そして基本方針として①歴史文化・自然環境の保全、②点在する文化財を面的に連続させる、③まちづくり活動と連携した文化財の保存・活用の3つをあげた。その方針に沿って、旧「都市計画マスタープラン」で掲げてきた将来の都市構造案－「扇形集約都市構造」の概念（図1-5）を活用しながら具現化をめざした。具体的には「扇形集約都市構造」の概念におけるA：都市核＝B：歴史拠点として、多賀・敏満地区周辺の歴史遺産群を「歴史文化保存活用区域」として評価し、それらを地域資源として有効化する方向を打ち出した。



図1-4 歴史文化基本構想における文化財を活かした課題と目標、将来像（多賀町『歴史文化基本構想』2018より）

また、個別に作成された「史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画」、「名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画」、「名勝多賀神社奥書院庭園保存活用計画」等との連動を図り、歴史文化を活かしたまちづくりの各種取り組み、連携方法の具体化を提起した。併せて町域全体に目を配りながら、テーマやストーリーで個別の文化財を結び付けた「関連文化財群」や、面で文化財の保存と活用を推し進める「歴史文化保存活用区域」の設定も行った。



図1-5 扇形集約都市構造概念 (多賀町「多賀町都市計画マスタープラン」2012より)

本計画は、この基本構想を取り込んだ計画として位置づけるものである。基本構想で設定した「歴史文化保存活用区域」や「関連文化財群」をアレンジしながら取り入れ、都市計画部局や観光部局をはじめとする庁内各部局と文化財部局の連携をより重視しつつ、文化財の保護・活用を通して魅力に溢れた多賀町のまちづくりを推進するためのものとして作成する。

(3) 滋賀県文化財保存活用大綱との関係

『滋賀県文化財保存活用大綱』(令和2年3月作成)では、今後目指すべき滋賀県の文化財の保存と活用の方向性として以下の5つが示されている。

- ①文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進

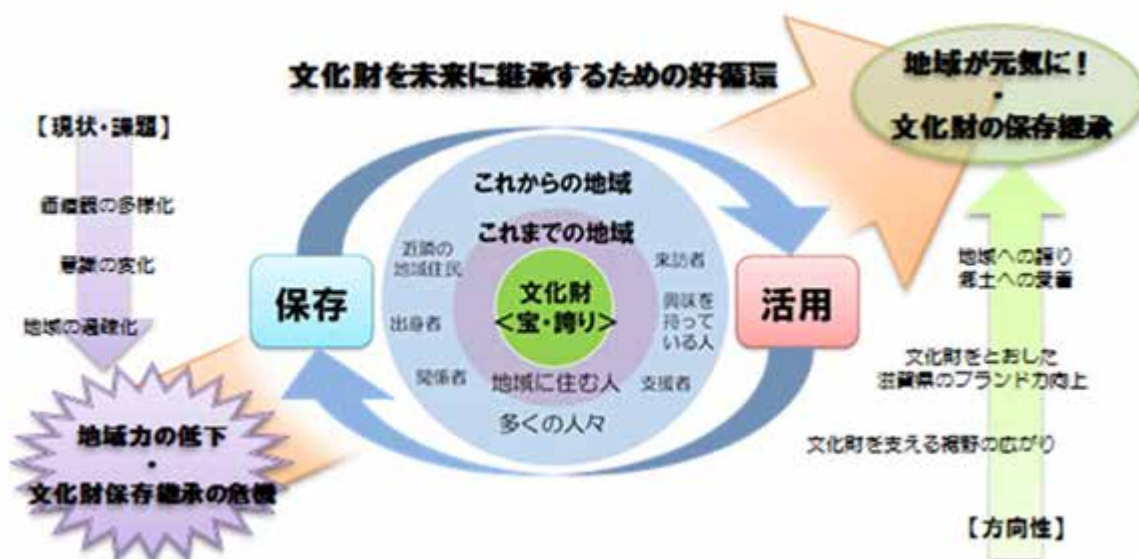


図1-6 滋賀県ならではの文化財保存と活用のイメージ (滋賀県文化財保存活用大綱より)

- ②文化財の保存継承を支え合う地域づくり、人づくり
- ③文化財の多種多様な活用の推進
- ④文化財の保存・継承・活用発信できる施設の確保
- ⑤文化財を維持するための資金の確保

本計画は、上記の5つの柱を十分に踏まえながら作成するものである。特に①・③を実施することによって、②を実現する推進力を生み出すこととし、そのための仕組みづくりに重点を置く。

3. 計画期間と作成体制

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とする(図1-7)。

本計画の推進は、国、県、町の関係機関との連携の深化と併せて、地域住民の理解と積極的な参画、ならびに文化財に対する地域の理解、関心の向上が不可欠である。それらの深化・向上の中で、本計画に盛り込んだ措置・事業等を適宜見直し、改訂を進める必要もある。そして、地域における文化財をより適切な形で次世代へ継承していくために、計画の作成・実行・評価・改善をしながら展開する。そのうえで、本計画の実効性を確保するため、毎年、進捗を確認する必要がある。町の上位計画である『総合計画』が令和7年度(2025年度)に中間評価を行う見込みであることから、令和8年度(2026年度)にはその成果を反映させる。その後、事業の大きな変更など、場合によっては、計画の改正を行うことも視野に入れることとするが、その場合は、県を通じて文化庁に報告し、必要に応じて変更認定の手続きをとる。

(2) 作成体制

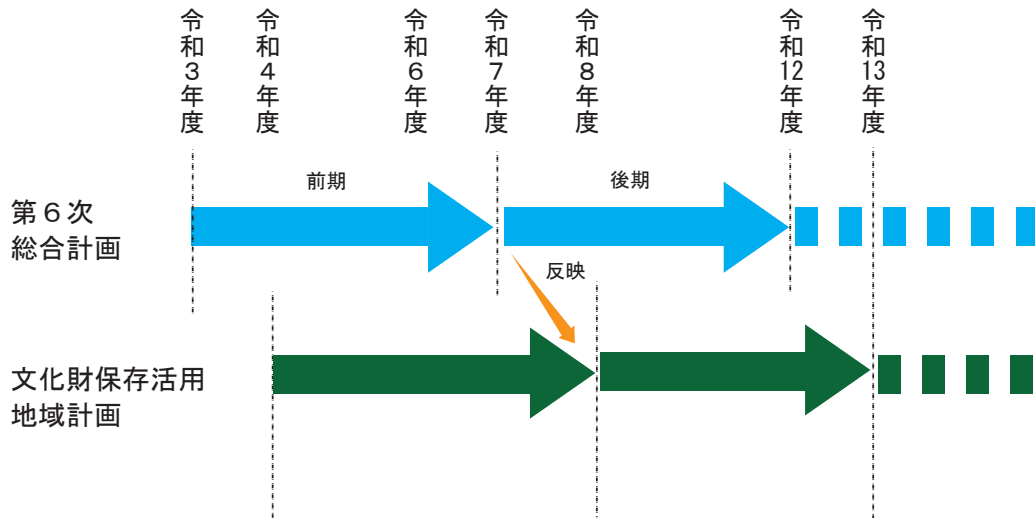
本計画は、多様な関係者の意見を踏まえて作成することを可能な限り重視した。そこで、本計画の前身である「歴史文化基本構想」の策定委員会をベースとしながら、学識経験者や関係者、行政機関、地域住民からなる「多賀町文化財保存活用地域計画策定委員会」(以下、委員会という。)を組織し、検討・意見聴取を行った。また、委員会とは別に文化財保護審議会に意見聴取を行うとともに、町総合計画策定委員会委員、パブリックコメントを通じて広く意見を聴取して計画に反映させることに努めた。作成に関わる事務は、多賀町教育委員会事務局生涯学習課多賀町立文化財センターが担当した。

【多賀町文化財保存活用地域計画策定委員会名簿】 令和2年度(2020年度)

※〔 〕内は専門分野等、委員の記載は50音順

委員長	市川 秀之	滋賀県立大学 教授〔民俗〕
副委員長	中川 信子	多賀町文化財保護審議会 委員長
委員	石川 慎治	滋賀県立大学 教授〔建築学〕
委員	井上 ひろ美	多賀町文化財保護審議会 委員〔美術工芸〕
委員	川原 隆司	多賀大社 禰宜

◇総合計画と文化財保存活用地域計画の期間



◇地域計画の実施時期・期間の例と評価体制イメージ

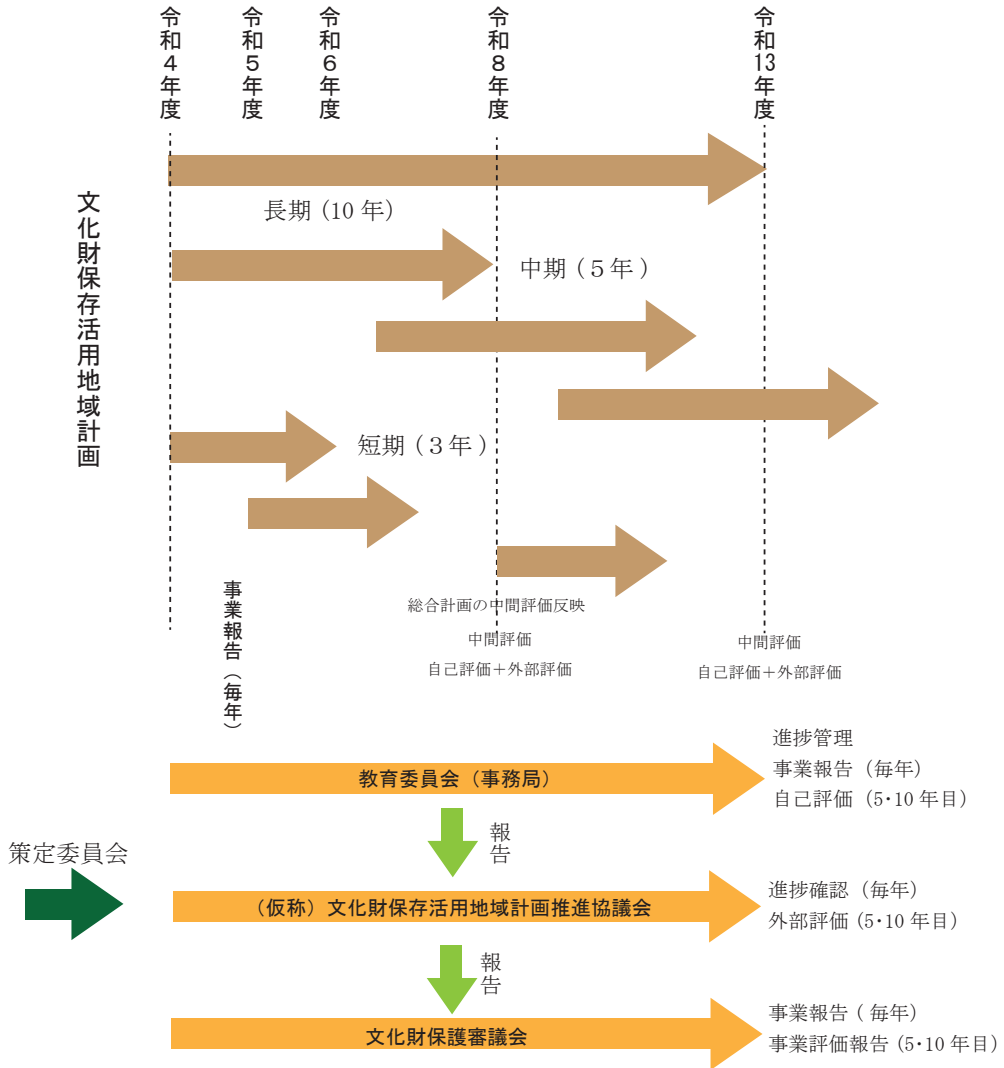


図1-7 地域計画のタイムスケジュールと評価体制

委員	近藤 英治	多賀町史編纂を考える委員会	委員
委員	龍見 茂登子	多賀町立博物館協議会	委員
委員	土田 雅孝	一般社団法人多賀観光協会	事務局長
委員	富田 愛子	元多賀小学校	校長
委員	平居 晋	多賀門前町共栄会・一般社団法人杜ノ実	理事
委員	藤本 秀弘	山門湿原の森を次世代に引き継ぐ会	理事
行政委員	本田 洋	多賀町役場	企画課 課長補佐
オブザーバー	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課		
事務局	多賀町教育委員会事務局	生涯学習課	多賀町立文化財センター
作成支援	公益財団法人滋賀県文化財保護協会		

4. 計画の進捗管理と評価の方法

(1) 計画の進捗管理

本計画作成後は、進捗管理および実施状況、結果について常にチェックしていく。計画に沿って適切に実施しているか、現状の観察・評価を定期的に行う必要がある。そこで、計画の進捗を管理するため、本計画策定委員会を母体とした「(仮称)文化財保存活用地域計画推進協議会」(以下協議会という)を立ち上げる。計画実施の中心である事務局は、教育委員会事務局生涯学習課(以下事務局という)が、実施の進捗確認等は協議会が担う。

各事業の進捗管理に関しては、チェックシートなどを作成し、その記入を通じて報告をする。本計画では、事業の基本実施期間を短期(3年)、中期(5年)、長期(10年)の期間で設定する。事業の効果を見極める必要から最短期間を3年とする。事業の実施状況(実施済・実施中・未着手)に関する報告・公開は、年度ごとに行い、報告は、事務局が協議会に対して行うものとする。

(2) 自己評価と外部評価

短期・中期・長期事業は、それぞれの事業実施期間で総括をする。当初の目標を達成できている場合は事業終了とする。一方で、事業の進捗に遅れが生じている場合、あるいは事業実施が困難になる場合は、協議会へ速やかに報告し、対応策を作成した上で、改めて承認を求める。

中間期(5年目)には全体の進捗状況を確認し、事業の現状に対する自己評価を事務局が、外部評価を協議会が行う。自己評価では、実施状況に関する写真や記録を整理した上で、「課題」⇒「課題への対応・修正方針」などを明らかにし、事業を進めるために必要な修正や改善策を取りまとめる。外部評価は、それぞれの進捗状況、実施内容等に関して事務局から報告を受けて、協議会が行う。その後、協議会から自己評価+外部評価の結果を「文化財保護審議会」に報告し、取り組みに対する中間総合評価を行う。結果は広く公開し、評価結果を踏まえた上で、次の期間の計画実施を進めていく。

5. 本計画で取り扱う文化財の範囲と用語

本計画において使用する用語の定義と意味することを整理しておく。

文化財保護法では「文化財」を、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術）、民俗文化財（有形民俗文化財・無形民俗文化財）、記念物（遺跡・名勝地・植物・動物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群において、歴史上又は芸術上、学術上価値の高いものもしくは国民の生活や生業の理解のために欠くことのできないものと定義し、これらのうち特に重要なものを国が指定・選定・登録して重点的に保護するとともに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術として併せて保護の対象としている。

滋賀県文化財保存活用大綱では、文化財保護法における上記の類型に加え、「人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えてきた有形無形の文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出された物や精神）」を文化財に含め、「本県の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなす県民のみならず国民共有の財産」としている。

本計画では、文化財保護法、滋賀県文化財保存活用大綱における考え方を踏まえながら、以下のように用語を定義することとする（図1-8）。

文化財 本町の歴史や文化、自然環境などの正しい理解のために欠くことのできないもの。文化の向上発展の基礎をなす町民・県民、そして国民の共有財産。人為による有形無形の文化的な所産（歴史遺産）のほかに、天然・自然物のうち、人々の信仰や生活に何らかの影響を与えているもの（自然遺産）も含む。文化財保護法における文化財も内包する。

歴史遺産 人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えてきた有形無形の文化的所産。

自然遺産 自然物のうち、人々の長い営みの中で信仰や生活に影響を与え、本町の歴史や文

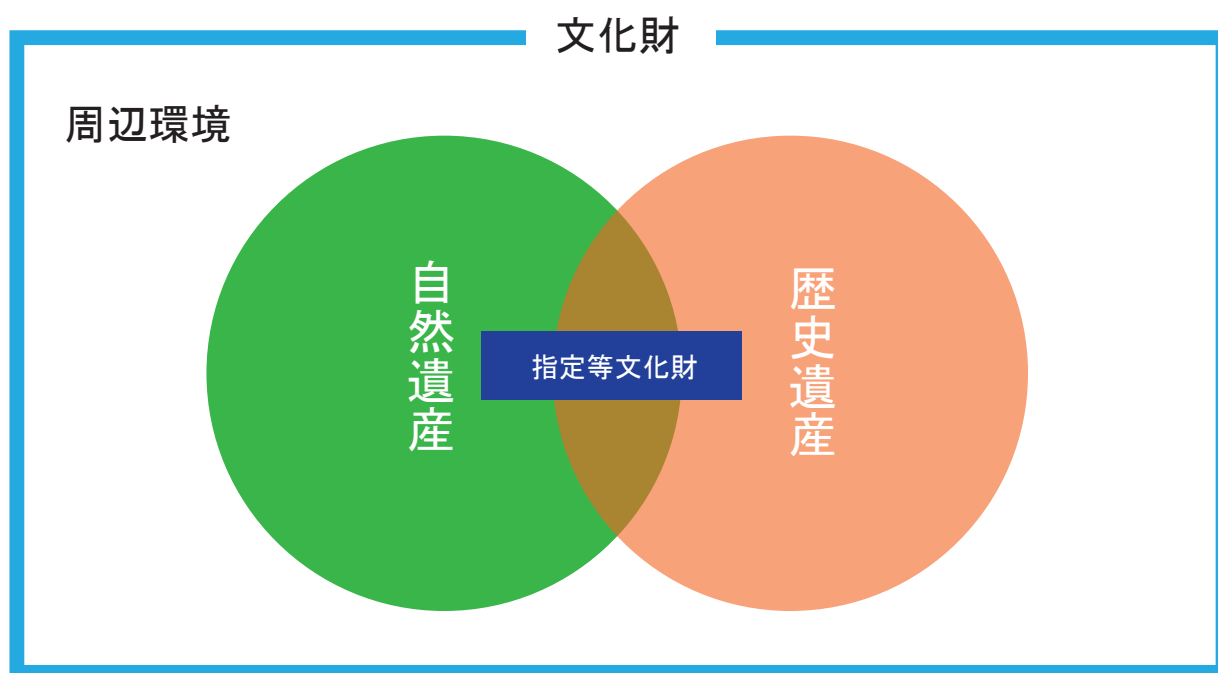


図1-8 文化財と歴史遺産・自然遺産の関係

化、景観を正しく理解するために欠くことのできないもの。

周辺環境 有形無形の文化的所産を育み、それらが有機的に根付いている場所で、今なお文化財を包括している空間を指す。

よって、本計画において文化財として取り扱う範囲を、歴史遺産・自然遺産やそれらの周辺環境の総体とする。なお、歴史遺産・自然遺産は、いずれも人々の生活（生業・信仰等）や自然環境といった周辺環境の中で生まれ、息づいてきたものであり、周辺環境との関係が断ち切られたり、あるいは周辺環境そのものが消失すると、存在・維持が困難となる。したがって、歴史遺産・自然遺産の保存と活用にあたっては、それらが存在する周辺環境も含めて考慮することが必要となる。

第2章 多賀町の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 地理的環境

①位置 (図2-1・2)

多賀町は滋賀県東部に位置し、豊郷町・甲良町とともに犬上郡に属する。北は米原市、西は彦根市と甲良町、南は愛荘町と東近江市、東は岐阜県大垣市、三重県いなべ市に接している。標高1,000m級の山々が連なる鈴鹿山脈の北半に位置し、町域の大半は山地で、森林面積は85.5%を占める。

②地形 (図2-3)

i) 山地

町内には、霊仙山(1,084m)、鈴ヶ岳(1,130m)、高室山(817m)、鍋尻山(838.8m)と標高1,000m前後の山地がある。

霊仙山は、鈴鹿山脈の最北端に位置する。この山の南端を流れる芹川によって開析された権現谷は、比高400mに達する大溪谷を形成している。霊仙山から鍋尻山、高室山一帯は「近江カルスト」と呼ばれる石灰岩地帯である。鍾乳洞のほか、羊の放牧地を思わせるカレンフェルト、浸食によって石灰岩が溶解して窪地となったドリーネがみられ、その緩やかで広大な景色が人気で、毎年多くの登山者が訪れる。

ii) 河川

町内には、鈴鹿山脈を水源とする犬上川と芹川の2つの1級河川が流れている。

犬上川は南北2条の支流があり、北流が形成した谷を北谷、南流が形成した谷を南谷と呼んでいる。流域面積は104.3km²と芹川より広域で、河岸段丘や扇状地が発達している。南流は東近江市百濟寺町角井峠付近、北流は三重県境の鞍掛峠付近に水源をもち、両流路は川相地区で合流し、檜崎地区付近で平野部へ流れ下る。谷口から半径5kmの範囲に典型的な扇状地が展開しており、現在は水田となっているが、昭和21年(1946年)に農業用水専用ダムである犬上川ダムが建設されるまでは水不足に悩まされていた。

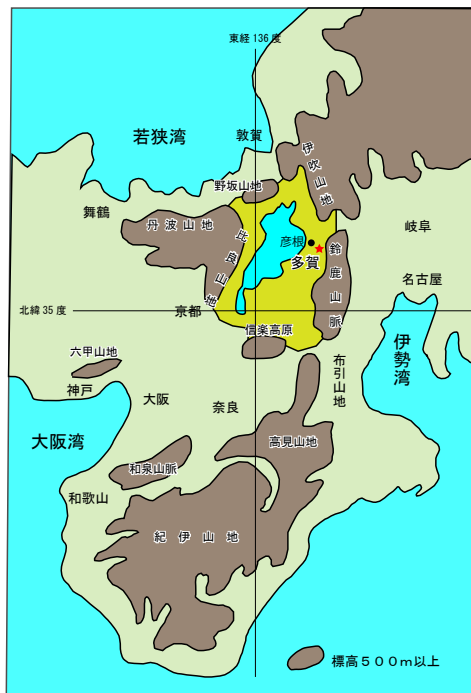


図2-1 近畿地方の地勢



図2-2 多賀町の位置



◆霊仙山のカレンフェルト（経塚山より）



◆ドリオーネ（陣屋）

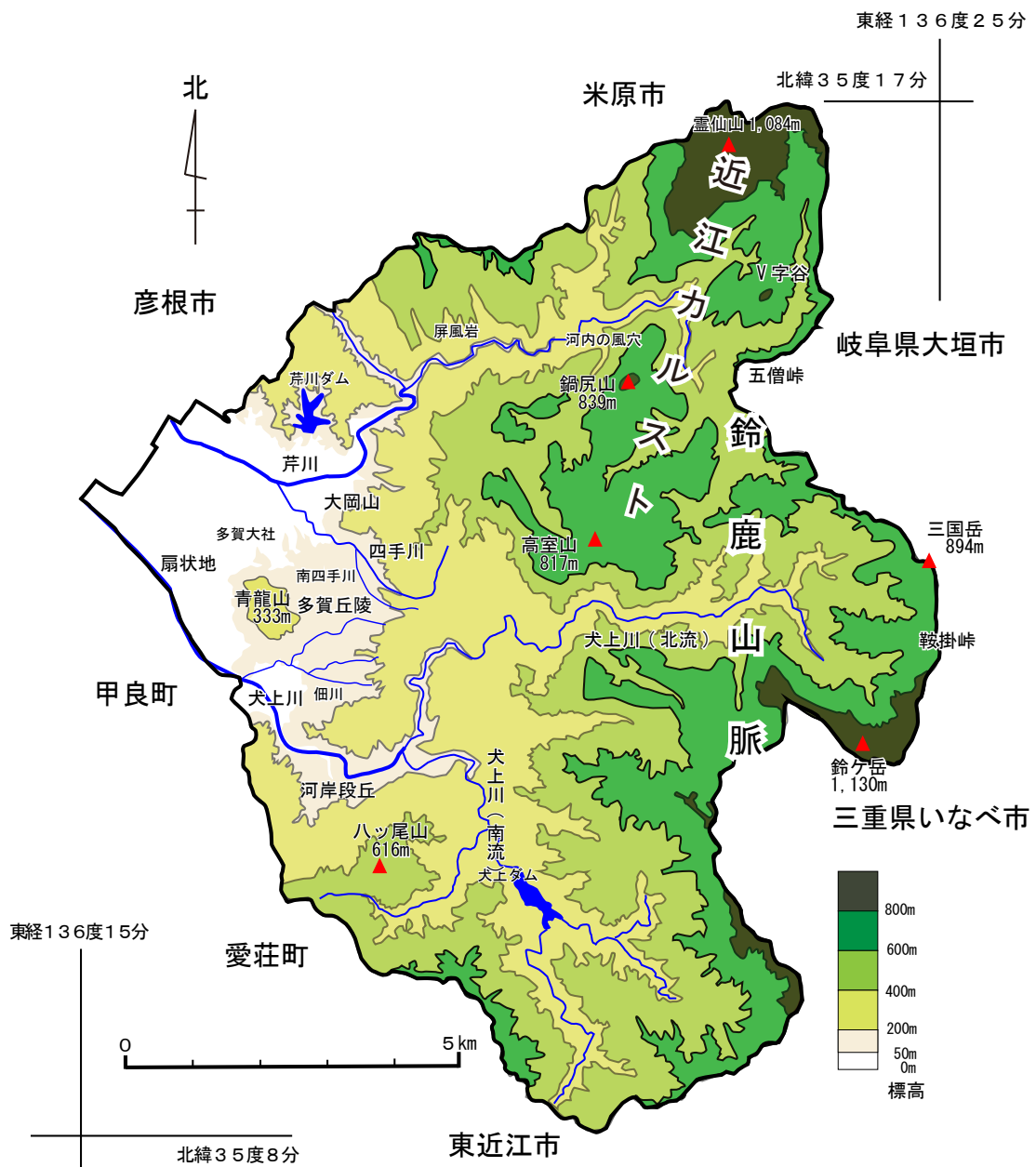


図 2-3 多賀町の地形



◆犬上川・芹川の扇状地（南西上空より）

芹川は流域面積が 61 km²で、上流域ではV字谷が顕著に見られるが、河岸段丘は発達していない。霊仙山の中腹から旧脇ヶ畑区周辺までの諸支流を集めて西流し、八重練地区付近で平野部に出て、その後西流して彦根市街地の西側を流れて琵琶湖に注いでいる。もともとは、市街地の南側を流れて旧松原内湖に注いでいたが、彦根城の築城と城下町の整備にともない、彦根城の南側に付け替えられた。大堀川とも呼ばれる。

iii) 丘陵

鈴鹿山脈の西麓に広がる丘陵は、湖東丘陵と総称されている。その主要部は愛知川以南に分布し、野洲川に至る広大な丘陵を展開しているが、多賀丘陵はその最北端に位置する。多賀丘陵は多賀町多賀地区から愛荘町松尾寺地区付近まで分布している丘陵で、分布域のほぼ中央を流れる犬上川により南北に分断されている。丘陵の標高は 140 から 200 m 前後で、北部東端の桜峠付近では 250 から 300 m に達している。芹川の支流である四手川や南四手川、犬上川の支流である佃川は北部の丘陵を刻んでいるが、丘陵の規模そのものが小さいため、複雑な樹枝状谷は発達していない。丘陵地の傾斜も全般に緩やかで、前述の桜峠付近で 30 度を超える傾斜がみられる以外は 8 から 15 度の比較的緩やかな傾斜地である。犬上川の扇頂部に位置する標高 333 m の青龍山は、周辺から独立した円錐状の山で、地域を象徴する山となっている。また、青龍山の東麓から大岡山の間には、標高 200 m 程の小規模な丘陵が広がっている。

iv) 平野部

平野部は、鈴鹿山脈に端を発する芹川および犬上川によって形成された扇状地（扇頂部標高約 140 m から約 110 m：町域内）よりなる。扇状地では、耕作地へ十分な水を供給することが課題となる。そのため、耕作地として開発を進めていくには、扇頂部に近づけば近づくほどため池や灌漑用水、堰の構築が不可欠となる。犬上川右岸にあたる敏満寺地区にある大門池は、東大寺領水沼荘を描いた『近江国水沼村墾田地図』にみえる「水沼池」に比定され、古代における扇状地の開発の一端をよく残している。現在では溜池のほか、芹川に設置された芹川ダムと犬上川南流に設置された犬上川ダムが農業用ダムとして機能している。

(2) 自然環境

①地質（図 2-4・5）

i) 北部地域（芹川上流域周辺）

河内地区を中心とした地域は、約 2.8 億年前の古生代ペルム紀の海洋底で堆積した緑色岩（玄武岩質溶岩及び凝灰岩）と石灰岩で占められている。県境付近には部分的に砂岩やチャートが見られる。

ii) 北部地域（芹川中下流部）

芹川が平野に出る栗栖地区や八重練地区には約 1.6 億年前のジュラ紀の砂や泥とともに付

加した岩石（メランジユ）が分布している。上流部の白い河床に対して、河床の岩が黒っぽく見えるのが特徴である。芹川の扇頂部にあたるこの地域から下流は沖積層が広がり、一部に古琵琶湖層が見られる。

iii) 中部地域（四手川中上流部）

四手川最上流部は北部から続く緑色岩、石灰岩、チャートが分布する。四手地区付近では、約7,000万年前の中生代後期白亜紀の火山活動に伴って形成された湖東流紋岩類（溶結凝灰岩、花崗斑岩）が北西から南東方向に入り込んでいる。

iv) 中部地域（犬上川北谷地域）

犬上川の北流と南流が合流する川相地区より上流の北谷は、北部から続く緑色岩、石灰岩が分布する。特に佐目地域には石灰岩の大きな岩体があり、セメント会社により採石されている。また、四手地区で南東方向に貫入していた湖東流紋岩類が、佐目地区から大杉地区に向けて連続的に分布する。北谷の最上流部の大君ヶ畑地区周辺は、玄武岩や石灰岩に代わってチャートが広く分布する。

v) 南部地域（犬上川南谷地域）

南部は南西部と北東部で大きく2つに分けることができる。南西部は八ツ尾山を中心に湖東流紋岩類が広く分布している。北東部はチャートを挟む砂と泥が町境界まで広がっている。

vi) 西部地域（山麓から平野部）

里山である丘陵部は約180万年前の第四紀更新世の古琵琶湖層群、平野部は主に犬上川によって形成された扇状地堆積物からなる。一方、芹川による土砂の流出は少なく扇状地の発達は弱い。

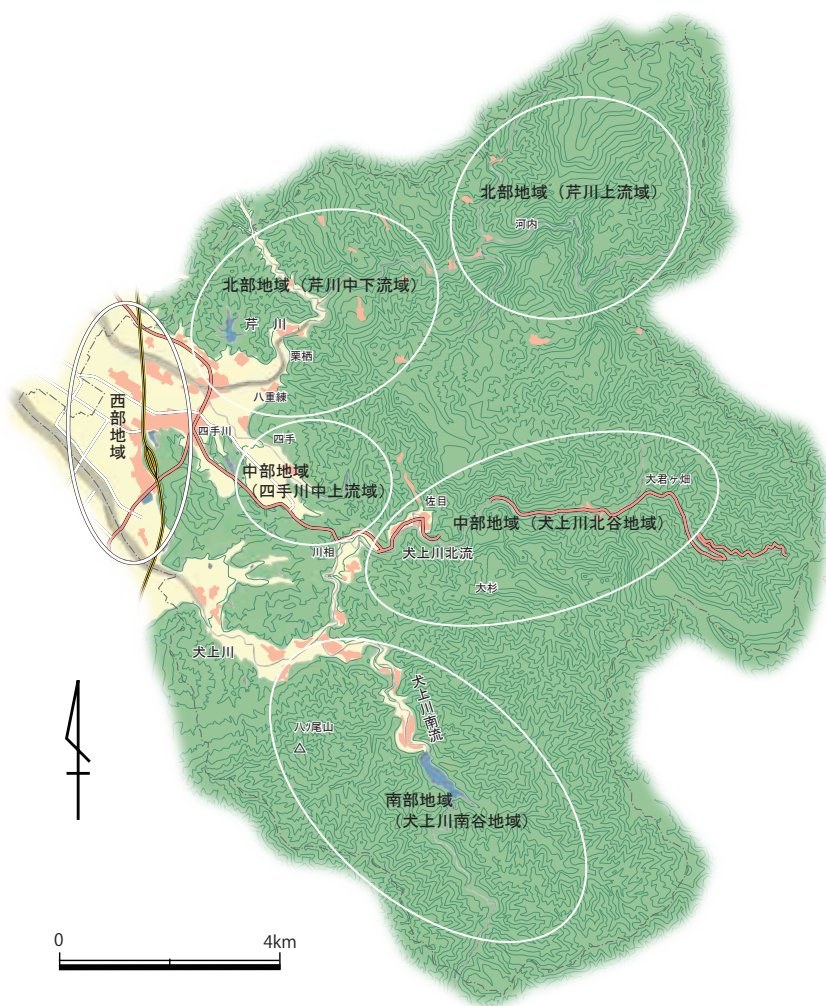


図2-4 地質の特徴（地域区分）

②地質の特異性（図2-4・5）

i) 北部

霊仙山周辺から中部の佐目地区に至るまで分布する石灰岩は、近江カルストと呼ばれる石灰

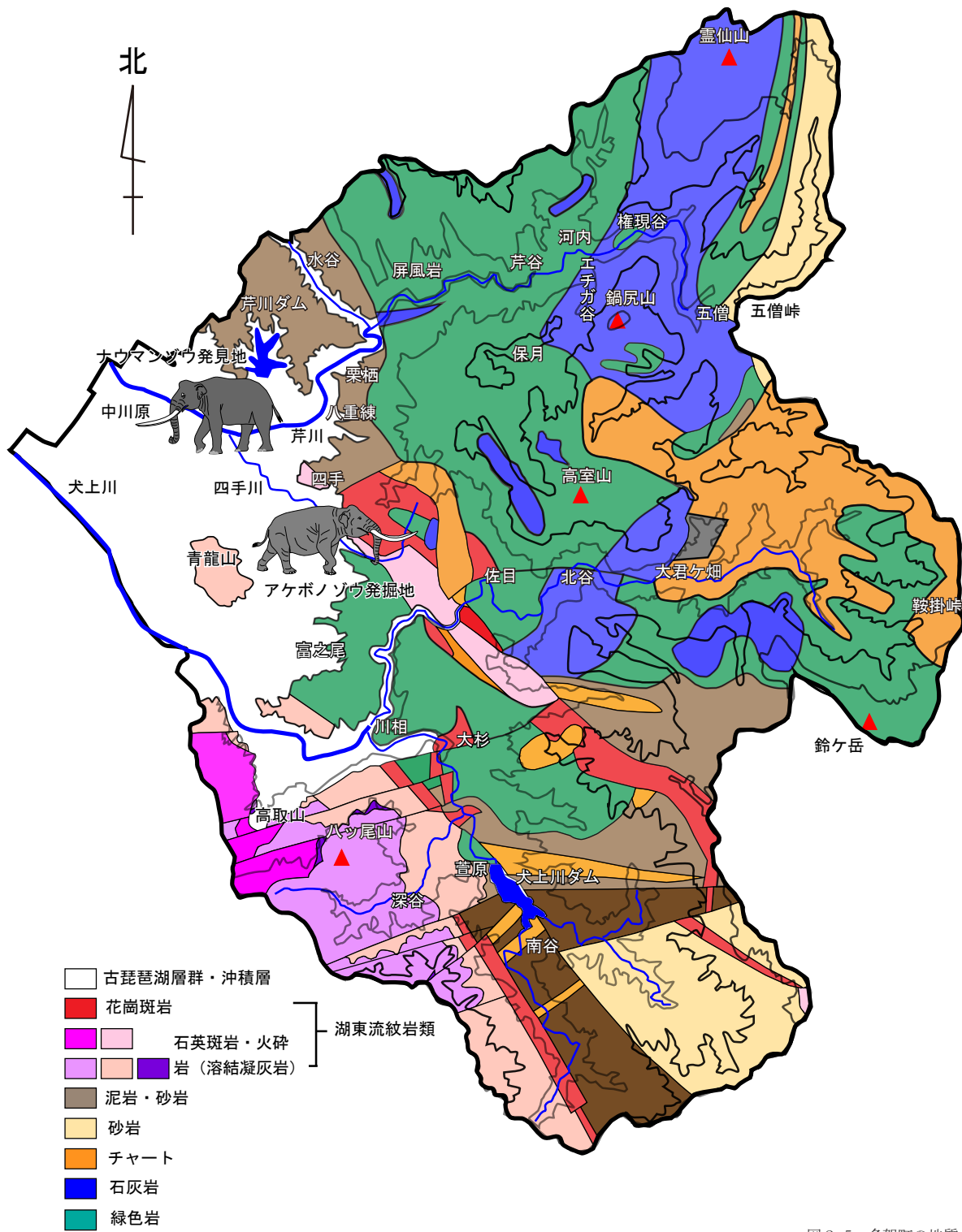


図2-5 多賀町の地質

岩地帯特有の地形を形成している。カルスト地形として全国的に知られる地域は十数カ所あるが、近江カルストは標高 600 m前後の地域に広がり、このような標高の高い地域に広がるカルスト地形は非常に少ない。また、芹川流域には多数の鍾乳洞が形成されているが、中でもエチガ谷にある県指定天然記念物の河内の風穴は、総延長が 10 km以上で、全国でも 3 番目に長い鍾乳洞である。入口は 1 m程度と狭いが、内部は高さ 20 mに達する広大な空洞が広がる。佐



◆県指定天然記念物 河内の風穴（河内地区：鏡の鳴る池）



◆佐目の風穴の入り口（佐目地区）

目の風穴は、犬上川左岸上流の佐目地区にあり、断崖に開口している。「佐目のこうもり穴」と呼ばれる。総延長は256 mを測るが、先へ進むことが困難なため、詳細は不明な点が多い。入口付近からは縄文時代晩期の土器や、動物遺体などが出土しており、佐目遺跡として周知されている。

霊仙山東側の権現谷は、海洋生物の化石の産地として知られ、サンゴ・フズリナ・三葉虫などの化石が石灰岩中に含まれている。



◆権現谷河床の石灰岩（河内地区）

権現谷は五僧地区から林道が整備され、切り立った石灰岩の崖などの壮大な景観をみることができる。

また、四手地区や富之尾地区では約180万年前に形成された亜炭（炭化度の低い石炭）が分布し、小規模な採掘が操業された時期もある。

ii) 南部

犬上川上流域である旧大滝村の地域は、火山活動に起因する溶結凝灰岩や花崗斑岩、石英斑岩、海底で形成された砂や泥の層が分布している。花崗斑岩や石英斑岩等は比較的風化に弱く、真砂化した風化物が川に流れ込み、平野に運搬され、犬上川の扇状地を発達させる要因となっている。一方、主に風化に強い溶結凝灰岩からなる八ッ尾山は、シャープな稜線を形成し、犬上川上流域を代表する山として平野から望むことができる。また、八ッ尾山の麓にあたる大滝神社では、硬い溶結凝灰岩によって大蛇ヶ淵と呼ばれる峡谷を形成している。さらに、大杉地区にある雨乞いの「蛇石」も溶結凝灰岩の表面に現れた蛇模様である。



◆蛇石（大杉地区）

※旧大滝村=昭和30年まで大君ヶ畑・南後谷・佐目・壺村・霜ヶ原・小原・大杉・樋田・萱原・仏ヶ後・一ノ瀬・川相・藤瀬・富之尾・檜崎の山間部の15の地区からなっていた(図2-16参照)。

③気候 (図2-6)

多賀町の平野部の気候は、北側に隣接する彦根市の気候と大きな差はなく温帯な気候である。平均気温が彦根市と比べて約1℃低い13℃程度で、年間降水量はほぼ同じである。一方で山間部は、日本海型気候の北陸型の最南端の位置にあり、冬季にはしばしば豪雪にみまわれる。山間部では、三重県境に向かって急激に降水量が増加し、1,800～2,000mmに達する地域がある。鈴鹿山脈北部にあり、若狭湾から伊勢湾への気流の影響を強く受けるため、特に霊仙山周辺は北西の季節風が直接当たり、積雪が多くなる。年平均で見ると50～100cmの積雪により、山間部では冬季の降水量が多くなり、日本海型気候区の典型的なパターンを示している。

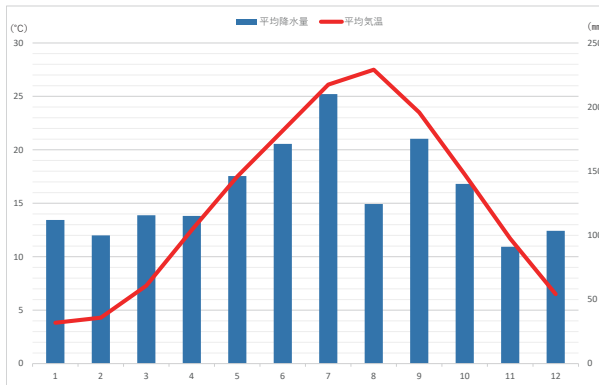


図2-6 彦根の平均気温と降水量 (1990～2019年)

④動物

i) 陸生貝類

霊仙山周辺の石灰岩地帯には、多様な陸生貝類が生息している。オオギセル・ミカドギセル・ヤマタニシ・イブキクロイワマイマイなど47種の生息が確認されている。

ii) 両生類・爬虫類

町域において、オオサンショウウオ(特別天然記念物)・モリアオガエル・ニホンマムシ・ヤマカガシなどが確認されている。オオサンショウウオは久徳地区の芹川で昭和62年(1987年)に確認された。モリアオガエルは山間部に生息しており、廃村となった集落の防火用水池などに産卵することがある。

iii) 魚類

町域を流れる犬上川水系ではハリヨやヨシノボリ類、オイカワなど35種、芹川水系ではイワナやアマゴ、タカハヤなど21種確認されている。琵琶湖の集水域である河川下流部と比較しても、魚類相が非常に豊かである。



◆特別天然記念物オオサンショウウオ (昭和62年に芹川で確認)



◆ミカドギセル

iv) 昆虫類

町域の河川は良好な水質を保っていることもあり、多様な水生昆虫が生息する。芹川流域ではムカシトンボ・ムカシヤンマ、ハルゼミ、芹川・犬上川流域ではオオムラサキ・ゲンジボタル、犬上川流域ではギフチョウ、ふじせしつげん藤瀬湿原ではハッチョウトンボ、河内・佐目地区などの石灰洞穴ではガロアムシ目が生息する。これらは、環境庁が自然環境の現況及び改変状況を確認するため実施する自然環境保全調査の指標昆虫 10 種の中の 8 種が該当し、町域において良好な自然環境が残されていることがうかがえる。

v) 鳥類

町域の森林率が高いことから、森林性鳥類が多く生息する。御池岳・霊仙山では天然記念物のイヌワシ、犬上川上流のダム湖周辺ではオシドリ、同じく犬上川上流ではヤマセミ、町域最東端の大君ヶ畑地区ではクマタカが生息する。

vi) ほ乳類

山地が多いこともあり、カモシカ（特別天然記念物）・ニホンシカ・ニホンザル・イノシシ・キツネ・タヌキ・アナグマ・テン・ムササビ・ノウサギなど多くのほ乳動物が生息する。河内・佐目地区の石灰洞穴にはコウモリ類が生息する。

vii) 地下浅属性（洞穴性）生物

石灰岩地帯に発達している石灰洞穴で、地下の環境に適応した生物が確認されている。河内の風穴にはカワチメクラチビゴミムシ・コバヤシミジンツボが、佐目の風穴にはサメメクラチビゴミムシ・スズカメクラツチカニムシなどが生息する。種名に「カワチ」・「サメ」といった地名が付いているのは、基準産地となっているからであるが、それらの多くが地域固有の貴重な生物である。



◆ハッチョウトンボ



◆クマタカ



◆オシドリ



◆キクガシラコウモリ（河内の風穴）

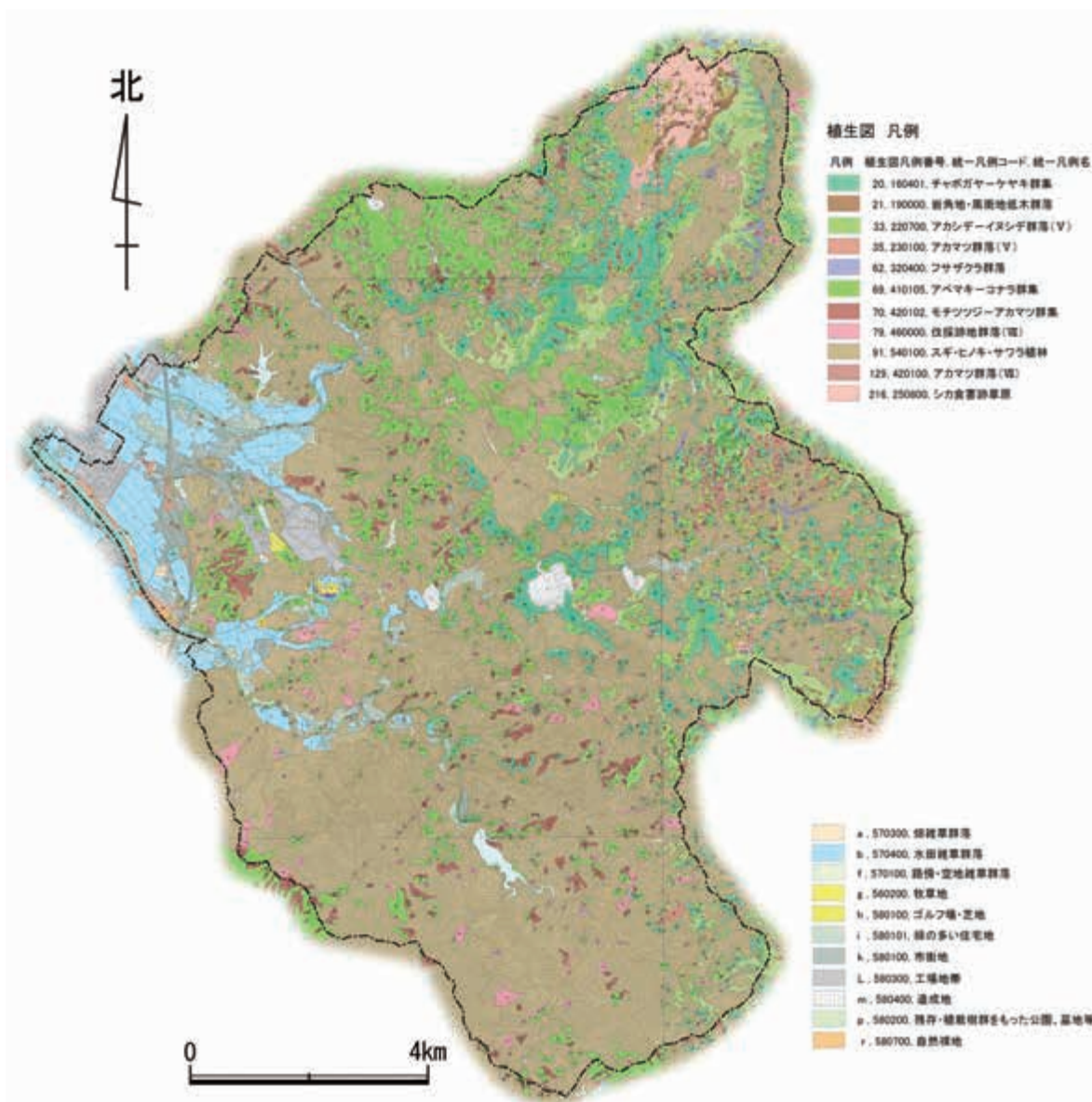


図2-7 多賀町の現存植生（第6回自然環境保全調査（植生調査：平成12）に加筆

⑤植物（図2-7）

i) 植生・植物相

町域の植生は、北部山間部が主にスギの植林と夏緑広葉樹を中心とした二次林がみられ、南部山間部がスギ・ヒノキ等の植林からなる。山中の谷筋にはフジザクラやハンノキが分布する。

石灰岩が分布する霊仙山東側の権現谷には、石灰岩性植物のイチョウシダ・ヒメフウロなど、南西部の湖東流紋岩類の分布域には、貧栄養の湿地に生育するモウセンゴケなどがみられる。また、冬季の積雪量が多い日本海側気候に適応した植物がみられ、キバナイカリソウ・スミレサイシン・オオタチツボスミレなども



◆県指定自然記念物・町指定天然記念物
井戸神社のカツラ（向之倉地区）

分布する。

ii) 特定植物群落

環境庁の平成12年(2000年)に報告された特定植物群落調査では、分布・生育状況・変化の状況を把握するために全国で5,471群落がリストアップされ、多賀町では下記の6群落が選定された。

- ・くらかけとうげ鞍掛峠のホンシャクナゲ群落
- ・いままはた霊仙山のフクジュソウ群落
- ・しもがはら今畑地区 神社裏のブナ・クロモジ群集
- ・しもがはら霜ヶ原地区 神社のモミ林
- ・藤瀬地区の湿原
- ・青龍山のアカマツ林



◆時習館のウメ(栗栖地区)

iii) 巨木・名木

町域の山間部には、巨木・名木がみられる。平成3年(1991年)の巨樹・巨木林の環境庁調査では、町内で単独の巨木が22件、巨木林が35件報告されている。中でも向之倉地区むかいのくらの井戸神社のカツラ(幹周り11.6m)は県内で最も大きいことが報告され、県指定自然記念物・町指定天然記念物にもなっている。五僧越えごそうの杉地区すぎと保月地区ほうづきの間にある地蔵堂には、幹周り7.32mのスギがある。これは関ヶ原の戦いせうぎのとき、村人の援助を得て退却した島津勢が、後日感謝の意を込めて植樹したものだという伝説がある。同じく五僧越えの杉集落に至るまでの杉坂峠には、多賀大社の御神木(幹周り11.9m)がある。五僧越えの多賀町側の起点にある栗栖地区じしゅうかんの時習館(旧寺子屋)にあったウメ(幹周り4.2m)は全国3位の大きさを誇る。鞍掛越えくらかけの途中の桜峠にはシロバナヤマフジがある。

多賀町の中心地ともいえる多賀大社周辺には、県指定自然記念物・町指定天然記念物の2本のケヤキいもろぎ(飯盛木)があり、女木は幹周り9.75m、男木は幹周り6.32mを測る。河内集落の北側、権現谷沿いの川岸の口権)には、河内の大杉(幹周り11.5m)と呼ばれるスギの巨木があり、前には鳥居が置かれている。

⑥化石

町域ではナウマンゾウ化石が多く発見されており、その歴史は古く、大正5年(1916年)に芹川なかがわらの中川原地区で臼歯が発見されたことに始まる。その後も、地元の人々によって次々発見され、令和2年(2020年)現在で18個となる。中でも、平成10年(1998年)に芹川の名神高速道路橋脚の下流約3kmの地点で発見された長さ2.1mに達する牙(切歯)は、全国でも3番目の長さとなる特筆すべき化石である。ナウマンゾウ化石の発見地点は、久徳地区から彦根市との境界付近まで約2kmの芹川河床に集中している。国内においてナウマンゾウ化石が多数発見されている地域は、長野県の野尻湖をはじめ3ヶ所ほどが知られているが、多賀町もそれと比肩する地域に位置づけられる。

平成5年(1993年)には、ナウマンゾウ化石より100万年以上古いアケボノゾウ化石が、四

手地区の丘陵において発見された。発見された化石は、全身骨格の7割以上が揃った貴重な標本として知られている。この発見を契機として、多賀町立博物館が建設され、実物の化石と復元された全身骨格が展示されている。

2種類のゾウ化石が里山や川原で発見されたのに対して、北部山間部の霊仙山周辺に分布する石灰岩からは、サンゴや三葉虫等の化石が見つまっている。これらは、今から約2.8億年前の海洋に生息していたもので、プレート運動によって火山島を形成していた玄武岩とともに移動してきたものである。



◆ナウマンゾウ切歯産出状況(芹川)

2. 社会的状況

(1) 人口の推移 (図2-8~10)

新制多賀町が発足した昭和30年(1955年)に10,489人であった人口は、昭和35年(1960年)の10,547人(国勢調査)をピークに徐々に減少傾向を示し、令和3年(2021年)2月現在、7,552人となっている。2040年には5,249人と現在より7割以下に、2060年には3,730人と5割以下に減少すると予測されている(多賀町人口ビジョン2016)。また、町内に流入する通勤者は、町外へ流出する通勤者よりも多く、平成22年(2010年)における昼夜間人口比率は107.1%を示している。

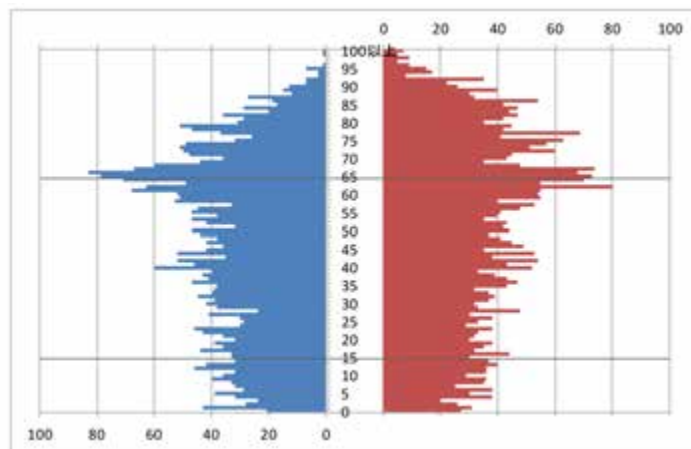


図2-8 多賀町の人口ピラミッド(多賀町2016『多賀町人口ビジョン』)

また、本町の高齢化率は令和2年(2020年)10月1日時点で34.3%(滋賀県)となっており、その後2040年には41.2%まで上昇すると予想されている。また、15歳未満の年少人口の割合は、1980年以降の35年間で10%近く減少している。

このように本町における少子高齢化にともなう過疎化は著しく、その対策

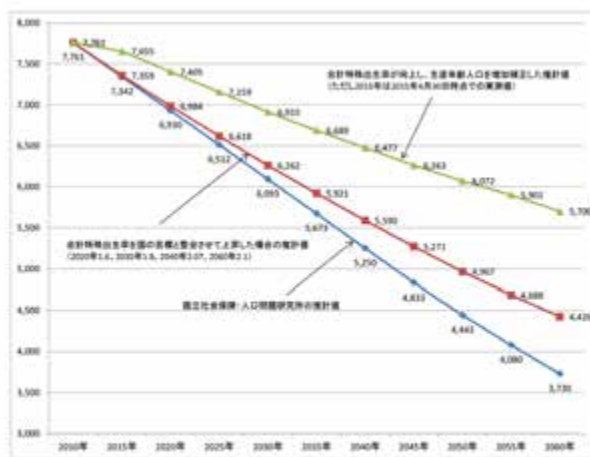


図2-9 総人口・年齢区分別人口推移(多賀町2016『多賀町人口ビジョン』)

は急務であるといえる。

(2) 産業

平成27年(2015年)の町の産業構造別の就労者の比率は第一次産業が4.7%、第二次産業が37.8%、第三次産業が57.1%である。それを過去のデータと比較してみると昭和30年(1955年)は66%、12.8%、21.2%、昭和60年(1985年)はそれぞれ14.2%、46.1%、39.7%である。最も大きな変化は第一次産業(農業・林業)の従事者が60年で激減していることである。



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
推計人口	7,781	7,342	6,930	6,512	6,093	5,673	5,250	4,833	4,443	4,080	3,730
2010年以降出生率を全国平均に引き下ろした場合の推計値	7,781	7,359	6,941	6,518	6,092	5,671	5,250	4,871	4,507	4,188	3,870
国立社会保障・人口問題研究所の推計値	7,781	7,655	7,405	7,158	6,915	6,688	6,477	6,283	6,072	5,801	5,500

図2-10 将来展望人口と推計人口(多賀町2016『多賀町人口ビジョン』)

明治12年(1879年)、彦根の渡辺弘人によって編集された『犬上郡誌』に、本町に関する特産物として「大君ヶ畑^{おじがはた}ノ炭、川相ノ石灰^{かやほら}、萱原ノ臂剥真綿^{ひじはぎ}…多賀ノ杓子^{こはら}…小原ノ鍛冶、大岡之筵^{おおおか}…等ハ製造品ノ最ニシテ…多賀ノ壽命餅^{もばら}、桃原ノ淡々柿ハ食物中ノ佳品タリ。保月^{ほうつき}ノ大根、午芴、及び大納言小豆…名品ナリ」と記載されている。これらの特産物は農産物や鉱工業品が中心であり、近代以前の多賀町の産業の実態をよく表している。

以下に、主だった産業を列挙する。

① 農業

本町においては、農業が近代以前の主要産業のひとつであった。平野部においては主に稲作が営まれ、山間部では主として畑作が行われてきた。かつては、芹谷^{せりだに}地域の特産としてゴボウが生産されるなど、明治から昭和にかけては多様な作物が生産されていたが、時代の流れの中で次第に減少していった。近年では、麦・大豆・そばの本作に向けた取り組みや、パイプハウスによる施設野菜の生産も取り入れている。特にニンジン・ブロッコリー・そばは特産物として栽培の促進を図っている。また、「多賀そば」は関西でも有数の作付面積を誇る。

本町では、この「多賀そば」を始めとして、多賀にんじん、桃原ごぼう、米などを中心に、地域ブランドの一翼を担うものとして、地産地消・地場産業を推進し、第6次産業化の確立に



◆多賀そば



◆桃原ごぼう

向けた取り組みについて検討を行っている。

②林業

本町における林業は、旧大滝村等の山間部が中心をなしている。本町域における森林面積は約85.5%を占めており、うち60%が戦後造林されたスギ・ヒノキなどの人工林である。これらの多くが現在木材として利用可能な段階に達するなど、本町における重要な資源のひとつとなっている。その一方で、林業従事者の減少が進んでいることが課題である。県平均を上回る人工林率があるものの、所有者の施業（造林・伐採等）への取り組みが減少している。その原因として、林業を営む山間部地域の人口減少や、高齢化、さらに外国産材との競争による国産材の消費不振などが考えられる。最近では、獣害等により経営が放棄された人工林も増加している。その結果、丸太の生産から、製材、チップ・合板などの製造、さらには流通までを含めた、森林資源を原材料や資材として利用していくための産業システムやそれに伴う文化が失われつつある。

※旧大滝村=昭和30年まで大君ヶ畑・南後谷・佐目・壺村・霜ヶ原・小原・大杉・樋田・萱原・仏ヶ後・一ノ瀬・川相・藤瀬・富之尾・檜崎の山間部の15の地区からなっていた（図2-16参照）。

③鉱業

i) 石灰産業

本町北部の芹川上流から、犬上川上流の佐目・川相地区の山々は石灰岩地帯である。石灰は、晒粉さらしこ、漆喰しっくいなどの製造や、肥料、消毒などさまざまな用途で重宝されてきた。土田地区つちだ付近はかつてその産出地として知られ、「石灰庄」と呼ばれていたことが、平安時代の『白河本百合文書しらかわほんひやくごうもんじょ』（1173年）に記載されている。また、室町時代の文献には「石灰新庄」の名も登場している。江戸時代の彦根藩の記録『三湊百艘出入覚書さんみなとひやくそうでいりおぼえがき』（1717～1721年）には、本町一帯が属していた彦根藩で産出された石灰が、三湊（松原・米原・長浜）から大津へ湖上交通によって運搬されていたことが記録されている。彦根藩から産出される石灰は、伊吹山産に次いで良質なものと評されていた。伊吹山と芹川付近で産出された石灰は「本山石灰ほんざん」と名付けて販売され、都に居住する公家衆の御用達になっていた。

なお、芹川の川原石はほとんどが石灰岩で、石灰はこの川原石を焼くことにより製造された。近世においては、地域の人々の間でこの石を拾い、石灰の生産業者に売って年貢の足しにするという「ひろい石」が広まっていた。



◆多賀鉱山から搬出された石灰岩の貯蔵所



◆住友セメント鉱山跡（後谷地区）

全国有数のカルスト地形である芹谷地区の霊仙山から河内地区の権現谷、佐目地区、大君ヶ畑地区、川相地区の石灰岩地帯を活かした石灰の製造は明治以降も続いた。この地域における試掘権・採掘権は、住友セメント（現住友大阪セメント）が有しており、石灰の町として多賀町の名もまた知られていくことになった。ちなみに、住友大阪セメントの多賀鉱山は現在も稼働しており、古代に遡る本町の特産は現在でも採掘されている。



◆佐目鉱山（石灰岩：佐目地区）

ii) 石材

本町は湖東流紋岩を産する石材の産地でもあり、かつては四手地区、大岡・八重練地区において石切場が操業していた。古くは、産出地域に隣接する大岡高塚古墳おおおかたかつかこふんの横穴式石室に使用されている。彦根市高宮町の中山道にある多賀大社一の鳥居（県指定有形文化財）や近江鉄道多賀大社前駅のプラットホームは四手産の湖東流紋岩が使われた。



◆犬上鉱山跡（富之尾地区）

iii) その他の地下資源

大正の初め頃から昭和36年（1961年）頃まで、富之尾地区とみのお近くの炭田で、亜炭あたん（炭化度の低い石炭）が採掘され、家庭用燃料として消費されていた。戦時中は貴重な燃料として計画的な大規模採掘が行われた。犬上炭鉱のトロッコレール跡や萱原地区のマンガン鉱山跡など、近代化遺産も点在している。また、戦後しばらくの間、芹谷の甲頭倉地区こうずくらではドロマイドの採掘もおこなわれていた。

④製造業

本町は、近代以降、家内制手工業が盛んな地域であった。中には、江戸時代に創業したものもあり、明治時代から酒屋、醤油屋しょうゆ、素麺屋そうめん、紺屋こう、麴屋こうじ、鍛冶屋などが各地区に見られた。

酒・醤油については、かつては各家で造られていたが、酒は酒税法の導入などにより、ほとんどが廃業となった。鍛冶屋は、『犬上郡誌』にも述べられているとおり、小原地区のものが著名である。元禄年間（1688～1704年）のころには、小原集落40～50戸の半数は野鍛冶に、残りの半数は「はなえや」といって樫の木で鋤や鍬の柄を作っていた。

現在まで続いている業種は少ないが、当地の特性を引き継ぎ、現在でも酒や醤油などは、小規模であるがかつての趣を感じさせる商品の生産が行われている。

戦後は、関西・中部・北陸経済圏のちょうど中間に位置し、物流の大動脈である名神高速道路もある立地を活かし、昭和45年（1970年）に企業誘致のための工業団地造成がはじまり、現在まで3つの団地が町内に建設されている。

そのうち最大のものは、平成11年(1999年)に完成したびわこ東部中核工業団地であり、令和2年(2020年)現在、10社が操業している。敏満寺地区の多賀工業団地にはビール工場が、中川原工業団地には物流倉庫などが立地している。工業団地の立地も進み、町と民間事業者の連携協定を締結するなど、相互に継続的な発展を目指す取り組みが行われている。

⑤多賀町の特産品

本町の特産品としては、糸切餅、多賀そば、鍋焼きうどん、地酒「多賀」、あられ、お多賀杓子などがあり、多賀大社門前町に販売店が並んでいる。現在、新たな特産品の発掘や、多賀ブランドの創出への取り組みがはじまっている。多賀そばや鹿肉などの6次産業化への取り組みや、米・多賀そば・多賀にんじんのマーケティング事業が実施されている。

糸切餅 本町の名産として最も名高いのが、糸切餅である。中にこし餡が入った白地の餅菓子で、餅には青赤青の三筋の縞模様が入る。刃物ではなく、三味線の糸によって切り出すことが、この名の由来となった。

糸切餅の起源には諸説がある。ひとつは、鎌倉時代の蒙古襲来もうこしゅうらいが起源となったという説である。蒙古の襲来に備えて、全国の社寺が祈願を捧げた。胡宮神社このみやの『敏満寺文書』びんまんじもんじょにも記録が残っている。その後、神風により救われた人々が、餅に蒙古軍の旗印である赤青三筋の線を描き、敵の旗になぞらえ、これを弓の蔓で切り、神前に供えたことが起源となったというものである。

もうひとつの説は、福井県武生市出身の僧の息子万吉が作った菓子であったというものである。万吉は、大阪の菓子屋に奉公に出され、菓子作りの修業をする傍ら、相撲の力士「大海」とその妻である三縞の後援者になったという。その後多賀に移住し、屋号を「大阪屋」として店を開き、餅を作り始めた。その餅には、「大海」の化粧まわしの青色を両側に入れ、中央に赤線を入れることによって「三縞」を表した。そして延命長寿を祈願して、餅を引き延ばし、妻の三味線の糸で切り出し、これを「大海餅」として売り出した。これが糸切餅の起源だという。大阪屋の開店は天保の初めごろ(1830～1844年)といわれていることから、この説に従うならば、糸切餅の起源は江戸時代の終わり頃ということになる。

以上のように起源に諸説はあるものの、現在でも愛され続ける糸切餅は、未来に向けて伝えられるべき地域固有の歴史遺産のひとつだといえる。

お多賀杓子 元禄2年(1689年)に刊行され



◆多賀町の地酒



◆糸切餅

ている『淡海録』の「江州海陸土産」に、多賀土産として杓子、牛房が挙げられている。のちの『犬上郡誌』にも、製造品のうち最も良いものとして杓子が挙げられている。

多賀杓子（お多賀杓子）については、さらに古い伝承もある。奈良時代の元正天皇（在位715～724年）が病気の時、祈願をして、齋火で強飯^{いみび}を炊き、シデの木で杓子を作って、これに神符を添えて献上した。そうすると、天皇の食欲が進み、病気が平癒したというエピソードがある。また、カエルの幼生である「おたまじゃくし」の語源ともいわれている。現在では、土産物としての人気だけでなく、多賀大社の杓子型の絵馬としても注目を浴びている。

⑥観光業（表2-1・2 図2-11）

滋賀県観光入込客統計調査書によれば、平成30年度（2018年度）における本町の観光客数は約178万人で、県全体の約3.4%を占める。平成28年度（2016年度）は約177万人、平成29年度（2017年度）は約180万人と、観光客はほぼ横ばい傾向にある。

多賀大社が約170万人の観光客数を数え、町全体の観光客数のうち94.5%を占める。多賀大社は県内でも第3位の観光客数を誇り、本町が全国に誇る貴重な観光資源として、今後も周辺地域を含めて積極的な活用が求められているところである。

本町に訪れる観光客の目的については、「歴史」が94.5%と圧倒的な数値を示している。これについては多賀大社の参拝者に依るところが大きい。次いで、「博物館・美術館」が2.8%、「自然」が1.3%、「スポーツ・レクリエーション」が1.1%と続く（滋賀県観光入込客統計調査書2018）。多賀大社の影響から「歴史のまち」という認知はされているが、森林に囲まれた豊かな「自然」という本町固有の地域資源はまだ十分な活用がなされておらず、今後大きな伸びしろがある。

なお、本町における宿泊客数は、観光客約180万人に対して4,000人となっており、1%にも満たない数値となっている。近年は、登録文化財を活用した宿泊施設もつくられている。

（3）交通（図2-12・13）

①交通機関の現状

本町の西部を名神高速道路が南北に縦断している。昭和39年（1964年）4月に多賀サービスエリアが開業し、平成22年（2010年）には下り線の施設が「EXPA SA多賀」の愛称でリニューアルした。現在、利用者数は上下合わせて平日約14,000人、休日約38,000人である。平成25年（2013年）に名神高速道路の彦根と八日市インターチェンジ間に湖東三山スマートインターチェンジが開設され、さらに彦根インターチェンジと湖東三山スマートインターチェンジの間に位置する多賀サービスエリア内に、スマートインターチェンジの建設計画がある。一般道については、町の中心部には国道306号が東西に、西部を国道307号が南北に通過している。

公共交通機関については、近江鉄道が高宮駅と多賀大社前駅との間を、平日1日28往復運行している（令和2年現在）。路線バスとしては、JR彦根駅・南彦根駅・河瀬^{かわせ}駅と集落を結ぶ多賀線が運行されている。

その他、主に高齢者の移動支援を目的として、総合病院や大型スーパーと町内全てを結ぶ予

第2章 多賀町の概要

市町	観光地名	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
多賀町	多賀大社	2位 1,602,400	1位 1,643,000	2位 1,620,000	3位 1,609,300	3位 1,668,500	3位 1,701,300	3位 1,687,000
彦根市	彦根城	4位 719,500	5位 743,000	—	—	—	5位 836,300	—
長浜市	黒壁ガラス館	1位 1,730,800	2位 1,636,900	1位 1,830,000	1位 1,677,700	2位 1,973,200	2位 1,951,900	2位 2,045,400
長浜市	豊公園	—	—	4位 830,800	—	—	—	—
高島市	道の駅 藤樹の里あどがわ	3位 833,400	3位 890,000	3位 886,700	4位 870,400	4位 863,300	4位 839,100	4位 837,200
野洲市・湖南市・竜王町	滋賀県希望ヶ丘文化公園	—	5位 743,400	5位 765,200	5位 817,800	5位 796,300	—	5位 818,600
近江八幡市	日牟禮八幡宮	5位 743,400	—	—	—	—	—	—
近江八幡市	ラ・コリーナ近江八幡	—	—	—	2位 1,622,100	1位 2,130,700	1位 2,833,900	1位 3,109,700

表 2-1 年次別滋賀県内における観光客上位 5 位（滋賀県観光入込客数統計調査書 H 24 ～ 30 年度から作成）

	月別入込客数												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
日帰り	648,700	120,000	114,900	108,700	106,800	88,900	84,000	124,800	82,400	110,000	119,400	75,400	1,783,000
宿泊	0	0	100	200	400	100	500	1,000	600	800	200	100	4,000
計	648,700	120,000	115,000	108,900	107,200	89,000	84,500	125,800	83,000	110,800	119,600	75,500	1,787,000

表 2-2 平成 30 年度多賀町月別観光入込客数（滋賀県観光入込客数統計調査書 H 30 年度から作成）

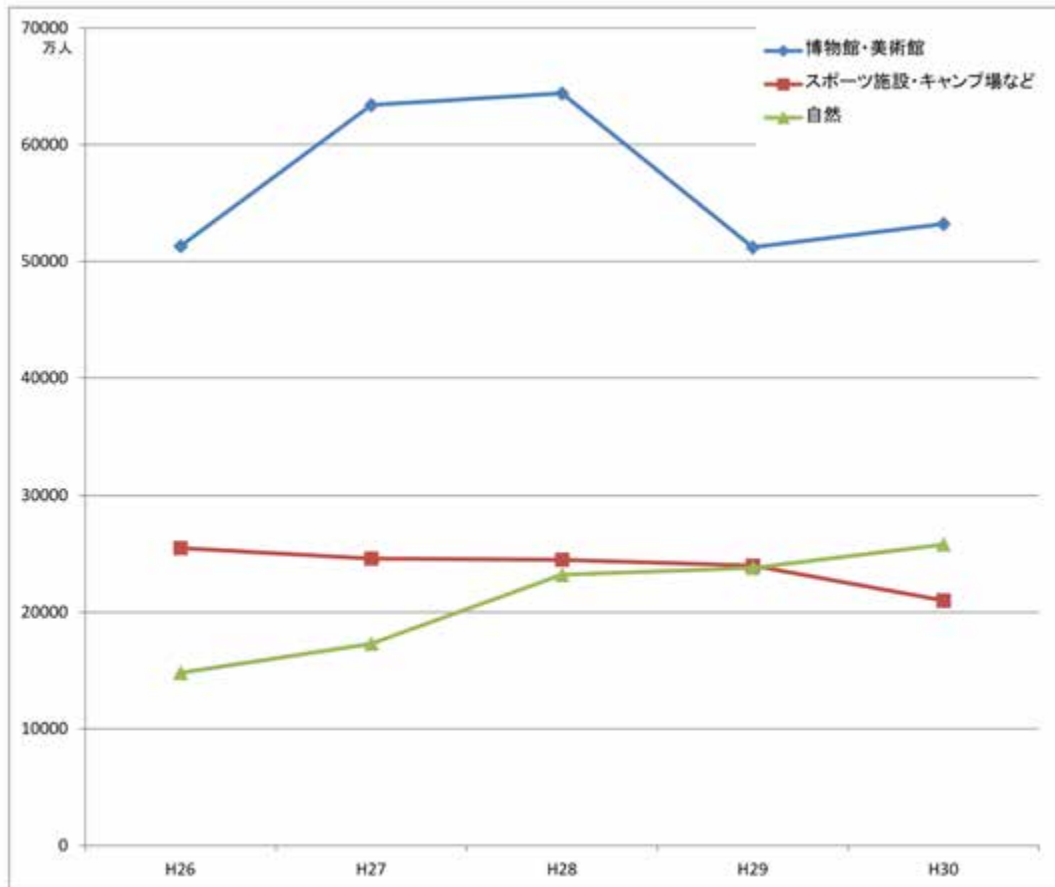


図 2-11 多賀町目的別観光客入込客数推移（滋賀県観光入込客数統計調査書 H 26 ～ 30 年度から作成）



図 2-12 湖東圏域バス路線 (「湖東圏域地域公共交通網形成計画」湖東圏域公共交通活性化協議会 2018 参照)

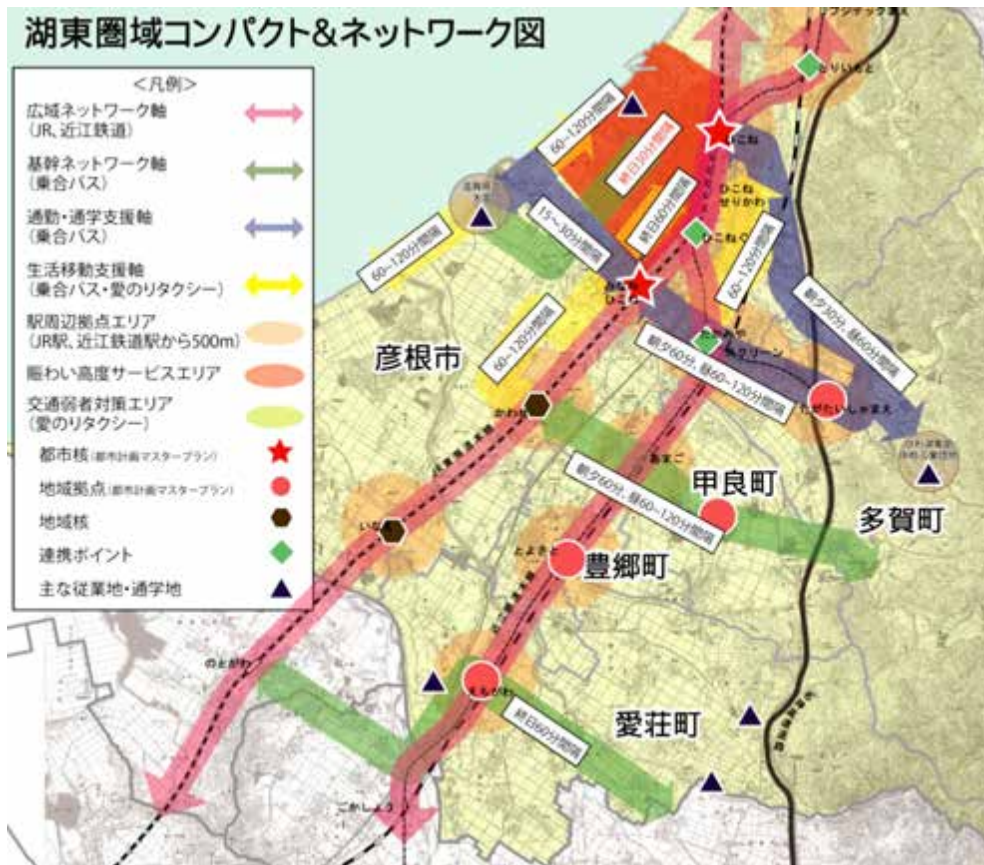


図 2-13 湖東圏域コンパクト&ネットワーク (「湖東圏域地域公共交通網形成計画」湖東圏域公共交通活性化協議会 2018 参照)

約型乗合タクシー「愛のりタクシーたが」が運行している。

②近隣市町間における交通ネットワークの連携

平成21年(2009年)に、彦根市・^{あいしょうちょう}愛荘町・^{とよさとちょう}豊郷町・^{こうらちょう}甲良町・多賀町の1市4町で、「湖東圏域定住自立圏形成協定」が締結された。近隣市町間での公共交通ネットワークの構築への取り組みに加え、湖東全域における文化・経済の発展と、歴史文化・自然環境の保全とまちづくりへの活用が理念として掲げられている。

平成28年度の「湖東圏域地域公共交通網形成計画」では、鉄道・バス停の人口カバー率などが詳細に調査され、圏域全体では60%未満になっている状況も指摘されている。また同計画では、市街地の拡散、人口減少に伴う公共交通利用者の減少による、公共交通事業者の経営悪化などの現状課題を改善するための提言として、コンパクトシティ+ネットワークを計画している。公共交通沿線に居住を誘導し、持続安定的な公共交通事業の確立と都市の持続可能性確保を課題としている。

③歴史的街道 (図2-14・15)

古くから多賀大社参拝のための街道は「多賀道」と呼ばれ、広く展開していた。これらの街道を道標や文献等を頼りに復元を行い、活用することは、本町固有の歴史資源の保存と活用という観点からも今後の重要な視点となる。ここでは、多賀大社へ至る県内の歴史的街道の主なものを列挙する。

i) 多賀本道(高宮道)

中山道高宮宿から多賀に至る多賀大社への表参道である。一の鳥居がその起点となっている。多賀大社までの道筋約一町(109m)ごとに石灯籠があった。

ii) 鞍掛越え

多賀町と三重県いなべ市藤原町山口地区を結んでいる。鞍掛峠は鈴鹿山系の最高峰である御池岳と三国岳のほぼ中間に位置し、馬の鞍に似ていることがその名の由来となっている。「大君ヶ畑越え」とも呼称され、古くから近江と



図2-14 主な歴史的街道

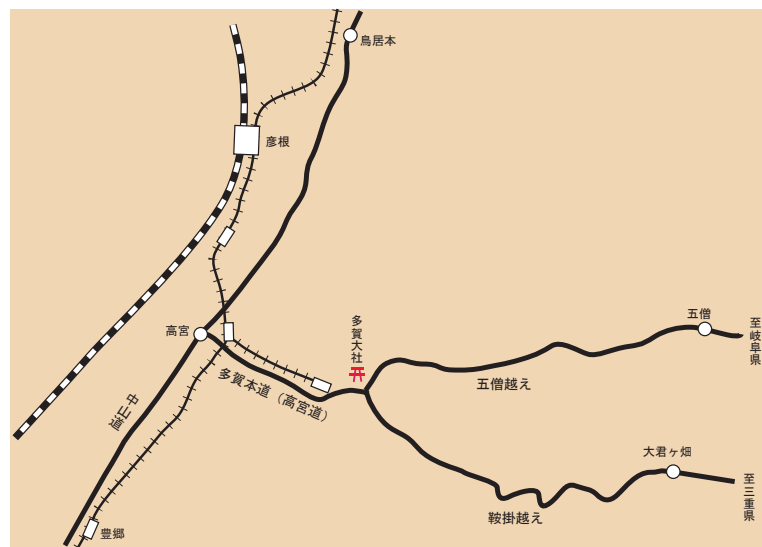


図2-15 主な歴史的街道と現在の交通機関

伊勢を結ぶ道であり、参拝を目的とした多くの人々が往来した。

iii) 五僧越え

多賀町と岐阜県大垣市上石津町時山地区を結んでいる。かつて関ヶ原の合戦で敗れた島津軍が退却したルートともいわれ、「島津越え」とも呼ばれる。退却の際、島津軍は徳川家康本陣に迫ると見せて、強引に敵陣を突破するという大胆不敵な策を採り、その後多良・土岐から山を越え、五僧・保月を経て、多賀・高宮に出たという。そのような縁から、鹿児島県日置市（旧伊集院町）で結成された関ヶ原戦跡踏破隊が、年に一度、この退却ルートを踏破しており、現在でもその来訪を迎えている。

iv) 中山道・東海道・御代参街道

直接町域を通っているわけではないが、伊勢・多賀参りの街道として認知されている。伊勢方面から多賀大社へは、東海道具山宿から東近江市を南北に縦断し、中山道と五箇荘付近で合流し（御代参街道）、中山道の高宮を経て多賀本道を使うルートが知られている。御代参街道の名称は、朝廷が伊勢神宮と多賀大社へ派遣した名代（代参）が利用した道に由来する。徳川三代将軍家光の乳母である春日局が通ったという記録が残っている。

3. 歴史的環境

(1) 「多賀」の由来

『日本国誌資料叢書近江』によると、飛鳥時代の現在の多賀町付近に「田可郷」と「火田郷」が置かれたと記されている。和銅5年（712年）に編纂された『古事記』には、「・・・伊邪那岐大神は、淡海の多賀になも坐ます」とあるように、この時期には大神が鎮座する聖域であったことをうかがわせる記述もある。

具体的な表記として『古事記』には、「多賀」の字が当てられている。その後、平安時代の『安祥寺伽藍縁起資財帳』に「田鹿」、『延喜式』神名帳に「多何」などと表記され、「タカ」と発音されていたようである。「多賀」という表記が一般的になったのは鎌倉時代で、この段階に音を濁して「タガ」と発音するようになったと考えられている。

(2) 歴史的背景

①先史時代

i) 旧石器時代以前

琵琶湖が誕生したのは現在三重県がある場所で、以降北西方向に少しずつ移動していた。琵琶湖が現在の多賀町域に到達したのは、今から約180万年前のことである。四手地区で発見されたアケボノゾウの全身骨格化石は、その頃に堆積した琵琶湖の粘土層中から発見



◆芹川で発見されたナウマンゾウの臼歯

された。保存状態が良く、全身のほぼ7割が揃っており、全国的にも貴重な出土例といえる。

また、芹川の河原、久徳地区から彦根市との境までの約2kmの範囲から、牙を含むナウマンゾウ化石が18点発見されている。ナウマンゾウは日本列島に約30万年前から3万年前まで生息していたことが分かっているが、本町の例は、ナウマンゾウが日本列島から姿を消しつつある頃のものと考えられる。

ii) 縄文時代

本町で人の生活の営みが見られるのは、縄文時代以降である。昭和4年(1929年)、佐目の洞窟遺跡で縄文土器が発見された。洞窟内部から縄文時代晩期の土器片数十点に加え、多量の動物遺骸が出土した。自然遺体として、貝類・哺乳類・魚類があり、洞窟に居住した人々の食用になったものと考えられている。

芹川上流地域では、晩期の土器が出土したおおおか大岡遺跡や、晩期の土器棺墓を検出したきゅうとく久徳遺跡などがある。また、少し下流に下ったつちだ土田遺跡でも晩期末の土器棺墓を多数検出している。木曾遺跡では、縄文時代中期の土器が出土している。

犬上川左岸のびんまんじ敏満寺遺跡では、縄文時代中期後葉と推測される住居跡が発見されている。なお、隣接する甲良町の犬上川流域においてもこがわら小川原遺跡・かなや金屋遺跡などで縄文土器が出土しており、両河川の上流域において、縄文時代の人々の生活の痕跡が垣間見える。

iii) 弥生時代

敏満寺遺跡で後期の竪穴建物、土田遺跡で後期の溝が発見されている。この時期には、琵琶湖岸に近い低地部を中心に集落が展開する傾向があり、本町が立地する扇状地上の開発はあまり進んでいない段階と考えられる。

iv) 古墳時代

芹川上中流域において少しずつ集落の展開が見られはじめる。隣接する甲良町の犬上川上流域においても、同様に集落が広がる傾向がある。大岡遺跡では、古墳時代前期(4世紀)の竪



◆ナウマンゾウ発見地に建つ記念碑(中川原地区)



◆アケボノゾウ全身骨格(復元)



◆土田遺跡で発見された縄文時代の土器棺墓(土田地区)

穴建物が検出されている。木曾遺跡でも同じく古墳時代前期の竪穴建物が多数発見されており、そのうち1棟からはこがたぼうせいきょう小型仿製鏡の破片が出土している。しかし、いずれの集落も長期間継続して営まれたわけではなく、短期的に居住した後に集落は廃絶したと考えられている。この傾向は、犬上川流域においても同様で、扇状地という開発困難な地域において、継続的な生活を可能にするだけの十分な技術を未だ持ち得なかったことを示すと考えられる。以降、6世紀後半に至るまで、この地で集落形成はみられない。



◆大岡高塚古墳の石室（大岡地区）

一方で、この地域は造墓活動が活発であった。敏満寺大塚古墳・大岡高塚古墳群・大岡石塚古墳群・檜崎古墳群など、多数の古墳・古墳群が形成された。特に犬上川上流域における分布が顕著で、想定される埋没古墳を含めると、墓域としては県下有数の規模となる。ただし、埋葬された集団の居住地については不明で、規模に見合うだけの当該期の集落は当地域で発見されていない。



◆檜崎 29号墳出土土鞆尻金具（檜崎地区）

②古代（飛鳥時代～平安時代）

i) 飛鳥時代

芹川中流域の木曾遺跡で再び集落の形成が始まる。6世紀後半から7世紀前半ごろの灌漑水路と想定される大規模な直線溝が検出されており、扇状地の開発が進んだことがうかがえる。この溝と同じ時期の遺構として、朝鮮半島由来のおおかべたてもの大壁建物が2棟検出されており、先進技術を有していた渡来系氏族が、扇状地の開発に深く関わっていた可能性が考えられている。なお、時を同じくして、犬上川上流左岸地域においても、7世紀代の直線溝や建物跡が見つかっており、芹川・犬上川流域の扇状地上の本格的な開発時期は、この頃を契機として始まったと推定できる。

ii) 奈良時代

『多賀町史』では犬上郡の当時のおおよその人口を『倭名類聚抄』（931～938年）を根拠に、2万人以上の人口があったと推測している。

現在、正倉院に保存されている『東大寺領荘園絵図』の中に、近江のみぬまのしょう水沼荘とへるのしょう覇流荘の絵図がある。水沼荘とは、現在の本町敏満寺地区付近にあった荘園と考えられている。この絵図には、荘園の様相や地域の開発の次第などが記載されており、この絵図が差し出される前に、この地方の水田を開墾するようとの勅令が発せられたこと、そのため水沼荘三〇町歩、覇流荘七〇町歩の開発が国の責任で行われたと示されている。

発掘調査の成果として、芹川中流域の木曾遺跡で8世紀前葉から中葉にかけての竪穴建物が多数検出されている。住居形態が掘立柱建物へ移行した8世紀後葉には、多数の掘立柱建物群

が検出されている。また、円面硯えんめんけんが出土していることなどから、識字層の存在もうかがわれる。同じく、犬上川上流域においても8世紀以降に集落跡が一気に増加傾向を見せることから、当該期にこの地域の扇状地の開発が一举に進んだことが見てとれる。

なお、東大寺領水沼荘推定地付近は、かつて水沼荘遺跡として呼称され、現在は埋蔵文化財包蔵地、敏満寺西遺跡として周知されている。当該遺跡については、数度の調査が実施されているが、平安時代以降の掘立柱建物が大半を占めており、水沼荘と直接関係する遺構は未だ発見されていない。

iii) 平安時代

奈良時代以降、有力者による土地の私有により、各地に荘園が置かれることとなった。本町においては、前述の水沼荘が文献に登場する最も古い荘園で、奈良時代のものと考えられている。そして、平安時代以降には、文献資料等で複数の荘園の存在が明らかとなっている。大与度荘おおよどのしょうは、天台宗平等院領といわれており、天治5年(1125年)の『平等院長吏坊政所下文』びょうどういんちょうりぼうまんどころくだしづみに記録がみえる。ちなみに、同下文には敏満寺が大与度荘内にあったことも書かれており、ここで敏満寺が初めて文字資料に登場する。興善院領こうぜんいんりょうは、鳥羽上皇が創建した安楽寿院の末寺である興善院の荘園であり、康治2年(1143年)頃、多賀町東部地域にあったと言われている。『白河本百合文書』しらかわぼんひやくごう(1173年)によると、この領には、現在の土田地区付近にあったといわれる「石灰庄」が追加で寄進されている。

『延喜式神明帳』えんぎしきしんめいちょうには、多賀大社ひゅうがじんじゃ、日向神社が記されている。日向神社は、多賀大社境内にある神社で、創建年代は明らかではないが、『新抄格勅符抄』しんしょうきやくちよくふしょうの大同元年牒ちょうによれば天平神護2年(766年)に神封じんぶを受けたという記録が残っている。

発掘調査の成果として、木曾遺跡で10世紀から12世紀にかけての掘立柱建物などが検出されている。10世紀の建物柱穴内からは墨書土器が出土しており、識字層の存在をうかがわせているほか、少し時代が下ると輸入陶磁器の出土が見られる。名神高速道路の多賀サービスエリア改良に伴う敏満寺遺跡の調査では、10世紀の掘立柱建物や、11世紀後半から12世紀初頭の墓などが見つかっている。また、大谷遺跡おおたにでは10世紀代の買地券ばいちけんの可能性のある鉄板が埋納された火葬墓が検出されている。近接する梨ノ木東遺跡なしのきひがしでも木棺墓が発見されていることから、一帯が犬上氏を含めた地域の有力者の墓域であった可能性が高い。

③中世(鎌倉時代～安土・桃山時代)

i) 鎌倉時代

この時代の本町域は、敏満寺、多賀大社といった寺社による繁栄で成り立っていた。特に、この時代に最盛期を迎える敏満寺の動向は注目に値する。

敏満寺は、聖徳太子によって開基されたと伝わる寺院で、室町時代以降に衰退し、今は当時の堂舎等の面影は遺っていない。文字資料に登場するのは12世紀で、青龍山北西麓の現在の胡宮神社境内付近にその中心があったと考えられて



◆大谷遺跡火葬墓出土鉄板

いる。鎌倉時代に最盛期を迎え、延慶2年（1309年）の『太政官牒』^{だじょうかんちょう}には、「堂舎四〇余宇、宝塔数カ所」と記載されている。元徳3年（1331年）の訴訟に添付された一山目録には、さらに多くの堂舎や堂塔が数えられており、それらが青龍山を埋め尽くさんばかりに立ち並んでいた光景が推定される。源平合戦の際に焼失した東大寺の復興などに尽力した重源上人とも関わりが深く、仏舎利が納められた金銅製の五輪塔が贈られている。また、近江猿楽「みまじ座」^{おみさるがく}の発祥の地としても知られており、「能」^{かみあみ ぜあみ}を大成することになる観阿弥・世阿弥親子にも影響を与えたとされている。

胡宮神社の南、青龍山の山腹には、敏満寺石仏谷墓跡が形成された。これは全国屈指の規模を誇る中世墓群である。出土した土器の多くは12世紀代から14世紀代のものであり、まさに全盛期を迎えた鎌倉時代の敏満寺を形容するものといっても過言ではない。この貴重な歴史遺産は、平成17年（2005年）に国史跡に指定された。

ii) 南北朝時代・室町時代・安土桃山時代

南北朝時代になると多賀大社が、近江北部に勢力のあった京極氏^{きやうごく}の庇護を受けることとなった。バサラ大名として名を馳せた京極高氏^{きやうごくたかうじ}（佐々木道誉^{ささきどうよ}）も、多賀大社を深く崇拝していたことで知られている。その後、近江南部に勢力のあった六角氏も多賀大社へ厚い信仰を寄せるようになり、明応3年（1494年）に多賀豊後守^{たがぶんごのかみ}に命じて、不動院^{ふどういん}を開基させた。以降、多賀大社の運営はこの不動院が主体となって行われることとなった。この不動院が開基されると、「坊人^{ぼうにん}」と呼ばれる同院に属した僧が、各地で広く布教活動を行うこととなる。彼らの活躍により、「お多賀さん」は長寿の神として全国各地に知られることとなった。その後も、武田信玄、浅井長政、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった有力者により大社の庇護がなされていく。中でも、織田信長は、多賀信仰を広める坊人に対して好意的で、坊人が全国へ勧進廻りを行う自由を認める文書を発している。



◆重要文化財 銅製五輪塔（胡宮神社所蔵）



◆重要文化財 銅製五輪塔附指定 紙本墨書寄進状（胡宮神社所蔵）



◆国指定史跡 敏満寺石仏谷墓跡

一方で鎌倉時代に全盛を誇った敏満寺は、火災や兵火による難が続き、多賀大社とは対照的に勢いを無くしていく。永禄5年（1562年）には浅井長政、元亀3年（1572年）には織田信長による焼き討ちにあい、その後は衰退の一途を辿ることとなる。またこのような戦乱に対して、16世紀後半に短期間でありながら、寺域の一部が城郭化したことが発掘調査によって確認されている。周囲を高い土塁で囲み、虎口を設け、兵火に対する防御施設を構えていた様子を見ることができる。



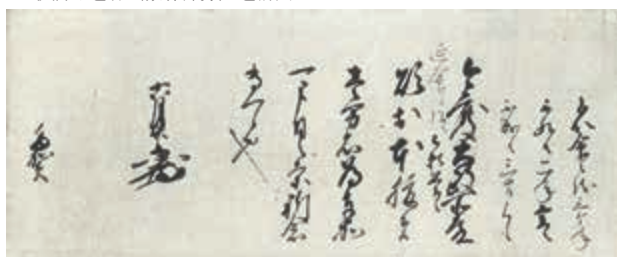
◆敏満寺遺跡（城郭部分 空中撮影）



◆敏満寺遺跡（城郭部分）遺構図

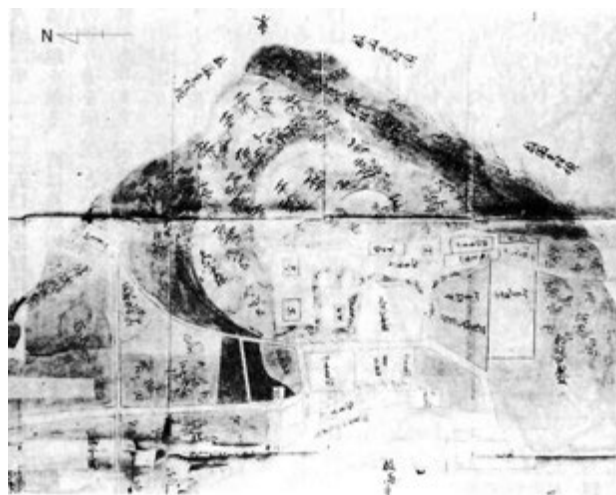
④近世（江戸時代）

江戸時代の本町は、彦根藩に属することとなった。彦根城博物館所蔵の『彦根藩井伊家文書』^{ひこねはんいけもんじよ}にある「江州御領分村人数鳥目并寺社万共寄目録」には、元禄期における彦根藩内の領民の人数が記録されており、これにより本町域における人口を推測することができる。元禄8年（1695年）の人口はおよそ1万人で、現在と比較してもあまり変わらない人口であったことがわかる。



◆滋賀県指定有形文化財多賀大社文書 豊臣秀吉祈願文（多賀大社所蔵）

ただし、元禄期の人口は、近代以降と比べて山間部に多い傾向があり、これには二つの理由が考えられる。一つは生活スタイルである。当時の主たる生業は、山林、田畑での第1次産業であり、山間部も自給自足が可能だったということ、もう一つは、山を越えて物資や文化の交流が、近代以降よりも盛んであったことなどが理由としてあげられる。明治以降、第2次産業や第3次産業が平野部を中心に発展したことで、山間部の人口が平野部へ流入したことが、現在の山間部の限界集落化に繋がった。



◆胡宮神社境内図（胡宮神社蔵）

古来より本町域における心の拠り所であった多賀大社は、徳川幕府からも庇護が続き、寛永年間に大改修が実施される。その大事業に主導的役割を担ったのは多賀大社不動院別当の僧慈性^{じしょう}である。彼は、江戸へ足繁く通い、大社の改修を幕府に訴え、寛永10年（1633年）によ

うやく認められることとなる。大改修は直ちに着手され、その後5年の月日と12万両を費やして、寛永15年(1638年)に完成へと至った。また、慈性は武家だけではなく公家とも広く交遊しており、これが多賀大社信仰の拡大にも大きく寄与することとなった。こうした慈性の力により、多賀大社は大いに繁栄し、近世に大流行する「多賀詣り」による多く参詣者を迎えることになった。多賀へと至る道は中山道・多賀本道(高宮道)だけでなく、伊勢や美濃方面からの五僧越えや鞍掛越えなどの山道含め、「多賀道」としていくつものルートが整備された。現在もいくつかの道標が残っている。人々の往来とともに、文化・物資の交流も活発になり、近世の本町の繁栄に大きく影響していった。なお、多賀大社の寛永の造営の際には、末社として胡宮神社や大滝神社の社殿の修復も併せて実施され、ともに現在まで本殿が残っている。



◆町指定文化財 多賀大社拝殿



◆町指定文化財 多賀大社そり橋

(3) 町の変遷(表2-3・図2-15)

①明治維新後

現在の本町域は、江戸時代には彦根藩に属していた。明治維新による新たな政治体制へ移行する中、明治4年(1871年)に廃藩置県が施行され、彦根藩が廃止、彦根県が設置された。そして、わずか5か月後には彦根県が廃されて、長浜県が設置された。明治5年(1872年)2月に長浜県の県庁は長浜で開庁されたが、その4か月後には彦根に移されて犬上県と改称され、県庁は彦根におかれることとなった。しかし、同年9月にはその犬上県も廃され、大津県を前身とする滋賀県と合併し、ここではじめて近江国が一県に統合された。

多賀村をはじめとした地域の各村は、明治5年の県下における区制を経て、明治12年には犬上郡へと属することとなる。その後、町村制の施行により、多賀村・四手村・敏満寺村・八重練村・大岡村・土田村・猿木村が合併して、新たな多賀村となった。同様に、久徳村・芹谷村・脇ヶ畑村・大滝村も周辺の村々との合併を実施した。

②昭和の合併

昭和16年(1941年)には、多賀村・芹谷村・久徳村が合併して、多賀町が発足した。そして、昭和30年(1955年)に、大滝村と脇ヶ畑村が多賀町と合併し、現在の姿となり、人口がはじめて一万人を超えた。

合併後にピークだった人口は、昭和35年(1960年)以降は減少しはじめ、特に山間部集落

第2章 多賀町の概要

表 2-3 町の変遷

村(字)名		猿木	多賀	大尼子	敏満寺	四手	八重練	大岡	土田	久徳	一円	月之木	栗栖	中川原	小林	曾我	水谷	後谷	屏風	桃原	向之倉	河内中	河内下	河内宮前	河内山女原	甲頭倉	落合	入谷	今畑
明治 2	1869	藩名	彦根																										
明治 4.7	1871	県名	彦根																										
11		県名	長浜																										
明治 5.2	1872	県名	犬上																										
9		県名	滋賀																										
10		区名	犬上二 三	犬上二 五						犬上二 四						犬上二 六													
明治 7 ～ 14	1874 ～ 81	合併 (村)	猿木	多賀	敏満寺	四手	八重練	大岡	土田	久徳	一円	月之木	栗栖	中川原	木曾	水谷	後谷	屏風	桃原	向之倉	河内			甲頭倉	霊仙				
明治 18	1885	連合	猿木	連合戸長役場						連合戸長役場						連合戸長役場													
明治 22	1889	合併	多賀村						久徳村						芹谷村														
昭和 16	1941	合併	多賀町																										
昭和 30	1955	合併	多賀町																										

村(字)名		杉	保月	五僧	大君ヶ畑	南後谷	佐目	壺ヶ原	霜ヶ原	霜ヶ原	小原	大杉	樋田	萱原	仏ヶ後	一ノ瀬	川相	藤瀬	富之尾	檜崎	
明治 2	1869	藩名	彦根																		
明治 4.7	1871	県名	彦根																		
11		県名	長浜																		
明治 5.2	1872	県名	犬上																		
9		県名	滋賀																		
10		区名	犬上二 六	犬上二 七													犬上二 八				
明治 7 ～ 14	1874 ～ 81	合併 (村)	杉	保月	五僧	大君ヶ畑	南後谷	佐目	壺ヶ原	霜ヶ原	小原	大杉	樋田	萱原	仏ヶ後	一ノ瀬	川相	藤瀬	富之尾	檜崎	
明治 18	1885	連合	連合戸長役場			連合戸長役場						連合戸長役場									
明治 22	1889	合併	脇ヶ畑村			大滝村															
昭和 16	1941	合併	大滝村																		
昭和 30	1955	合併	多賀町																		

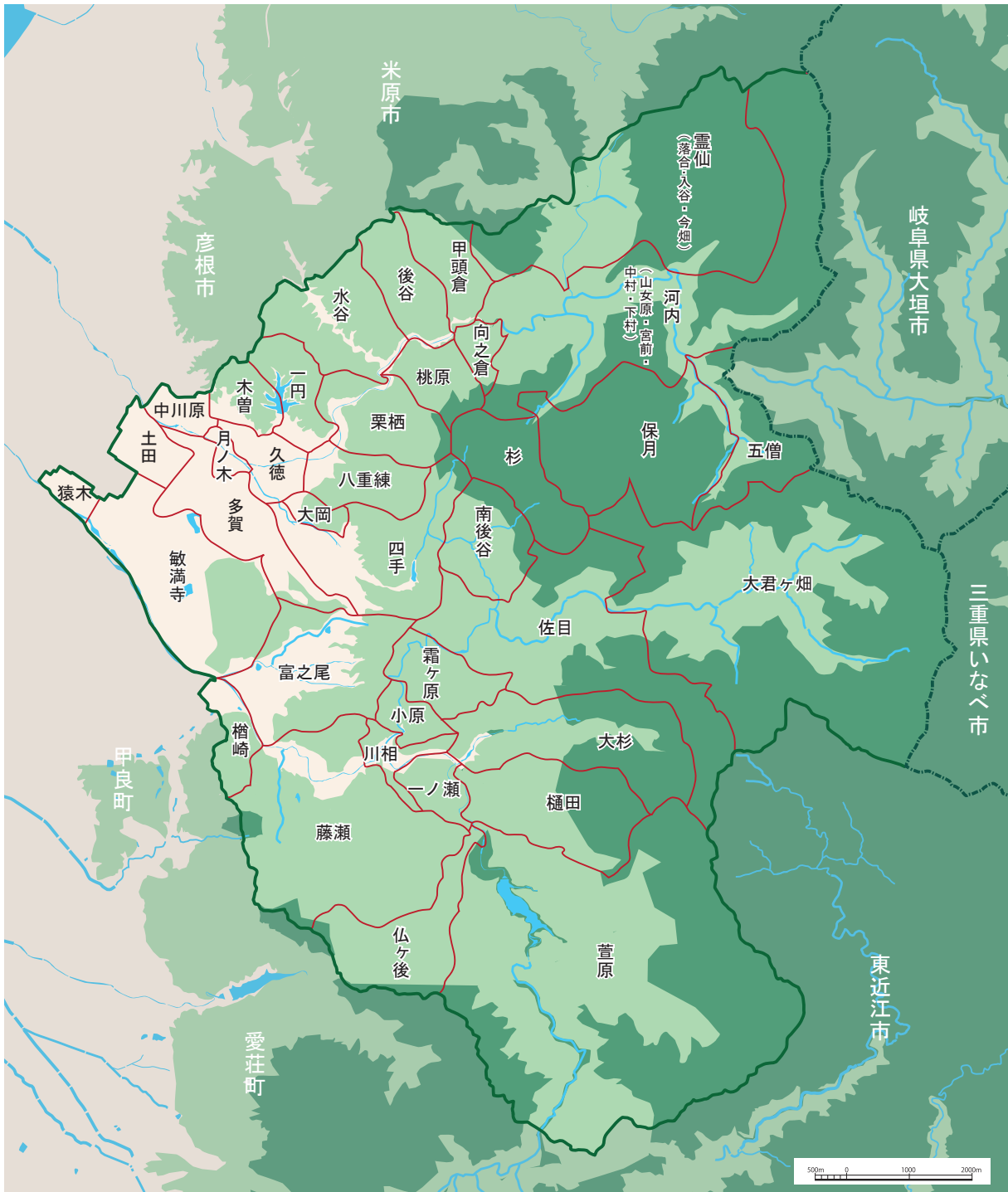


図 2-16 字境および字名 (明治 14 年)

においてその傾向が顕著となった。昭和 40 年 (1965 年) に五僧集落が廃村になったことを皮切りに、令和 2 年 (2020 年) 現在、向之倉集落、保月集落、杉集落、今畑集落が無住となっている。

(4) 災害史 (表 2-4・5)

町内では、火災や台風、大雨による水害、干害、大雪などにより甚大な被害を受けた歴史がある。こういった過去の歴史に倣い、災害に強いまちづくりを行っていくことは、本町の未来

に向けて非常に重要な課題である。町の総合計画においても、地震や風水害をはじめとした自然災害などに強いまちづくりを謳っており、ライフラインの整備や地域防災力の強化などを目標としている。

古代以降、文献資料等で災害の様子を知ることができる。古代・中世の記事では火災の記録が多く、町内の主な寺社（敏満寺・多賀大社）などの焼失の記事が複数みられる。近世以降は地震、洪水、大雪被害などが記録にたびたび登場している。また、洪水まで至らなくても大雨のたびに芹川の水位に関する記録が頻繁に登場することからも、河川の氾濫が大いに恐れられていたことがうかがわれる。近代以降になると、被害の具体的な数字が記録として残されており、自然災害による凄惨な状況を知ることができる。

近年では大型の台風による文化財の被害が県内でも増加しており、今後、これらへの対応は不可欠となる。その実現のためにも、過去の災害史を振り返ることは不可欠である。

和暦	西暦	月	内容	被害
応保	1 1161	1月	火災	敏満寺の伽藍が焼失する。
正慶	1 1332	10月・11月	火災	敏満寺・多賀大社が炎上する。
長享	2 1488	1月	火災	敏満寺が一部焼失する。
文亀	3 1503	3月	火災	敏満寺堂宇坊舎が焼失する。
永禄	3 1560	3月	火災	久徳城が浅井長政に攻められ焼失する。
	5 1562	9月	火災	敏満寺が放火により焼失する。
元亀	1 1570		火災	西徳寺が炎上する。
	3 1572		火災	織田信長の寺領の召し上げを拒絶したため、敏満寺が放火される。
天正	1 1573	8月	洪水	敏満寺原田宝寿院清水谷が洪水により、土蔵が大破。住職が死亡する。
天和	1 1681		洪水	犬上川が決壊する。
元禄	13 1700		火災	五僧で火事が起こる。
享保	3 1718	7月	火災	多賀村で大火災、多賀大社の石鳥居が折れる、成就院・真如寺が類焼する。
元文	5 1740	7月	洪水	犬上川の敏満寺青柳の堤防が決壊する。
宝暦	6 1755	9月	洪水	栗栖村・藤瀬村が大水により被害が甚大。大水により田畑に砂流入する。
明和	1 1764	8月	洪水	栗栖村被害。
	2 1765	8月	洪水	大風雨により多賀慶照寺山門が大破する。
	5 1768	9月	洪水	栗栖村被害。
	6 1769	5月	火災	川相村大火事、家屋・寺37軒焼失、60軒が類焼。
	7 1770	5月	飢饉	大干ばつ、藤瀬村では米の収量が激減。
	8 1771	3月	火災	小原村大火事のため12軒焼失。
安永	2 1773	4月	火災	多賀大社・多賀村が大火事、100戸余り全焼、飛び火により久徳村で10軒余り焼失。
天明	2 1781		火災	多賀大社で火事。
寛政	1 1789	5月	火災	小原村で火災、5軒が焼失。
		10月	火災	大杉村で大火、家屋等21軒余り焼失。
	3 1791	8月	暴風雨	多賀大社が一部倒壊。

表 2-4 主な災害の記録（1）

第2章 多賀町の概要

和暦	西暦	月	内容	被害
文政	2 1819	6月	江州東部地震	古家・古蔵が破損。
	4 1821		旱魃	芹川で水論が起こる。久徳村で番水。
	7 1824	12月	大雪	多賀村で2mの降雪。
	12 1829	7月	大風雨	多賀下之町大損害、床上浸水。
弘化	4 1847	5月	火災	八重練の高松寺で火災。
嘉永	1 1848	8月	大風雨	犬上川決壊、多賀村床上浸水、檜崎橋・藤瀬高橋が流出、後谷で倉が流失。
文久	3 1863	11月	大雪	多賀村で積雪が2～2.4m、家屋の倒壊被害。
慶応	2 1866	8月	暴風雨	多賀大社の森スギ70本倒木、洪水で田畑が流出、この年は凶作となる。
	4 1868	3月	火災	広慈庵が焼失。
明治	16 1883	8月	旱魃	赤田井、一ノ井で水論が起こる。犬上川の一ノ井、二ノ井ともに収穫無。
	18 1885	6月	暴風雨	芹川が決壊する。犬上川浸水被害、田畑7,727反、1,720戸被害。
	26 1893	6～8月	旱魃	6月以降降雨無、明治16年と同様に被害が甚大。
	29 1896	7～9月	暴風雨・集中豪雨	連日の雨により、琵琶湖の水位が+3.88mに達する。犬上川氾濫。犬上郡の被害は2,699戸、田畑6,405,131反、宅地1,199,416反。
	32 1899	8月	姉川地震	東浅井郡、坂田郡の被害が甚大。河内風穴から出水。
	42 1909	8月14日	姉川大地震	
大正	2 1913	6～8月	旱魃	6月の降雨量は平年の4割にとどまる。7/4～8/18までの45日間降雨なく、干害が甚大。
	6 1917	1月	大雪	降雪が0.9m、彦根測候所開設以来の大雪。
	7 1918	1月9日	豪雪	彦根測候所で0.93mを記録する。久徳駐在所が積雪でつぶれる。
	10 1921	9/25・26	台風	風速最大28.2mを記録する。
昭和	9 1934	9月21日	台風	室戸台風が琵琶湖上を中心に通過した。瞬間最大風速60m、犬上郡にて死者1人、負傷者16人。
	13 1939	5～9月	旱魃	犬上郡・愛知郡・彦根市の被害甚大。収穫皆無田は大滝地区23反、多賀地区194反、久徳地区64反にのぼる。平均収量は45%となる。
	25 1950	9月3日	台風	ジェーン台風が上陸する。犬上川流域の被害甚大、福寿橋流失、災害救助法が適用された。
	28 1953	9月25日	台風	台風13号が上陸する。最大風速20～25m、大君ヶ畑地区で雨量360mm。久徳・中川原地区の犬上川堤防決壊。町道各所が崩壊する。災害救助法が適用される。
	30 1955	8月10日	火事	入谷で大火。寺を含む22戸が焼失。被災者106人。災害救助法が適用される。
	34 1959	9月26日	台風	伊勢湾台風(台風15号)が上陸する。最大風速が彦根で21.9m、雨量338mm。多賀大社境内で30本が倒れる。町内で全壊4戸、半壊20戸。災害救助法が適用される。
	35 1960	1月23日	大雪	保月地区で1.8m、落合地区で1.5m、多賀地区で0.5mの積雪。霊仙分校・後谷分校・脇ヶ畑分校が一週間近く休校する。
	36 1961	9/15～16	台風	第2室戸台風(台風18号)が上陸する。最大風速は彦根で50m。鈴鹿山系では、総雨量300mm、多賀大社境内で多数の倒木。
	40 1965	9/17～18	台風	台風24号が上陸する。月の木地区で堤防が決壊する。
	46 1971	8月31日	台風	台風23号が上陸する。中川原地区の銭取橋が流出、一円地区の高橋の橋脚の一部が流出した。
	47 1972	9/16～17	台風	台風20号の中心部を滋賀県東部を通過した。五僧・保月・杉地区が孤立し、食糧不足のために22日にヘリコプター2機により生活必需品150kg分を空輸する。
	59 1984		豪雪	大雪により建物の崩壊が続出した。大君ヶ畑地区で積雪が3mを越え、民家が埋まった。山林被害が甚大。豪雪対策本部が設置される。
	60 1985	6月25日	台風	台風13号が上陸する。恵比寿橋で警戒水位(2.3m)を越え、2.5mに達する。
平成	2 1990	9月19日	台風	台風19号による水害。霜ヶ原地区で19日午後11時から20日午前零時まで1時間当たり69mmの降雨があり、降り始めからの雨量は366mmとなった。芹川・犬上川の増水、河川の氾濫によって本町では家屋の床上浸水、土砂崩れ、田畑の冠水など約12億円の被害となった。
	9 1997	4月6日	豪雨	南後谷地区で石積みの崩壊。
	9 1997	6月20日	台風	台風7号が通過する。佐目地区で斜面崩壊。民家一軒が被害。
	14 2002	7月9日	台風	台風6号が上陸する。中川原地区で河川水位が1.24m(通報水位1.1m、警戒水位1.8m)を記録する。
	16 2004	10月20日	台風	台風23号が滋賀県を通過した。彦根での最大瞬間風速は28.5mであった。
	25 2013	9月16日	台風	台風18号が勢力を保ったまま愛知県の豊橋市付近に上陸した。滋賀県では全国初の大雨特別警報が発表され、中川原橋で河川水位が1.73m(氾濫危険水位1.65m)を記録する。芹川沿岸に避難指示(緊急)が発令される。町内で床上浸水が12戸。
	29 2017	10月22日	台風	台風21号が上陸する。中川原橋で河川水位1.73mを記録する。芹川沿岸に避難指示(緊急)が発令される。

表2-5 主な災害の記録(2)

第3章 多賀町の文化財の概要

1. 文化財の分布と地形的特徴（図 3-1）

町内は大きく芹川流域と犬上川流域（南流・北流）に大別することができ、それぞれが形成した谷（山間部）と扇状地（平野部）で構成されている。町域の西側は2つの河川が形成した扇状地が広がり、青龍山を中心として多賀大社・敏満寺（胡宮神社）等の歴史遺産が集中している。また、一部の歴史遺産は、芹川流域の山間部に形成されている集落周辺にも所在している。

その一方で、記念物を中心とした自然遺産は、山間部を中心に分布しており、名木・巨木などの貴重な植物、特別天然記念物のオオサンショウウオやカモシカ、ミカドギセル、イヌワシ、などの動植物の宝庫がそこに広がっている。また、地域を特徴付ける自然遺産として犬上川の河床に湖東流紋岩が、芹川上流域から犬上川上流域（北流）の佐目・川相地区には石灰岩地帯が広がる。石灰岩地帯には、河内の風穴や佐目の風穴を代表とする独特な地形が分布し、石灰岩は近代以降セメント産業の基盤となっていた。

そして、芹川流域では30万年～3万年前のナウマンゾウの化石が分布し、四手地区の丘陵部ではアケボノゾウの7割におよぶ全身骨格が発見された。それ以外にも、石灰岩層からは約2.8億年前のフズリナ、ウミユリ、サンゴ、腕足類等の化石が見つまっている。

以上のように町内の歴史遺産は扇状地とその周辺部を中心に、自然遺産は河川の上中流域に位置する山間部に分布している。このように遺産ごとに偏りがある点も多賀町の持つ重要な特徴の一つとして留意する必要がある。

2. 文化財の種類（表 3-1）

多賀町の指定・登録等文化財は、国指定文化財が6件、県指定文化財が10件、町指定文化財が32件、国登録文化財が7件の合計55件である。

（1）指定等文化財（参考資料 表 11-3～6）

①有形文化財（建造物）

i) 多賀大社

天平8年(736年)に建立され、天平10年(738年)に各諸堂が再建されたと伝わり、以後も度々修理が行われたが、詳細は明らかではない。本殿は徳川家光が再建を命じ、寛永15年(1638年)に完成したが、以後2度の火災や倒壊があり、昭和の大造営を経て今に至る。本殿をはじめ、拝殿、幣殿、手水舎、神馬舎、表門など11棟が町の有形文化財に指定されている。

奥書院は安永3年(1774年)頃に建てられたと考えられているが、同じ頃に建てられた大書院や小書院はすでに失われている。構成や装飾等は、規模や位置が変えられてはいるものの、近世中頃の特徴がみられ、滋賀県の有形文化財に指定されている。そり橋は、太閤秀吉より生母・大政所の病氣平癒祈願の依頼を受け、その立願に対する1万石奉加により堂舎が整備されたときに併せて再造されたと伝わることから「太閤橋」と呼ばれる。当初は板橋であったが、寛永年間の造営により現在の石橋に造り替えられている。

中山道高宮宿を起点とする多賀大社参詣道（多賀本道）の入口には、県指定の有形文化財の

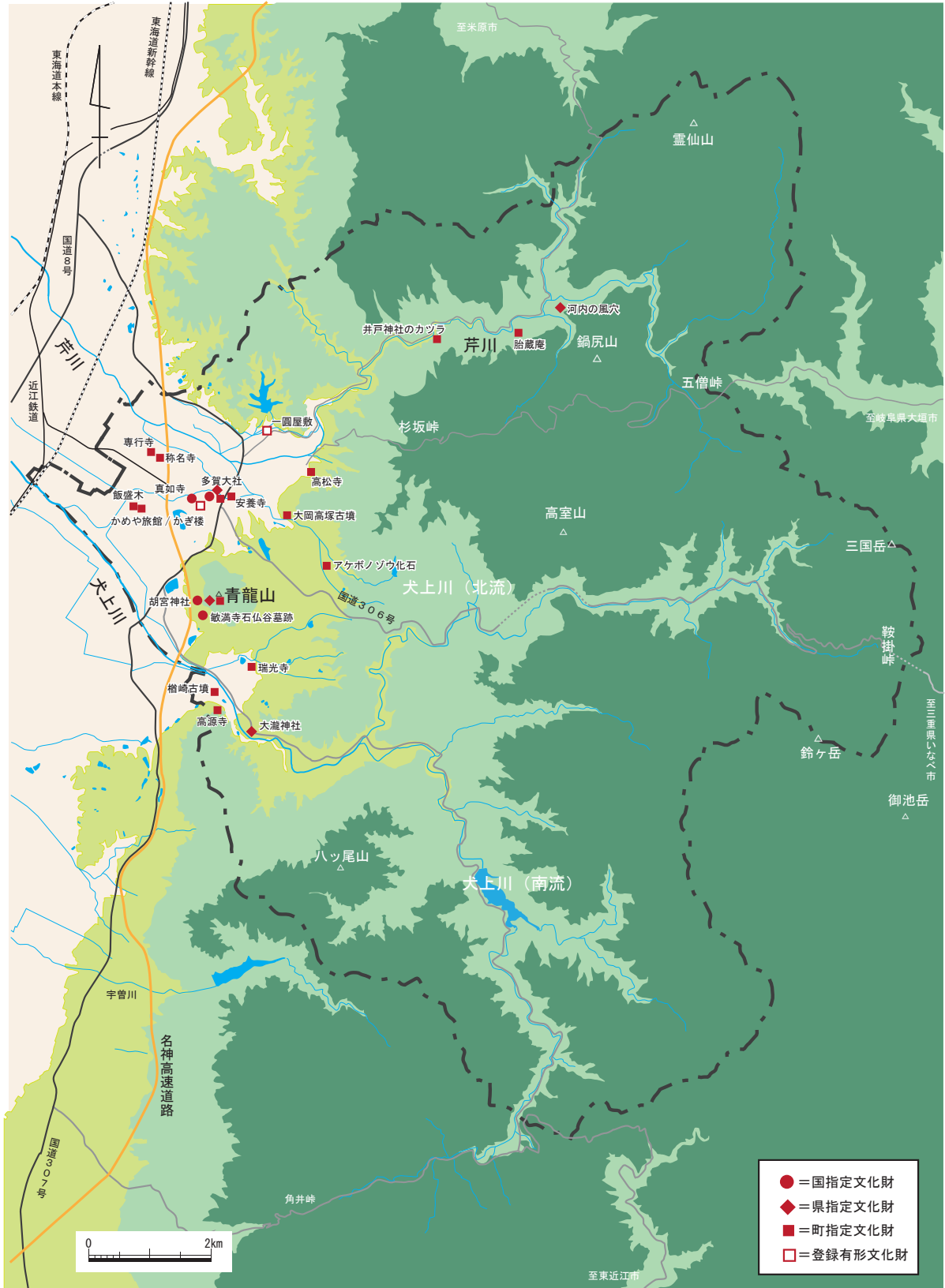


図3-1 多賀町内の指定文化位置（令和2年6月現在）

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	建造物	—	3	2	7	12
	美術工芸品	絵画	1	1	5	—	7
		彫刻	1	—	9	—	10
		工芸品	1	4	5	—	10
		考古資料	—	—	—	—	—
		歴史資料	—	—	1	—	1
	書籍・典籍・古文書	—	1	5	—	6	
記念物	史跡	1	—	2	—	3	
	名勝	2	—	—	—	2	
	天然記念物	—	1	3	—	4	
無形文化財		—	—	—	—	—	
民俗文化財		—	—	—	—	—	
文化的景観		—	—	—	—	—	
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	
選定保存技術		—	—	—	—	—	
合計		6	10	32	7	55	

表 3-1 指定等文化財一覧（令和3年3月現在）

「一の鳥居」と呼ばれる高さ 11 m、柱間約 8 m の多賀大社鳥居が存在する。これも寛永年間の造営で石製の鳥居として再造されたものである。

ii) 胡宮神社

もとは敏満寺の鎮護の神であった。現在、敏満寺跡に建っている。永禄、元亀の兵火により敏満寺が衰退する中、一方で、胡宮神社は隆盛した。寛永 15 年（1638 年）徳川家光の命により、多賀大社、大滝神社とともに社殿が修復された。本殿は三間社流造で、県の有形文化財に、社務所庭園は国の名勝に指定されている。

社務所は、別当を勤めた福寿院の跡地に位置し、入母屋造・茅葺の母屋が西面して建ち、北西隅には神饌所が別棟で附属する。それらは名勝の指定範囲に含まれ、名勝庭園と一体的な景観を形成している。平成 27 年（2015 年）から修理事業が実施されている。

iii) 大滝神社

創建は不詳だが、大同 2 年（807 年）、坂上田村麻呂の願いで創建されたものと伝えられている。寛永 15 年（1638 年）徳川家光の命により、多賀大社、胡宮神社とともに社殿が修復されている。本殿は一間社流造・檜皮葺で、象頭形の木鼻、花鳥を刻した墓股や欄間などに江戸時代初期の様式手法を残している。県の有形文化財に指定されている。

②有形文化財（美術工芸品：参考資料表 11-2・4・5）

工芸品では、胡宮神社が所蔵する銅製五輪塔および紙本墨書寄進状（重源が敏満寺に寄進）、多賀大社が所蔵する紙本金地著色調馬・厩馬図六曲屏風、もとは多賀大社の本地堂にあった

真如寺の木造阿弥陀如来坐像が重要文化財に指定されている。

多賀大社に紙本著色三十六歌仙絵や天文24年(1555年)刻銘の梵鐘、大太刀など県指定や町指定の絵画や工芸品等が多数保管されている。また、中世以降に演能された記録も残っており、それにまつわる町指定の能面・狂言面が72面伝えられている。また、桃山時代の紙本著色多賀大社参詣曼荼羅図は町指定有形文化財となっており、参詣者の勧誘と案内を目的に描かれた。この参詣曼荼羅図を携えた坊人(修験者)の活躍によって、全国に多賀信仰が広がったのである。他に、敏満寺関係の彫刻などが町指定となっている。

歴史資料・書跡等では多賀大社文書(鎌倉時代～江戸時代)および附として紙本著色多賀大社境内古図が県有形文化財に指定されている。胡宮神社には町指定の胡宮神社文書(鎌倉時代～明治時代)や紙本墨書重源文書重勅進状、仏舎利相承図がある。高源寺(檜崎地区)所蔵の村山たか女の肖像画である紙本淡彩妙寿尼像が町指定有形文化財となっている。

③登録有形文化財(参考資料 表 11-4)

多賀大社の門前町にある明治期建築のかぎ楼と大正期建築のかめや旅館、江戸末期から明治にかけての旧一圓家住宅の主屋、文庫蔵、米蔵などがある。

④記念物(史跡・名勝・天然記念物:参考資料表 11-5)

史跡は、国指定の敏満寺石仏谷墓跡と町指定の大岡高塚古墳、^{ならさきこふん}檜崎古墳(檜崎1号墳)があ



◆県指定有形文化財 梵鐘(多賀大社所蔵)



◆国指定名勝 多賀大社庭園



◆県指定有形文化財 大滝神社本殿



◆県指定有形文化財 多賀大社奥書院

る。敏満寺石仏谷墓跡は中世墓地群で、石仏や石塔などが大量に出土している。大岡高塚古墳は整備の一環として調査され、今後、古墳群全体（8基）で整備をする予定である。檜崎古墳はすでに整備している。

名勝としては、国指定の多賀大社庭園と胡宮神社社務所庭園がある。多賀大社庭園は護岸石組や築山の蓬莱石組に桃山時代の特徴が表れているとして評価され、奥深い神苑が背景となり、深遠な景観を造り出している。胡宮神社社務所庭園は、社務所座敷から眺めるように作庭されており、青龍山の傾斜地を利用した築山、山裾の水系を引き込んだ園池等、自然の地形や構成物を巧みに利用した庭園である。

天然記念物としては、河内の風穴が県指定文化財、飯盛木（男飯盛木・女飯盛木）、アケボノゾウ化石、井戸神社のカツラが町指定文化財となっている。飯盛木は多賀大社参詣曼荼羅図にも描かれており、樹齢600-1200年といわれる。その内の1本、女飯盛木はケヤキとしては滋賀県下最大である。四手地区から産出したアケボノゾウの化石は、全国で最も完全に近い形で発見された標本で、発掘から30年近く経った現在でも、多賀町のアケボノゾウを上回る化石は見つかっていない。

⑤埋蔵文化財（参考資料図11-9・表11-6）

埋蔵文化財包蔵地は、58ヶ所が周知されている。旧石器時代以降の人の生活痕跡である埋



◆国指定名勝 胡宮神社社務所庭園



◆町指定文化財 多賀大社奥書院障壁画（富岳に松鶴図）



◆国登録有形文化財 旧一圓家住宅



◆国登録有形文化財 かぎ楼



◆県指定天然記念物 河内の風穴



◆町指定文化財 檜崎古墳（檜崎1号墳）



◆特別天然記念物 カモシカ（権現谷）



◆町指定天然記念物 飯盛木



◆重要文化財 木造阿弥陀如来坐像（真如寺所蔵）

蔵文化財の包蔵地は、芹川と犬上川によって形成された扇状地に大部分が存在している。そして、扇状地を見下ろし、それらの河川に挟まれた丘陵上に敏満寺遺跡や大谷遺跡のような古代墓跡、中世の寺院・城館を確認している。

（2）指定等文化財以外の文化財（表3-2）

ここでは、指定等文化財以外の文化財について取り上げる。リスト化している文化財（参考資料表11-7～17）は、有形文化財が1,366件、無形文化財が1件、民俗文化財が36件、記念物が87件である。

この中で、有形文化財：石造物（道標・五輪塔・灯籠等）が1,032基が確認されており、最も数が多い。その中には個体識別ができていない敏満寺区の石仏や五輪塔759基の報告が含まれている。また、古文書は、1資料1件として数えているが、久徳地区をはじめとして町内の地区で共有している文書等は、1地区で数千点に及ぶものもある。そして、道標等が所在する多賀本道や五僧越え、鞍掛越えの古道も重要な文化財である。そのほかに多賀大社では年間を通じて祭礼が実施されており、その数は100を越える。各地域に残る郷土食も877種を確認している。

文化財類型		件数	
有形文化財	建造物	建造物	195
		石造物	1,032
		土木遺産	5
	美術工芸品	絵画	3
		彫刻	84
		工芸品	2
		考古資料	-
		歴史資料	21
	書跡・典籍・古文書	24	
無形文化財		1	
民俗文化財		36 (1718)	
記念物	遺跡	25	
	名勝地	18	
	動物・植物・地質鉱物	44	
文化的景観		-	
伝統的建造物群		-	
選定保存技術		-	
埋蔵文化財		58	
合計		1,548 (3,230)	

表3-2 多賀町内の指定等文化財以外の文化財件数
※祭礼・食文化・方言は各1件とし、カッコの数値は実数

年)には、町内に11件の第一次調査対象があった。河内地区の藤本家は18世紀末と推定される民家で、せいけいよつまどり整形四間取の平面形式で、屋根はトタンで覆っているが全面葺下しである。この地域の山間部の農家として典型的なものであり、貴重である。また、大黒柱にクリの大木が使われており、雪が多い地域に対応したものと考えられる。水谷地区の山口家は19世紀中期と推定される民家で、これも整形四間取の平面形式であり、近代初期の遺構として、優れたものである。

こうした時代の民家は少なくとも山間部の谷筋および集落にそれぞれ十軒程度から数十軒は存在しており、詳細調査は未実施であるが、さらに古いものも残されていると考えられる。他にも灰小屋（農作業に必要な焼き灰を貯めておく小屋）、ガッター（ししおどしの原理を応用した米つき機）のある地域性の高い建築物等が存在していたことも確認している。

①有形文化財（建造物）

i) 社寺建築

『滋賀県の近世社寺建築緊急調査報告書』（1986年）では、町内において、神社66、寺院100（棟数）箇所の調査が実施されており、県内で有数の文化財の数を誇っている。

特に大岡地区の八幡神社の一間社流造の本殿は、17世紀後半に建てられ、古式の技法が用いられている。土田地区の東出地蔵尊は一間社流造の建物を地蔵堂に改造したもので、17世紀代の作とみられる。その他、多賀地区の西徳寺の表門は寛政3年（1791）の寺蔵記録があり、えようひじき絵様肘木を持った四脚門で、本堂と鐘楼も18世紀後半に建てられたとされる。ここは多賀大社の別当寺である。

ii) 民家建築

『滋賀県の近世民家調査報告書』（1998



◆藤本家住宅（河内地区）



◆西徳寺表門（多賀地区）

多賀大社の門前には、土産物店や名物の糸切り餅屋等の町家が建ち並び門前町を構成しており、その間には各種の商店と邸宅が軒を並べている。一般的には切妻造の平入、^{つしにかい}厨子二階建て^{さんがわらぶき}棧瓦葺の家屋であり、中には平格子をそのまま残した町家もある。中には、井伊直弼とそれを助けた^{ながのしゅぜん}長野主膳^{あんせいのたいごく}に仕え、安政大獄に関わった人物として知られる村山たかの生家がある。また、^{えんじゅどう}蓮寿堂やその他多数の近代和風建築が、通り沿いだけでも80軒前後確認できる。元旅館が「もんぜん亭」のように改修され、地域コミュニティーに役立っているもののほかに、妻入りで総二階の民家が2軒あり、街道により伝わったとみられる他の地域の民家形式も見られる。水路には花崗岩の縁石が設置される等、上質な町並み景観が形成されていたことがわかる。

iii) 近代建築

『滋賀県の近代和風建築調査報告書』（1994年）では、町内で18件の調査が実施されており、明治から昭和にかけて建設された和風建築の報告がある。前述の料理旅館の他に、敏満寺地区には北川彦次郎設計の敏満寺公民館、多賀地区の宮大工石田某による小菅医院、大杉地区には旧大杉医院などが知られ、近代の繁栄をうかがわせる近代建築が存在している。

iv) 石造物

町内には多賀大社に關係する石造物が多く残されており、1,032件を把握している。

多賀大社の境内には鳥居や^{とうろう}燈籠^{じょうやとう}、常夜燈、参詣道にある道標や常夜燈といった多賀信仰を物語る石造物が多く残されている。

胡宮神社境内には、^{おののとうふう}小野道風^{げじょうせき}筆と伝えられる下乗石や観音堂の聖観音立像があり、多賀大社への道中にあった^{かすじせう}粕地蔵（敏満寺地区）等は、江戸時代の地誌類にも紹介されている。

また、町史編さん事業では、町内の銘文石造物（^{ほうきょうういんとう}宝篋印塔^{ほっけとう}・法華塔^{いっせきごりんとう}・五輪塔^{むほうとう}・一石五輪塔^{さんがいぼんれいとう}・無縫塔^{むほうとう}・結界石^{さんがいぼんれいとう}・三界万霊塔^{せいらんじ}・灯籠）を中心に調査が行われた。主なものとして胡宮神社の燈籠台座や大日堂（敏満寺地区）の大日如来坐像、西琳寺（富之尾地区）の五輪塔、高源寺（檜崎地区）や安養寺（河内地区）の宝篋印塔などがある。

敏満寺石仏谷墓跡に関する調査の過程で敏満寺区に所在する石仏・石塔を759件把握した。

v) 土木遺産

土木遺産としては、用水池として大門池が古代から知られている。敏満寺地区に所在し、大門池の名称は敏満寺の大門近くに位置したことによるといわれている。^{てんびょうしやうほう}天平勝宝3年（751年）の「近江国水沼村懇田地図」（正倉院文書）に描かれている水沼池が大門池である。同様に農業の根幹にかかわる水源として、芹川ダム・四手川ダム・犬上川ダムがある。犬上川ダム（^{いぬかみえんてい}犬上堰堤）は萱原地区にあり、昭和9年（1934年）に起工され、昭和21年（1946年）に完成した日本最初の農業用のコンクリートダムである。

山間部の集落では、石灰岩等を利用した石積みを多用しており、その堅牢な構造や意匠は地域の特色である。また、石切り場跡や鉾山跡も町内に点在している。

②有形文化財（美術工芸品）

多賀大社には江戸時代の多賀大社参詣曼荼羅図や刀剣などが伝承されている。



◆門前絵馬通りにある道標（多賀地区）

胡宮神社（敏満寺）の大日堂、観音堂、神輿庫には数多くの仏像が安置・保管がされている。大日堂には内陣奥の須弥壇中央に木造大日如来坐像をはじめとして40体の仏像が、観音堂には内陣には石造の十一面観音立像を中心として33体の仏像が安置されている。観音堂の内陣に懸けられている絵馬には天保14年（1843年）の年号が見られることから、その段階にはすでに観音堂は整備されていたものと推察される。安置されている仏像も近世の作と考えられる。

それ以外に、光遍寺（後谷地区）の慶長16年（1611年）刻銘の梵鐘（奈良の鋳物師久怡弥左衛門作）、安養寺（多賀地区）の慈性日記の抄出本（天台僧慈性による慶長19年（1614年）から寛永20年（1643年）にわたる記録）や個人所蔵の多賀神社祠堂建物図面がある。また、久徳地区区有文書のように地区が共有する文書が11地区で確認できる。

③無形文化財・民俗文化財

町内では、無形文化財・民俗文化財に指定されているものはないが、多賀大社の「多賀祭り」「馬祭り」とも呼ばれる古例大祭は、鎌倉時代から継承されている。御神木の存在する山間部や敏満寺地区の御旅所を巡り、彦根市内も取り込む広域が一体となった祭礼である。この他に年間を通じて祭事は103件あり、祭事暦を指定等文化財以外の文化財一覧（参考資料表11-7）に掲載している。多賀大社を中心に能に関係する史料が残り、敏満寺は近江猿楽の中心地の一つとされている。町内の各地で行われていた「かんこ踊り」は、現在途絶えてしまっているが、もともと鈴鹿山系一帯に広く伝えられている雨乞いのための太鼓踊りの一つである。町内では、犬上川流域の集落を中心に行われていたようである。「中踊り」、「側踊り」と音頭をとる「歌い手」に分かれ、中踊りの1名が太鼓を打ちながら踊る役で、その周囲を側踊りが竹製の楽器を持って踊る隊形をとる。

食文化として、本町でも湖魚のなれずし（鮒ずしやハスずし）や湖魚の佃煮などの保存食の文化が残る。他に聞き取り調査から年中行事に関する食が324種、人生儀礼に関する食が148種、普段の食として405種が、地域に伝わる食文化として確認され、山間部の保存食や、平野部にも地域の流通事情等に影響を受けた食文化が残っていることがうかがえる（参考資料表11-11～13）。また、地域に残る方言も708語を把握した（参考資料表11-14・15）。

④記念物（遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物）

「滋賀県の庭園」の調査報告書では、江戸時代後期から近代まで作庭された13件の庭園が報告されている。特に寺院の付属庭園が多く、池庭を有し、流れのあるもののほか、2件の枯山水が知られている。

表門が著名な西徳寺庭園（多賀地区）は江戸時代後期とされ、高松寺（八重練地区）も同時期の池庭があるほか、開蓮寺庭園（木曾地区）は改造があるものの、これも江戸時代後期の池庭である。その他、専行寺庭園（土田地区）が



◆中川氏庭園（中川原地区）

ある。これも江戸時代後期の池庭であるが、鈴鹿の山並みを取り込んだ枯滝の意匠に優れた庭園である。同じ地区には、土田氏庭園があり、昭和10年（1935年）の作庭であるが、池庭背後に築山を設け、豪勢な石組を有するもので、家屋共に貴重な近代和風空間を残している。他にも個人邸の中川氏庭園（中川原地区）があり、江戸後期のものとされている。

植物としては、杉坂峠（栗栖地区）の御神木がある。御神木のスギは伊邪那岐命が降りたち、地面に刺した箸が成長したと伝えられており、3本立の大木である。滋賀県下最大のスギで、滋賀県の自然記念物に指定されている。また、町史編纂段階で町内の巨木、名木の悉皆調査がなされており、単体・群として30ヶ所を把握した。

山間部には、権現谷の化石など多くの化石産出地点が知られており、ウミユリ・フズリナ・三葉虫など海の生物が多く確認されている。

3. 文化財の傾向の分析

現在把握されている文化財の分布については、本章第1節で述べたように、歴史遺産（有形文化財・無形文化財・民俗文化財等）は人が生活している空間に、自然遺産（記念物等）は人の生活圏から離れた山間部に偏っている。

歴史遺産と自然遺産の割合は、国史指定の文化財から未指定までを含めて整理した場合（古文書・食文化・方言はまとまりとしてそれぞれ1件でカウント、埋蔵文化財包蔵地は除く）、全体で1,545件のうち、歴史遺産が1,477件（約96%）、自然遺産が68件（約4%）となり、圧倒的に歴史遺産の数が多い。これを指定、未指定区分でみた場合は、指定文化財では歴史遺産が49件（約89%）、自然遺産が6件（約11%）、未指定文化財では歴史遺産が1,428件（約96%）、自然遺産が62件（約4%）となり、上記と同様にやはり歴史遺産が多い傾向が読み取れる。一方で、それぞれの件数に対する指定物件の割合は、歴史遺産が3.3%、自然遺産が8.8%となる。歴史遺産の値が低く見える原因は、敏満寺区の石造物の把握件数が多く、それだけ分母が大きくなっているところがあるが、その件数を除いた場合でも歴史遺産の指定物件の割合は7.5%であり、自然遺産の方が積極的に評価されている傾向がみてとれる。

歴史遺産について時代的な傾向を見ていくと、指定文化財においては中世以前が28件、近世が12件、近現代2件、古文書等の一括史料で中世から近代まで幅があるものが3件という内訳となる。指定等文化財以外は、正確な時期を確定できないものが多いが、有形文化財の彫刻（仏像等）において10数件、石造物（灯籠・道標等を除く）の約800件が中世以前で、あとは近世以降となる。ここでも石造物が多いことは留意する必要があるが、それを除外すると大半が近世以降の所産となる。

歴史遺産の所有者別でみると、多賀町域で最も文化財を保有しているのは多賀大社で、名勝、建造物、絵画、工芸品、彫刻と多岐にわたる種類の文化財を所有している。

これに次ぐのが胡宮神社で、名勝、工芸品、彫刻、建造物、書跡などを所有している。胡宮神社が所在する敏満寺地区も複数の絵画や彫刻を所有しており、これらを合算すると、青龍山の西北麓を中心とした地域に文化財の約65%、指定等文化財に限れば半数以上が集中していることがうかがわれる。

第4章 多賀町の歴史文化の特徴 — 扇形にひろがるまち

1. 山の幸、川の幸 — 自然との「交流」がもたらした文化財
2. 三社参り — 人の「交流」が生み出す文化財
3. 新たな多賀大社参詣曼荼羅 — 「交流」をもたらした文化財

多賀町は、85.6%の森林と14.4%の平野部からなっている。山間部で育まれた水が、芹川、犬上川（南流、北流）として平野部に流れている。平野部はそれらの河川の扇状地である。また、これらの河川が作り出す渓谷は岐阜県（美濃）や三重県（伊勢）につながる道でもある。この道を使って人が往来することで道沿いに集落が形成された。

多賀町の文化財の空間的特徴は、扇に例えると理解しやすい（図4-1）。これは歴史文化基本構想で採用した『多賀町都市計画マスタープラン（平成24年作成版）』で提案している「扇形集約都市構造」に類似するであり、そこに現れる特徴は多賀町の地理的、歴史的な背景から帰結しているものといえる。

山林や河川、谷といったものに代表される「自然」は扇面、交流により展開した「文化」は要に相当する。そして扇面と要をつなぐ骨は、差し詰め川や道となるだろう。そして東山道（中山道）、多賀道は扇の緒として要と外を繋いでいた。扇の要となる「文化」を代表するのが多賀大社である。青龍山の麓に立地し、芹川、犬上川（北流・南流）によって形成された開析谷の入り口にあたり、河川が山間部から平野部に流れ出た地点に相当する。人が生活するための基本的な要素、道、水（川）は多賀大社につながり、故に町の中心と成り得た。そのため、古代から交通の要所として、外の世界からの道が集約される地であると同時に、外に向かって開放している地であった。実際に多賀大社の周辺には古文書や絵図、民俗芸能や行事などの文化財が集中して存在しており、当地域がモノ・ヒト・情報の集積地であり、発信地だったことを裏付けている。このように多賀町の歴史文化の多様性は、水・道を介した「交流」をとおして具体化できる。

第四章

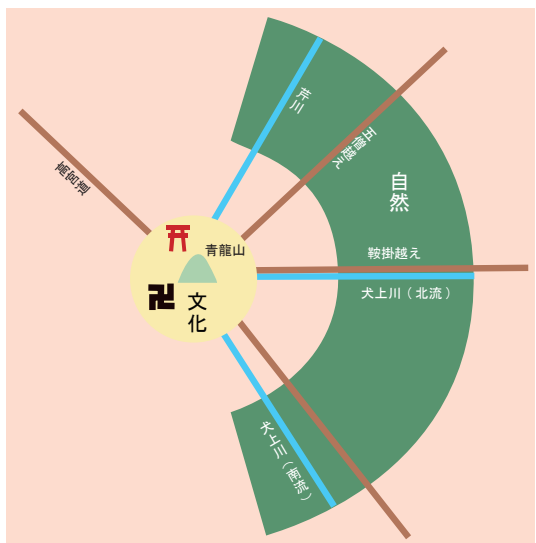


図4-1 多賀町の文化財の空間的特徴のイメージ

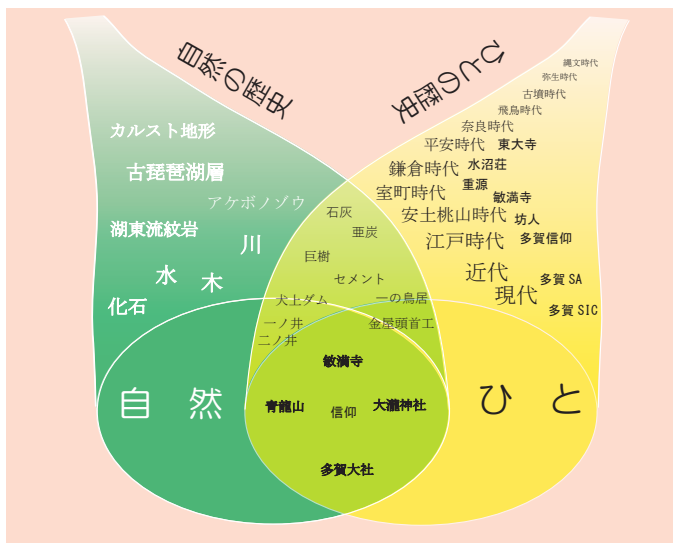


図4-2 多賀町の文化財の時間的特徴のイメージ

一方で、多賀町の文化財の時間的特徴は、自然遺産を下敷きとし、その上にひとによって織りなされた歴史的な事象が積み重なり、それらが合わさりながら歴史遺産を形成してきたところにある(図4-2)。例えば、信仰に関わる歴史遺産はその典型的な例で、青龍山の磐座と敏満寺、大蛇ヶ淵と大滝神社、杉坂峠の三本スギと多賀大社というように自然遺産と歴史遺産が密接に絡み合っている。

これらを踏まえると、多賀町の歴史文化の特徴は「自然」「ひと」「交流」というキーワードで整理できる。「交流」とは、人と人との交流は元より、人と自然、人と神仏といった多様な様態のモノ同士が接触することを指している。そして「交流」によって生まれたモノや「交流」を促進したモノ、「交流」を生んだモノが文化財であり、これらが多賀町の歴史文化を特徴づけていると評価される。

1. 山の幸、川の幸 —自然との「交流」がもたらした文化財 (図4-3)

【キーワード】: 自然 地下資源 扇状地 石 水 木 信仰

(1) 山という自然がもたらす遺産

多賀町の人々の生活は、山林をはじめとした自然に影響を大きく受けている。滋賀県を代表する山でもある霊仙山は、降雪期を含めて多くの登山者が訪れる。山頂付近にカレンフェルトやドリーネなどの石灰岩地帯特有の地形が広がり、麓には県指定天然記念物の河内の風穴^{かわち ふうけつ}などの鍾乳洞がある。

人と石灰岩の関わりは12世紀までさかのぼり、現在に至るまで800年を超える歴史がある。最も古い記録は、承安3年(1173年)の土田地区に関するもので、漆喰^{しっくい}の原料としての石灰の生産地だったことがうかがわれる。芹川沿いで生産された「本山石灰^{ほんざん}」は極上品とされ、江戸時代には蔵などの耐火建物の漆喰として京都で重宝され、出荷された。明治になると農耕用の土壌改良剤の必需品となり、昭和にはセメントの原料として大企業が採掘をはじめ、日本の近代化を支えた。

石灰岩だけではなく湖東流紋岩も、建築材として重要な資源であった。古くは大岡高塚古墳の横穴式石室の構築材に使われていた。また、大岡、八重練、四手地区で昭和初期まで採掘されており、多賀大社一の鳥居(彦根市高宮町)や多賀大社前駅のプラットホームの石組などに



◆湖東流紋岩採石場跡 (大岡・四手地区)



◆霊仙山山頂

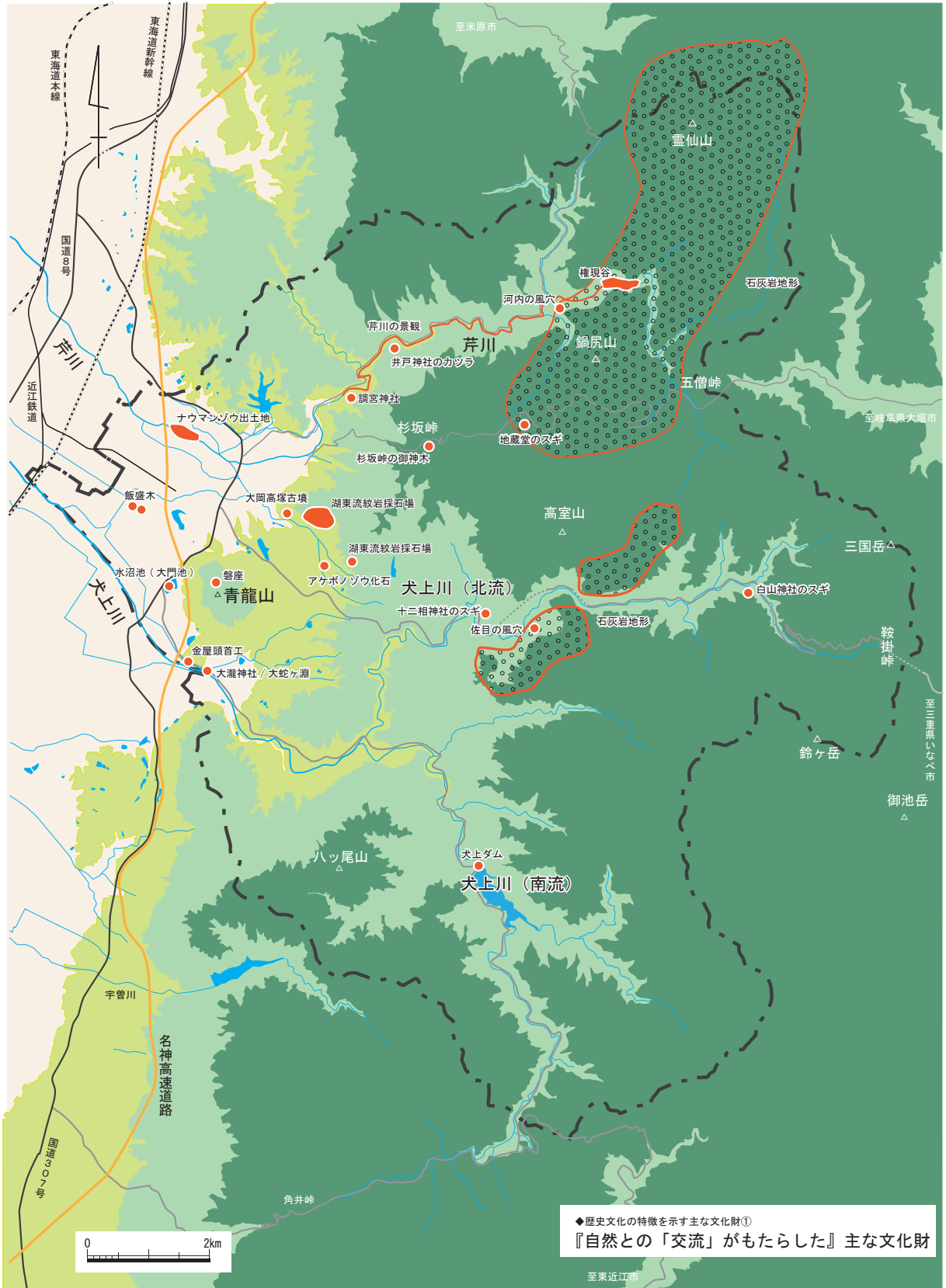


図 4-3 歴史文化の特徴を示す文化財①

用いられている。また、約180万年前の樹木が化石となった亜炭（褐炭）は、昭和の初めまで燃料として利用されていた。これらはまさに自然と人の「交流」がもたらした地域の財産といえる。

これらの地下資源は数億年間の地球の歴史を包含する自然遺産として、多賀町独特の文化・産業を生み出した。平成5年（1993年）に発見されたアケボノゾウの全身骨格化石が亜炭と共に見つかったことや、芹川でナウマンゾウの臼歯化石が地域の人々によって多数発見されていることは、他地域にはない多賀町の持つ自然遺産の特徴といえる。

（2）自然に宿る神—自然との交流から生まれる

多賀町は、鈴鹿山系から流れ出る河川とそれに育まれた森という豊かな自然を有している。その自然は、信仰の対象となってきた。

多賀の信仰の源流の一つに「青龍山」の山頂の磐座^{いわくら}がある。多数の巨岩の重なりに人々は神の宿りを見た。周囲には磐座を祀るときに閼伽を汲む御池や「竜宮」の小さな祠がある。青龍山は、この地域一帯を見守る青き龍、すなわち水神が宿る神の山なのである。

また、多賀大社の御旅所、調宮神社^{ととのみや}の古例大祭「富の木渡し」神事に使用される飛の木（カツラ）、伊邪那岐大神の伝説が伝わる県内最大級の巨木である杉坂峠の御神木（スギ）、お多賀杓子の発祥とされる飯盛木（ケヤキ）などに対する信仰は今も生き続けている。

これらの樹齢数百年の巨木や巨大な磐座には、神と人との「交流」を物語るいくつもの伝説が残されており、巨木や巨岩を介した自然と人との「交流」の文化は今も継承されている。

（3）犬上川扇状地の生活と水の恵み

犬上川は甲良町金屋付近から平野部に出て、典型的な扇状地を形成している。今は兩岸の大部分が水田となっているが、旧来、扇状地は土壌の保水性が低く、雨が降らない日が続くとすぐに水不足に陥り、水争いが繰り返されてきた。古くは、水沼池^{みぬまいけ}（現在の大門池）をはじめとした溜池により水の確保が行われてきたが、昭和7年（1932年）の大干ばつが契機となり、その翌年には富之尾地区に金屋頭首工^{かなやとうしゅこう}（一ノ井・二ノ井の合同井堰）が設置された。翌々年から農業用重力コンクリート式ダムである犬上川ダムの建設が始まり、昭和21年（1946年）に



◆青龍山の磐座



◆県指定文化財 多賀大社一の鳥居（彦根市高宮町）

完成した。こうして、地域の水不足はようやく解消された。現在、農林水産省の疏水百選にも選ばれている犬上川沿岸の幹線水路などの親水空間は、水の大切さを身近に感じる景観になっている。

また、水の不足に際して、人々は「自然」に祈った。干ばつは近代に入ってから続き、町内各地で雨乞いが行われていた。かんこ踊りである。水が人々の生活にとって必要不可欠であったからこそ、祈る対象ともなったのである。

水を得るために自然に働きかけた人の活動の姿は、水を介した自然との「交流」の文化である。

2. 三社寺に集う 一人の「交流」が生み出す文化財 (図 4-4)

【キーワード】：多賀大社・敏満寺・大滝神社

(1) 敏満寺と南都との交流

平野部を望む青龍山の西側山麓に広がる敏満寺は、聖徳太子建立四十八精舎の中の「味摩寺」として登場したとされ、鎌倉時代には地域の中心的な寺院として隆盛を誇った。東大寺正倉院に保管されている「近江国水沼村墾田地図」には古代の水沼池^{みぬまいけ}周辺の東大寺領水沼荘が描かれている。この水沼荘の料田が、東大寺の三月堂（法華堂）で行われる千灯会の費用を出す源であった。平家の焼き討ちで炎上した東大寺再建のために勧進職^{かんじんしき}として復興に尽力した重源上人は、協力した敏満寺に仏舎利を収めた銅製五輪塔を奉納している。このように敏満寺と南都（奈良）には、古代から中世におよぶ1200年以上の繋がりがある。また、世阿弥の記した『風姿花伝』などによれば、近江は大和と並んで能楽の前身である猿楽の中心地であった。中でも敏満寺の神事に奉仕する下三座の一つ「みまじ座」の拠点でもあり、世界無形文化遺産ともなった能楽の源流の一つである。

中世には湖東地域の一大拠点であった敏満寺は、浅井長政や織田信長の焼き討ちで焼失した。その名残は、多賀サービスエリア内および胡宮神社の境内などに土塁や礎石として残っており、その歴史を今に伝えている。また、国指定史跡敏満寺石仏谷墓跡は現存するものとして日本屈指の規模を誇る中世墳墓群である。

(2) 多賀大社につながる道、そして信仰

町の中心部に鎮座する多賀大社は、『古事記』の記述から1300年以上の歴史があるとされている。神仏が混然一体化していった室町時代には、多賀大社の各坊に所属していた僧侶である坊人が多賀大社への信仰を全国に広めた。江戸時代には「お伊勢参らばお多賀へ参れ、お伊勢、お多賀の子でござる」とうたわれ、伊勢参りと並び広く人々の信仰をみつめた。延命長寿の神様として、現在も年間約170万人の参拝者を集めている。

明治初年の神仏分離により多賀大社の本地堂の本尊であった木造阿弥陀如来坐像（重要文化財）は、門前町の一角にある真如寺^{しんにょじ}に移ったが、神仏習合時代の名残である鐘楼^{しょうろう}の梵鐘^{ぼんしょう}は境内に残り、神仏と人との「交流」の歴史を今に語り継いでいる。

多賀と人との交流は、多賀大社を中心として外の世界に向って放射状に延びる古道が支えた。また、鈴鹿の山々で生まれた水も人と多賀の神々との「交流」を生み出してきた。例えば「多賀大社参詣曼荼羅図」に描かれているように、大社は水路に囲まれており、そこに流れ込む澄

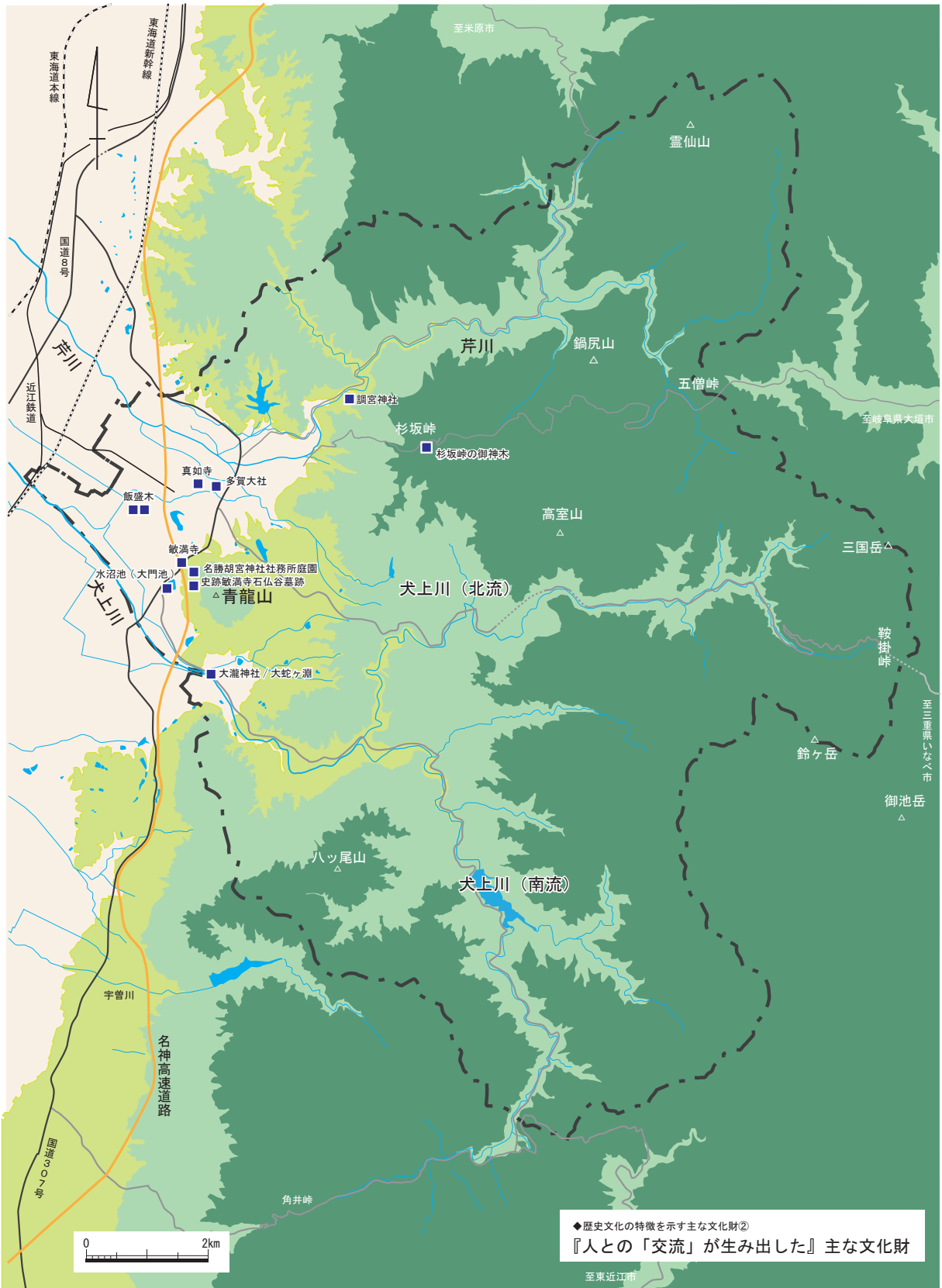


図 4-4 歴史文化の特徴を示す文化財②



◆杉坂峠の御神木



◆多賀大社 寿命石

んだ水はいずれも鈴鹿の山々の谷水に由来している。名勝に指定されている奥書院に造られた庭園は池泉鑑賞式で、引かれた水は、まさに鈴鹿の山から流れる芹川の谷水である。多賀大社を中心とした平野部と山間部は多賀大社へ至る陸の道と水の道によって結びつき、交流しながら、生活・信仰などの要素も加えながら発展し続けてきた。

一方、近年のモータリゼーションの発達により、多賀大社には多くの参拝者が訪れるようになったが、自動車の通行が困難な山間地の山越えルートは衰退し、それに伴い沿道の集落も衰退した。その結果、山の道、水の道を介した交流により生まれ、発展してきた文化財が今、記憶から消えつつある。

(3) 犬上郡の発祥の地と大滝神社

大滝神社の創建は明らかではないが、近世には多賀大社の末社として認識されていたようである。犬上川沿いに立地する大滝神社には、人々に災いをもたらす大蛇と戦った小石丸という勇犬の伝説が残る。古事記・日本書紀の八岐大蛇の説話と同様、大蛇は水害を引き起こす犬上川と考えられる。恵みをもたらしつつも、時には牙をむく川と人との厳しい「交流」を示す伝説であろう。祭神のたかおかみ高龕神・くろおかみ闇龕神は雨と水脈を司り、五穀豊穡をもたらす神様で、犬上川流域の護神として崇拝され、犬上郡内でも有力な神社の一つであった。本殿は、寛永15年(1627)に徳川家光によって改築されたもので県指定の有形文化財になっている。

また、大滝神社の境内社である犬上神社は、いなよりわけのみこと稲依別王を祭神として祀っている。この稲依別王の愛犬が小石丸である。現在では、小石丸にあやかったペットとの「交流」という新しい伝説も生まれている。神社に隣接する犬上川の大蛇ヶ淵は「多賀大社参詣曼荼羅図」に小石丸伝説とともに描かれた奇岩の景勝地で、大滝の名の由来になった滝もある。犬上川の清流を眺望できる水辺景観を形成している。

3. 新たな多賀大社参詣曼荼羅 — 「交流」をもたらした文化財 (図4-5)

【キーワード】：峠越えの道・信仰の道

自然がもたらす山の資源を利用するために山中に人が住み、集落ができた。その集落と集落を道が結んだ。これらの道は町内に留まらず、山を越えて岐阜県・三重県側に通じた。外につ

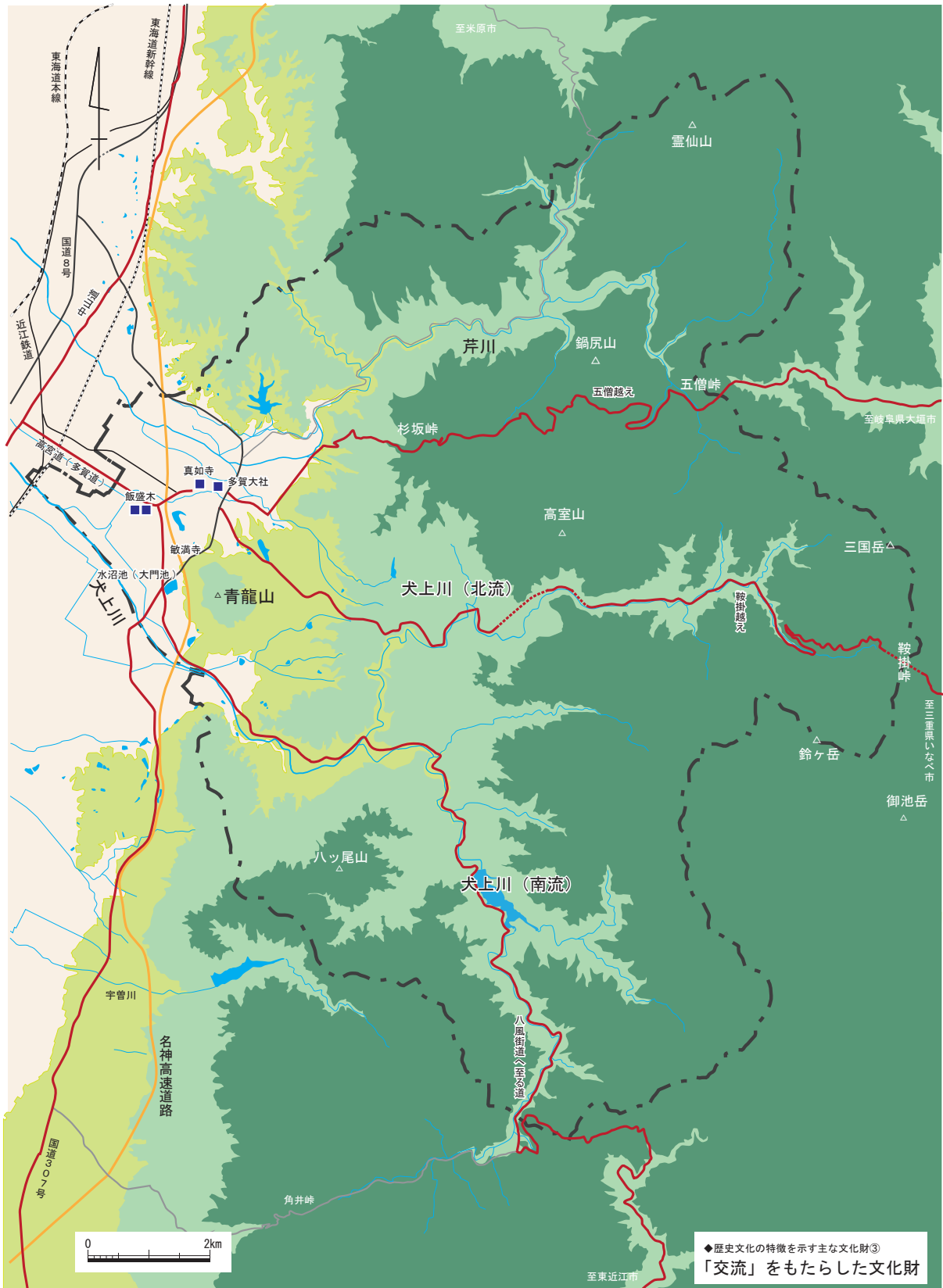


図 4-5 歴史文化の特徴を示す文化財③

ながる道は、外の世界の文化や人が出入りする導線の役割を果たした。

道は人・モノの交流を支え、その交流が継続することで維持されてきた。古代から中世にかけて南都（奈良）との交流を通じて得た舎利信仰の中心地の一つであった**敏満寺**や、近世の「お多賀さん」の信仰の中心を担った**多賀大社**は信仰の場として道の終点に存在し、信仰を目的として人々が行き交ったのである。中世の**敏満寺**の隆盛、近世の**多賀大社**の信仰の爆発的な広がり、道の存在なしにはありえなかつたろう。

多賀大社へのアクセスは、平野部（扇状地端部）を通る**中山道（東山道）**の高宮から多賀大社へ延びる**多賀本道（高宮道）**が知られるが、**鞍掛越え・五僧越え**などの鈴鹿山越えのルートも存在する。山越えルートは町域を貫流する犬上川・芹川の谷筋を利用したルートである。山越え道は、参詣者だけでなく商人たちの交易ルートや合戦時の移動ルートとして使われることもあった。例えば五僧越えは、関ヶ原の合戦の時の退却に島津軍が通ったルートとして有名である。険しいからこそ警備が手薄であったといえる。また、商人にとっては、関ヶ原を経て中山道を南下する道よりも、最短で近江へ到達できるメリットがあった。

現在の多賀町には、日本の東西を結ぶ大動脈である名神高速道路が通っている。**多賀本道（高宮道）**には近江鉄道がある。時は変わっても人・モノの交流を支える道の役割は変わってはいない。歴史を紐解けば「**多賀大社参詣曼荼羅図**」を持って各地をめぐり、信者に多賀大社の由緒を絵解きした坊人の活躍によって信仰が広まり、参拝する人々がこの地を訪れ、地域が発展した。脈々と息づく地域の特徴である交流の源「道」が、再び現代版の「坊人」、「多賀大社参詣曼荼羅」の世界をよみがえらせ、新たな多賀町の文化を紡ぎだそうとしている。



◆地藏堂スギ（薩摩スギ）



◆町指定文化財 多賀大社参詣曼荼羅図（多賀大社蔵）



◆五僧越え（関ヶ原戦跡踏破隊）

第5章 文化財の保存・活用の将来像と基本的な方向性

1. 多賀町における文化財の保存・活用の将来像

本町は、第6次総合計画で10年後（令和12年度:2030年度）の姿を、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」と掲げた。そこに描いたものは、町民の自慢であり、心の拠り所である町の自然や歴史・文化、これまで先人たちが創り育ててきた伝統や産業を次代に継承し、活かしてまちの活力を創出している姿である。

また、第6次総合計画では基本方針の1つとして「地域資源を守り、活かすことで、多賀プライドを醸成するとともに、多賀ファンを育てる」ことを掲げ、具体的な基本政策の中で「先人から受け継いだ貴重な歴史・文化・伝統・自然をまち全体が一体となって守り、活用」に取り組むことを定めた。

本計画における文化財—歴史遺産・自然遺産やそれらの周辺環境の総体—とは、まさに上記における「地域資源」であり、まち全体が一体となって守り、活用していくべきものに他ならない。

このような観点から本計画では、文化財の保存と活用をとおして多賀町が目指すべき姿を以下のように設定する。

文化財、ひと、地域が中心にあるまち

2. 多賀町における文化財の保存・活用の基本的な方向性

前節の将来像を実現していくために以下の方向性を掲げる（図5-1）。

- ・文化財、ひと、地域を活かす
 - ひと、地域が文化財を活かす
 - 文化財で地域を活性化する
- ・文化財、ひと、地域をつなぐ
 - 文化財でひと、地域をつないでいく
 - 文化財を将来につないでいく
- ・文化と財、ひと、地域をつくる
 - 文化財でひとや地域をつくる
 - ひとや地域に財をつくる
 - ひと、地域があたらしい文化をつくる
- ・文化財、ひと、地域を誇れる
 - 文化財を誇れるひとを育てる
 - 文化財が地域の誇りになる



◆地学ツアー（佐目地区）



◆葺の葺き替え（栗栖地区）

文化財で誇れる地域になる

以上の方向性は、一つ一つが独立しているものではなく、連関し合っているものである。例えば文化財を「活かす」ことで、文化財を将来に「つなぐ」ことができるようになる。文化財を「活かす」ことで、地域やひとに財をもたらすことができる。文化財を「活かす」ことで町外から人が訪れ、その価値を認識し「誇れる」ようになる。文化財や地域を「誇れる」ひとが増えれば、文化財を将来に「つなげる」ことができるようになる。重要なことは、前述のような関係性を持つ「活かす」「つなぐ」「つくる」「誇れる」を常につなぎ合わせることであり、また、行き来させることだということになる。

次章以降は、目指すべき将来像に近づけていくために、現在、多賀町が抱える課題を整理し、克服していくための方針を示して、課題を解決するための事業計画を展開していくこととする。

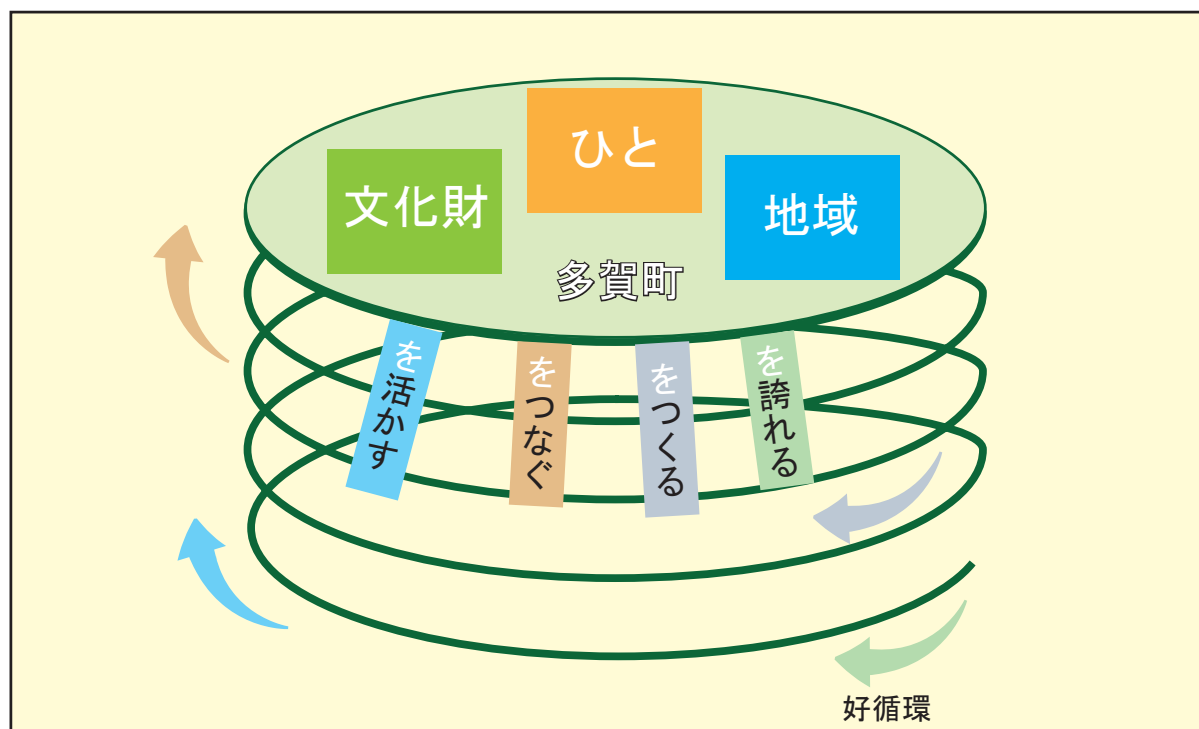


図 5-1 多賀町における文化財とまちづくりの好循環のイメージ

第6章 文化財の把握調査

1. 文化財の把握調査の取り組み

(1) 文化財の把握調査の取り組み

文化財を総合的に把握することで、文化財が有する多様な価値を明らかにし、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性を地域住民と共有していくことが期待できる。

現在おこなっている調査研究事業は、文化財を総合的に把握していくための定点となるものである。町内では、文化財担当部局や地域の大学、団体との連携により以下の事業に取り組んでいる。

調査研究事業	<p>◆多賀町</p> <p>【生涯学習課：文化財センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多賀大社祭礼調査 ・写真資料・映像資料等のデジタルデータ化 ・古文書調査 ・町史編纂事業 ・典籍調査 ・文化財、文化的景観の記録撮影 ・文化財の基礎調査 <p>【生涯学習課：博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物標本および化石の資料収集・調査
	<p>◆地域の団体との連携</p> <p>【滋賀県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民俗資料の収集と聞き取り調査、整理調査 <p>【多賀町史編纂を考える委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多賀道を中心とした古道調査 <p>【YOBISHI プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統食を中心とした食文化の調査

(2) 既往の文化財の把握調査

町内の文化財の把握の取り組みは、滋賀県教育委員会が主体となって実施した県内の文化財類型ごとの基礎調査をベースとしている。その後、1991年から1995年にかけて刊行された町史の編纂事業をはじめとして、町独自に有形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財を中心とした継続的な基礎調査を実施してきた（表6-1）。その成果は指定等の作業の基盤となっている。

また、基本構想作成時は、未指定文化財を中心とした聞き取り調査やアンケート調査を行い、各地域の民俗、景観、建造物、集落、石造物等の調査を実施した。調査に際しては多賀ぶらワークショップ、座談会等での意見等を踏まえた把握を行い、古文書、建築、庭園、民俗、考古学等の専門性をもった調査員により調査を実施した。

文化財類型ごとの把握調査における現状は表6-2の通りである。

第6章 文化財の把握調査

書名	発行者	発行年	文化財類型
湖東地方の文化財（滋賀県）－文化財集中地区特別総合調査報告書	文化庁	1973	有形文化財
滋賀県古文書等所在確認調査報告書	滋賀県教育委員会	1983	有形文化財
滋賀県の民謡－民謡緊急調査報告書－	滋賀県教育委員会	1984・1985	無形民俗文化財
滋賀県の庭園 第3集	滋賀県教育委員会	1985	名勝
滋賀県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書	滋賀県教育委員会	1986	有形文化財
多賀町史 上巻・下巻	多賀町史編纂委員会	1991	有形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財
滋賀県石造建造物調査報告書	滋賀県教育委員会	1993	有形文化財
多賀町文化財・自然誌調査報告書 第1集～第6集	多賀町教育委員会	1993～2003	記念物・名勝地
滋賀県の近代和風建築 滋賀県近代和風建築総合調査報告書	滋賀県教育委員会	1994	有形文化財
多賀町史 別巻	多賀町史編纂委員会	1995	有形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・埋蔵文化財
滋賀県犬上郡多賀町町内遺跡分布調査報告書	多賀町教育委員会	1995	埋蔵文化財
滋賀県の諸職－滋賀県諸職関係民俗文化財調査報告書－	滋賀県教育委員会	1996	民俗文化財
滋賀県の近世民家 滋賀県近世民家調査報告書	滋賀県教育委員会	1998	有形文化財
多賀町文化財調査報告書 第1集 多賀の文化財 考古・美術工芸品	多賀町教育委員会	1994	有形文化財・埋蔵文化財
滋賀県犬上郡多賀町町内遺跡分布調査報告書	多賀町教育委員会	1995	埋蔵文化財
滋賀県伝統食文化調査	滋賀県教育委員会	1998	民俗文化財
滋賀県の近代化遺産 滋賀県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	滋賀県教育委員会	2000	有形文化財
多賀町埋蔵文化財発掘調査報告書 第17集 敏満寺遺跡石仏谷墓跡	多賀町教育委員会	2005	埋蔵文化財・有形文化財
水谷地区生活文化史調査報告書	多賀町教育委員会	2007	民俗文化財
多賀大社奥書院の障壁画と庭園	多賀町教育委員会	2010	有形文化財・名勝地
滋賀県の民俗－滋賀県民俗行事まるごと調査報告書－	滋賀県教育委員会	2013	民俗文化財
真如寺美術工芸品調査報告書	多賀町教育委員会	2014	有形文化財
史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書	多賀町教育委員会	2014	記念物・有形文化財
滋賀県遺跡地図 平成28年度版	滋賀県教育委員会	2016	埋蔵文化財
名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書（巻末資料）	多賀町教育委員会	2016	有形文化財
多賀町民俗調査報告書1（桃原・敏満寺・萱原・久徳）	多賀町教育委員会	2016	民俗文化財
多賀町民俗調査報告書2（河内・多賀・大杉・大岡）	多賀町教育委員会	2017	民俗文化財
多賀道と御代参街道－多賀信仰のひろがり	多賀町史編纂を考える会編	2018	有形文化財
多賀町民俗調査報告書3（甲頭倉・栗栖・南後谷・川相）	多賀町教育委員会	2019	民俗文化財
多賀町民俗調査報告書4（八重練・屏風・藤瀬・土田）	多賀町教育委員会	2019	民俗文化財

表6-1 多賀町内の文化財基礎調査に関する文献

類型		実施概要		把握件数
有形文化財 (建造物)	寺社建築		・県教委の近世社寺建築緊急調査報告として基礎調査実施 ・京都橋大学との共同調査で胡宮神社大日堂の調査	県指定3件 町指定11棟 未指定神社66棟 未指定寺院100棟
	古民家等歴史的建造物	近代建築	・県教委の近代和風建築総合調査で基礎調査を実施	登録7件 未指定18件
		古民家	・県教委の近世民家調査で基礎調査を実施	未指定11件
	その他の構造物	近代化遺産	・県教委近代化遺産（建造物等）総合調査で基礎調査を実施	
	石造物		・旧版町史編纂時に悉皆調査 ・県教育委員会の石造建造物調査で基礎調査を実施 ・敏満寺区の石造物調査（『多賀町埋蔵文化財発掘調査報告書第17集』所収）	・五輪塔調査 ・宝篋印塔調査 ・灯籠調査 ・石仏石塔調査 町指定1件 未指定金石銘文石造物273件 敏満寺区の石仏等759件
有形文化財 (美術工芸品)	歴史資料		・旧版町史編纂時の調査 ・町による多賀大社の歴史資料の調査 ・町による久徳区有文書の調査 ・町による胡宮神社文書調査 ・京都橋大学との共同調査で胡宮神社社務所所有古文書の詳細調査（『名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書』所収）	・古文書調査 ・区有文書の調査 県指定1件 町指定1件 未指定21件
	彫刻・絵画・書跡・その他		・町による真如寺、安養寺、高松寺、高源寺、西蓮寺、甲頭倉薬師堂、敏満寺大日堂の仏像等の調査 ・町による多賀大社、胡宮神社の絵画・書跡の詳細調査（『名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書』所収） ・町による安養寺、真如寺、多賀大社の工芸品の詳細調査 ・京都橋大学との共同調査で敏満寺観音堂内の仏像の詳細調査（『名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書』所収） ・滋賀県立琵琶湖文化館との共同調査で胡宮神社の大日堂内の仏像・多賀大社文書等の詳細調査（『名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書』所収）	・仏像の調査 ・絵画の調査 ・書跡の調査 ・工芸品の調査 国指定3件 県指定6件 町指定25件

表6-2 文化財の把握調査の実施概要（1）

類型		実施概要		把握件数
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術			未指定 1 件
文化財の保存技術	保存技術			
民俗文化	祭り・行事・講・生活・生業	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀大社祭礼調査委員会の詳細調査を実施中 ・滋賀県立大学との共同で基礎調査を実施中 ・町史編纂を考える委員会による基礎調査を実施中 ・基本構想作成時の聞き取り調査の実施 ・YOBISHIプロジェクトによる食文化の基礎調査を実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀大社祭礼 ・民俗調査 ・民具調査 ・食文化 ・聞き取り調査 ・レシビの復元 ・記録 	未指定 33 件 未指定 103 件（祭礼）
	食文化			未指定 877 種（伝統食）
	説話・伝承・方言			未指定 705 語（方言）
遺跡等	散布地・集落遺跡・古墳・寺院・城館跡・生産遺跡等	<ul style="list-style-type: none"> ・町による分布調査を実施 ・県教委遺跡地図 		国指定 1 埋蔵文化財包蔵地 58 ヶ所
	旧道・古道	<ul style="list-style-type: none"> ・町史編纂を考える委員会による基礎調査 	・実地調査	未指定 25
記念物	地形・地質・自然景観・動物等・植物・生態系・化石	<ul style="list-style-type: none"> ・町史編纂時の調査 ・町による四手地区の地質調査 ・四手丘陵における古琵琶湖層群の詳細調査 ・町による鱗翅目の詳細調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査 ・昆虫の調査 	県指定 1 件 未指定 6 件
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の県内大木の基礎調査 ・町史編纂時の悉皆調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・巨木の調査 ・銘木の調査 	町指定 3 件 未指定 38 件
	庭園	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委「滋賀県の庭園」で基礎調査 		国指定 2 件 未指定 13 件
文化的景観	街道集落・農村集落・棚田・里山			

表 6-3 文化財の把握調査の実施概要 (2)

2. 文化財の把握調査における課題

現状を踏まえた把握調査における文化財類型ごとの課題は以下の通りである。

(1) 有形文化財

対象文化財	所有者等	課題
建造物 美術工芸品	寺院 神社 個人 集落	宗教活動の担い手の減少に伴って、適切に継承されることなく散逸・滅失する恐れが生じている。これらに関する悉皆調査は、県教育委員会の調査、町史編纂事業に伴う調査以降現状確認がなされていない。また、全てを網羅したものではない。
建造物 民家建築 石垣 石積み	山間部の 集落	県教育委員会の調査以降、実施されていない。自然との共生のあり方や居住環境整備の変遷を示す貴重な資料だが、人口減少などのため、継承できず滅失する恐れが生じている。そのような中で現状の把握が不十分である。
美術工芸品 区有資料 (集落の共有文書)	各集落	人口減少などにより、保持・継承できない集落が生じつつある中、把握が不十分である。
建造物 石造物 (五輪塔・石仏)	各集落	中世・近世の墓地等のあり方を通じた集落の変遷を知る上で重要な資料で、歴史を活かしたまちづくりの基礎資料となる。開発行為などにより散逸・滅失する恐れがあるが、一部では把握しているものの、町内全体の情報が十分に得られていない。
近代化遺産 水利 山村生活関連資料 鉱工業関連資料	各集落	水利に関しては、河川や用水池関係の把握を含めた各集落における水利用（生活用水・生業用水）の実態が不明である。 丘陵部や山間部に残る山村生活に関する資料群（山作業道や古道、畑等を含む）や、鉱山（採掘場）・鉱業生産にかかわる生産地などの町内の近代化に大きく貢献した文化財群であるが、世代交代や開発行為などにより散逸・滅失する恐れがある。そのような状況の中で実態が不明である。

(2) 無形文化財・無形民俗文化財

対象文化財	課題
祭礼 年中行事 生業や食に関わる文化 人生儀礼	集落単位で基礎的な調査が継続して実施している。しかし、山間部の集落を中心に生じている無住・廃村化や、生活環境の変化、世代交代等が急速に進み、継承されることなく滅失する事例が急増している。山間部以外においても、地域の伝統行事への参加者が減少し、祭礼文化・民俗芸能の継承も困難になりつつある。また、それらに付随した食そのものやレシピ・道具なども変化・消滅しつつある。それらを踏まえた、体系的な調査が十分なされていない。

(3) 文化的景観・伝統的建造物群

対象文化財	課題
文化的景観 伝統的建造物群	町内に文化的景観・伝統的建造物群に選定されているものはまだない。選定を視野に入れた悉皆調査がされていない。

(4) 記念物

対象文化財	課題
記念物 巨木・磐座・池	樹木は、滋賀県内でも貴重な大木が多く存在しているが、保護され、周知しているものが少ない。町史編纂事業に伴う基礎調査以降の実態の追跡把握調査がなされておらず、その価値づけが進んでいない
記念物 地質・鉱物・化石	文化財としての把握が不十分である。そのうえで保存・活用を前提とした、系統的な詳細調査と研究に基づく価値づけができていない。
記念物 庭園	寺社だけではなく、民家に伴う庭園が世代交代等が急速に進み、維持管理・継承されることなく滅失する事例が急増しているが、十分な把握調査が成されていない。
記念物 古道（道標等）	多賀道をはじめとして多賀大社等への参詣道、そしてそれにかかわる道標等が十分に把握されていない。

(5) 埋蔵文化財

対象文化財	課題
埋蔵文化財	開発が多い平野部は、分布調査や本調査等により把握できているが、丘陵部や山間部においては把握や調査実績が不足しているため、緊急の開発等への対応に備えられていない。

3. 文化財の把握調査における課題の総括と方針

文化財の把握調査における文化財類型ごとの課題は、前項でまとめた通りである。その抱えている状況と課題は、文化財類型ごとに異なっているがそれらを踏まえた上で、課題を総括すると以下のとおりになる。

- ①社会的な環境の変化の中で、文化財の滅失が急速に進んでいる。その中で、体系的な把握が進んでいない。
- ②地区によって把握状況の不均衡が大きい。多賀地区・敏満寺地区は、比較的把握が進んで

いるが、他の地域では現状把握がまだ不十分といえる。

- ③文化財類型ごとで、保存・継承を視野に入れた把握調査の充足状況に大きな差がある。特に文化的景観、伝統的建造物群においては、今後の選定を意識した基礎的な把握調査がほぼ未実施といえる状況である。

今後の方針としては、散逸・滅失を未然に防ぐべく文化財の現状を的確かつ早急に、そして現状に応じながら優先順位を適切に付け、継続的な調査と記録を推進することとする。また、調査では対象文化財の価値づけを適切に行い、その結果を踏まえた保存の措置と積極的な活用を進めることとする。

【課題】 文化財の継承の危機に対応していくための基礎として不可欠な現状把握が、まだ不十分である。

【方針】 記録と保存・活用に資する価値づけを推進するために、現状把握を充足させる。

4. 文化財の把握調査に関する措置（表 6-4・5）

文化財の把握調査は、今後の保存と活用の基礎となる。また、生活習慣や周辺環境の変化によって、文化財の継承が急速に困難な状況になってきており、以上を踏まえながら次のような措置を講じていくこととする。

なお、措置に伴う事業は令和4年度から実施していくが、把握調査の実施時期・期間については、対象となる文化財によって現状やこれまでの進捗状況に違いがあることから、緊急性等を考慮しながら設定した。

表中に示した措置・主体の種類は、以下のとおりである。

- ・調査 文化財の存在の有無、価値付をする措置
- ・保存 文化財そのものの価値を損なうことなく、将来に向けて守り伝えていく措置
- ・活用 文化財の価値を共有・発信をとおして歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりにつながる措置

◎は中心となって対象事業に取り組む主体、○は協力する主体、△は協力体制を整える主体を意味している。主体となる対象は以下の通りである。

- ・地域 住民が集まった単位、地区、または町民および本町の歴史文化に関心を寄せる人
- ・所有者 文化財を所有・管理する主体
- ・行政 本町

事業実施にあたっては、町の単独事業費や国の各種補助金を中心にした財源を充てていく。

第6章 文化財の把握調査

No.	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間							関係団体・委員会	関係課	財源
			調査	保存	活用	地域	所有者	行政	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9~13				
1	基礎調査に向けての現状把握調査	町内の地区(字)ごとに文化財の分野別の調査の必要度を把握する。この調査を経て、文化財類型ごとの基礎調査に移行する。	◎			○	○	◎										町単費
2	古道調査	古道とそれに関わる建造物、石造物、伝承の基礎調査を実施する。	◎			○		◎									多賀町史編纂を考える委員会	国補助金
3	古民家および庭園調査	古民家およびそれに付属した庭園を調査し、保存すべきもの、積極的に活用可能なものを把握する。	◎			○	○	◎										国補助金
4	民俗調査	伝統的な生活習慣や祭礼、民具などの調査を実施し、状況を把握する。	◎			○		◎									多賀町史編纂委員会 多賀大社祭礼調査委員会 滋賀県立大学	国補助金
5	寺院・神社所有の美術工芸品の基礎調査	寺院や神社が所有する美術工芸品の把握を中心とした調査を実施する。	◎				○	◎										国補助金
6	古文書・絵図調査	既往の調査で把握している古文書の所在調査およびリストの作成、写真撮影を行う。	◎			○	△	◎									多賀町史編纂委員会	国補助金
7	伝統食の調査と活用	伝統的な生活習慣に基づく料理の把握調査を実施する。	◎		○	○		◎									YOBISHI プロジェクト	国補助金
8	多賀大社祭礼調査	多賀大社で行われている祭礼の事態調査と記録を行う。	◎	◎			△	◎									多賀大社祭礼調査委員会	国補助金
9	近代化遺産の調査(No.16-3と連携)	山間部に残る鉱工業に関わる文化財の実態把握調査を実施する。	◎			○		◎									博物館	町単費
10	自然遺産の実態調査(No.16-2と連携)	巨木等や地質、鉱物、化石等の実態調査を実施する。	◎			○		◎									博物館	国補助金
11	石造物の実態調査	旧版町史編纂事業以降、町内の一部でしか実施されていない石造物の実態調査を進める。	◎			○		◎										国補助金
12	文化財のデータベースづくり	調査した文化財の一元的なデータベースを作成する。		◎	○			◎										国補助金

表 6-4 文化財の把握調査に関する措置

第7章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

1. 文化財の保存と活用に関する現在の取り組み

町内における文化財のうち、指定されている史跡・名勝に関しては、個別の保存活用計画（保存管理計画）が作成されており、それに基づいた整備が現在進行中である。そのほかの文化財に対する保存と活用に関しても、文化財部局（文化財センター・博物館）をはじめとして、町の都市計画部局や観光部局、ならびに文化財の所有者がそれぞれ様々な事業を実施してきた。その事業の主体・内容は以下のとおりである。

(1) 生涯学習課（多賀町立文化財センター：文化財部局）

保存管理事業	i) 埋蔵文化財発掘調査事業 ・開発に対応するための立ち合い、試掘調査、発掘調査 ・記録保存目的の発掘調査に伴う整理調査 ii) 指定文化財管理事業 ・大滝神社の消防点検事業
活用事業	i) ワークショップ ・多賀ぶらワークショップ ii) 講座事業 ・古文書講座 ・文化財サポーター養成講座 ・シンポジウム ・講演会 ・福寿院文化村での講座

(2) 生涯学習課（多賀町立博物館：文化財部局）

保存管理事業	・自然史系の標本資料の収集・登録
活用事業	i) 展示・公開事業 ・「多賀の自然と歴史」をテーマにした総合展示常設展示 ・自然、環境等をテーマにした博物館主催の企画展示 ・研究機関、団体等との共催企画展示 ・住民の生涯学習の成果や子どもの研究や学習成果の展示
	ii) ワークショップ ・夏休みの自由研究の題材となる観察会 ・自由研究に関する相談 ・多賀町をフィールドに調査研究を行う住民・利用者等の研究発表会 ・自然への興味・学習意欲を高める機会を提供するための観察会の開催・支援
	iii) 講座事業 ・学校への出前講座 ・県内の園・学校の依頼を受けて展示の解説 ・教員対象の研修会

(3) 企画課（都市計画部局）

活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・絵馬通りの整備事業 ・空き家改修の補助事業 ・多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金
------	--

(4) 産業環境課（観光部局）

活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀三社参り事業 ・河内の風穴観察ツアー ・古道踏破イベント ・多賀三社のライトアップ事業 ・多賀魅力発信事業 ・地学ツアー
------	--

(5) 所有者

保存管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀大社庭園の荒廃防止 ・胡宮神社社務所庭園の荒廃防止 ・胡宮神社の消防設備点検
--------	---

(6) 民間・地域

活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・YOBISHIプロジェクト「多賀の食べるをつなぐ」を実践する食を中心にした活動している。町内の伝統食・保存食の調査や食の復元（レシピ、道具等） ・滋賀県立大学近江楽座 Taga-Town-Project 町内の景観をテーマとしたワークショップやYOBISHIプロジェクトと連携して「食」をテーマとしたワークショップ等の開催している。
------	--

2. 文化財の保存と活用に関する課題の抽出

本節では、第6章にあげた把握調査や、前節であげた進行中の事業の状況を踏まえた上で、(1) 文化財の各類型で見られる課題、(2) 文化財の保存技術における課題、(3) 文化財の活用における課題を抽出する。

(1) 文化財類型ごとに見られる課題

①有形文化財

対象文化財	所有者等	課題
美術工芸品 絵図 古文書 古写真	個人 寺院 神社 地域 (地区)	山間部を中心に廃村化が進み、集落で継承されてきた資料が滅失する恐れが生じている。また、過疎化の進行、世代交代や建物の崩壊・取り壊し等に伴い、消滅する事例も急増している。これらのような大きな社会変化に対応できておらず、十分な保存・管理もまだできておらず、その価値が共有されていない。
建造物 近代化遺産 水利 山村生活関連資料 鉱工業関連資料		人口減少や世代交代により、使用していた人や関わっていた人が減少し、地域の記憶が失われつつある。それに伴い、今後の価値づけや活用の基盤に必要な情報も滅失してきているが、その進行を食い止められていない。

②無形文化財・民俗文化財

対象文化財	課題
祭礼 年中行事 生業に関わる文化 人生儀礼 食文化 伝承	人口減少や世代交代により、関わっていた人が減少し、地域の記憶が失われつつある。 文化財の継承に向けた取り組みが不十分である。 文化財の価値を地域に十分に発信できていない。 指定すべき無形文化財・民俗文化財を選定できていない。

③文化的景観・伝統的建造物群

対象文化財	課題
文化的景観 伝統的建造物群	指定候補となるべき対象を選定できていない。

④記念物

対象文化財	課題
記念物 巨木・名木	環境の変化や獣害、台風等の自然災害などにより多大な影響を受けている。 適切に保存されていない。
名勝地 庭園	民家・寺院の庭園が、維持管理の担い手が減少したこともあり、十分に手入れがされていない。特に江戸時代末期から昭和初期の事例の一部は存続の危機に直面しているが、対応できていない。 文化財の価値を所有者・地域で共有されていない。
名勝地 大蛇ヶ淵	景勝地としてかつて整備した際の橋の撤去痕跡などが残る。景観を台無しにしているが、対応できていない。 文化財としての価値を町内外に十分に発信できていない。
史跡 敏満寺遺跡 (石仏谷墓跡) 大岡高塚古墳	敏満寺遺跡については、多賀サービスエリア内に現地保存されている城館跡や町屋・坊跡等の適切な保存措置ができていない。なお、既に指定されている石仏谷墓跡部分についても、整備がまだ進んでいない。 大岡高塚古墳は、活用を前提に発掘調査を実施したが、活用の実現が図れていない。 地域において文化財の価値の共有が十分に図れていない。

⑤埋蔵文化財

対象文化財	課題
埋蔵文化財	地中に埋もれているという特性のため、遺跡は現地で保存されている。一方で、記録保存目的で実施した既往調査の成果が十分に発信しきれていない。特に出土遺物については活用が十分ではない。

(2) 文化財の保存技術における課題

町内で文化財保存技術に選定されているものはない。しかし、文化財の維持管理には、様々な保存技術の継承、材料等の確保が不可欠である。町内には多数の有形文化財があり、建造物などの不動産の修理に関わる保存技術（左官や茅葺き職人等）をはじめとして、各種文化財の保存継承にかかわる技術の担い手や、文化財の価値を維持するための適切な原材料の確保が必要だが、十分な対応はできていない。

⇒ 担い手の育成などが課題となる。

(3) 文化財の活用における課題

- i) 町内には多数の文化財が継承されているが、これらを今後も持続的に保存し、活かしていくために、地域住民と行政がそれぞれ担うべき役割やその役割を果たす必要性や意識づけ、仕組みがまだ整っていない。
- ii) 町内に存在する多数の文化財の価値が地域で共有されておらず、浸透していない。
- iii) 現在すでに指定されている史跡・名勝においては、個別に作成した保存活用計画（保存管理計画）に基づいた整備・活用事業が実施しているが、現状では個々の計画ごとの展開にとどまっており、総合的に取り扱えていない。
- iv) iiiの整備・活用事業の作成や実施に際して、地域との連携が十分に構築できていない。
- v) 庁内、特に文化財担当部局（文化財センター・博物館）、都市計画部局（企画課）、観光部局（産業環境課）は、文化財の保存と活用（情報発信）に関して、様々な事業を実施しているが、有機的な関連性が作り出せていないために、成果の広がりが見られていない。
- vi) 文化財の価値を町内外に発信する仕組みや人材が地域にない。
- vii) 文化財の魅力を町内外に向けて分かりやすく発信する施設の役割分担が不明瞭なため、十分に機能を活かしきれていない。

(4) 文化財保存と活用の課題のまとめ

課題の内容や現れ方は多様だが、その根底で通じている解決すべき本質的な問題点は以下のように整理される。

課題1 文化財の継承の危機に対応できていない

- A 文化財の継承を進めていくための適切な保存の選択と実施ができていない。
- B 住民参加の仕組みが十分整っていない。それにより、住民にとって文化財とその継承が「わがコト」・「わがモノ」になっておらず、地域ぐるみで文化財の継承の危機に対応していくための人的な基盤の構築ができていない。
- C 文化財を守り、活かし、継承していく人材が不足している。

課題2 文化財の価値が共有・発信されていない

- D 多賀町内での文化財の価値の共有・発信が十分ではない。
- E 多賀町外への文化財の価値の共有・発信が十分ではない。
- F 文化財の価値の共有・発信する施設の連携が十分ではない。

課題3 十分な連携がなく、協力・協働体制が構築できていない

- G 庁内の連携・協働体制が不十分である。
- H 町内の連携・協働体制が不十分である。
- I 庁内と町内の連携・協働体制が不十分である。

3. 文化財の保存と活用に関する方針

(1) 方針1 継承の危機への対応を積極的に充実させる ⇔【課題1への対応】

A：文化財の継承のための適切な保存のあり方を選択し、実施する

文化と生活は一体化することで継承されてきた。しかし、生活様態が大きく変化したことにより、文化の継承が難しい時代になってきている。せつかく継承された文化を滅失させないために、調査による価値づけを行ったうえで、適切な観点に基づいて保存・管理を図る。

保存のあり方は、大前提に環境の保全や修理等をおこない、現状を維持・保全していくことであるが、個別の文化財の置かれた環境や実態、活用の方向性を見極めたうえで、文化財の継承や保存のあり方を選択する必要性が迫られた場合、以下のような枠組みで対応する。

- ①現地（地域）に残す場合
- ②別の場所に残す場合
- ③現地（地域）で持続的に残せる環境が整っておらず、なおかつ現状をとどめておけない場合

保存のあり方の選択	基本的な対応	基本的な対応後の扱い
①現地（地域）に残す場合	【前提】 ・現状の把握 【対応】 ・環境の改善、修理・修復等の実施 ・記録作業の実施 写真、動画、図面、3D・高精細スキャン、デジタルアーカイブ等 ※場合によっては3Dプリンタ・レプリカ作成も行う	実物ないし記録を積極的に保存・活用する
②別の場所に残す場合		移築・移動・移植などをしたうえで、実物ないし記録を積極的に保存・活用する
③現地（地域）で持続的に残せる環境が整っておらず、なおかつ現物の保存措置が取れない場合		実物が残せないのので、基本的対応において作成した記録を積極的に保存・活用する

保存のあり方は、その後の活用の展開を規定してしまう。①⇒②⇒③の順にオリジナルの状態（存在していた空間）から乖離するため、ともすれば地域との関連性が薄くなったり、活用の幅が狭くなったりする。また、無形文化財における②のあり方は取り難く、①ないし、③を選択することが基本となる。また、荒廃した建造物や滅失の危険がある建造物に対して、その価値が認められる場合は指定等を行い、状況や必要に応じて保存をめざす。その場合、基本的対応を踏まえて、修理方針の検討、措置を実施するための保存活用（管理）計画を作成する。

このように保存のあり方の選択・検討は、文化財類型によって選択肢が限定されることを念頭に、保存後の活用のあり方も視野に入れ、慎重に進める。なお、保存のあり方①・②を選択した場合は、定期的に状況の把握を行う必要などがあり、管理していくためのシステムも併せて構築する。加えて、有形文化財等を継続的に修理・維持していくために必要な文化財修理技術者の育成や、所有者（個人）にとって負担が大きい修理費用の問題については、県全体で検討される仕組みづくりに協力しながら、支援制度を整える。

B：住民参加の仕組みを構築し、協働を促進する

文化財と人々の暮らしの関係が断ち切れ始め、文化財を継承する基盤が消え去り始めている。この状態を改善するために、文化財と人々の暮らしを改めて結び直す機会の創出が必要で

ある。また、地域の文化財の調査において、実態を適切に把握し、その存在や価値を周知・共有していくためには、地域住民の参加と協力を得る機会がそもそも不可欠である。

これらの機会創出の一環として、文化財の調査や保存、活用の場面において地域住民が積極的に関与できる場や仕組みを構築する。調査において、地域の文化財の価値づけを地域住民と共に行い、地域の文化財を再び愛着や誇りに満ちた「わがモノ」として意識し直し、地域の文化財の継承を「わがコト」として捉え直す機会を創出しながら、価値の共有・発信と、文化財の確実な継承へとつなげる。また保存や活用の場面においては、様々な経験や職能、ネットワークなどを保有している地域の住民の協力を得ることで、地域の文化財の継承と各種産業やまちづくり、観光振興等との複合的効果を生み出し、行政と地域がタッグを組み合わせながら多賀町を活性化させる。

文化財の種類によっては、民間事業者と行政・地域との連携も推進する。保存と活用の主体を地域が担いながら、行政だけではなく民間事業者の関与も進め、文化財の保存と活用の自立化と持続を実現化させる。

C：文化財を守り、活かし、継承していく人材を育成する

文化財の保存と活用の基礎として、人材の育成とその組織化を位置づける。育成の対象例には以下のものがある。

継承者 地域の文化財を守り、伝える人材

所有者、氏子、檀家、自治会、保存団体、文化財ボランティア等のサポーター

調査員 地域の文化財調査を実施できる人材

文化財ガイド 地域の文化財価値を適切に解説・案内できる人材

文化財パトロール 地域の文化財を見守る人材

職人 建造物等の有形文化財の保存・修理ができる人材

上記の人材を育成・確保するために、現在活動している地元各種団体との連携、地元各種団体が実施しているボランティア活動・事業の支援、大学等の実習誘致などを推進する。

また、庁内においても文化財のサポーターを育成する仕組みを構築し、魅力あるまちづくりに結び付く文化財とその価値に対する理解を醸成していく。併せて、学校教育の地域学習の一環として文化財のサポーターを育成する仕組みを構築し、地域の文化財に慣れ親しむ環境と将来の担い手を育む基盤を醸成する。

なお、文化財保存技術（職人）に関連しては、修理に必要な技術の習得に加え、修理に必要な材料を地域で確保することが必要だが、いずれも困難になってきているので、担い手の育成ならびに材料確保も含めた環境整備を県レベルで推進できるよう働きかけ、多賀町の文化財保存修理に反映させていく。

(2) 方針2 文化財の価値の共有・発信を積極的に推進・展開する ⇔ 【課題2への対応】

D：多賀町内における文化財の価値の共有・発信を進める

- i) 文化財を「わがモノ」「わがコト」化するためのシンポジウムやワークショップを継続して開催する。

- ii) 生涯学習や学校教育で、地域の歴史文化や自然環境に関する学びの場づくりを進める。
- iii) 行政や教育機関、地元各種団体との連携を深化させ、相互の事業を有機的に関連付け、体系化させながら進展させる。

これらの取り組みによって、町内ならびに庁内において文化財の価値の認知を進め、文化財を「誰かのモノ」ではなく、多賀町の魅力あるまちづくりに必要不可欠な「わがモノ」であるという意識の共有を推進する。

E：多賀町外への文化財の価値の共有・発信を進める

文化財に対する物語性の付与・創造を検討し、観光的な要素も意識する。そのうえで、新たな視点による文化財の価値づけなどを進め、文化財を資源として多賀町の魅力を広く発信する。その一環として文化財を個別の「点」としてではなく、「集合体」「面」としてのまとまりを持たせることで、複合的な価値を改めて掘り起こし、相乗効果を見出しながら広く発信する。これは、町外だけではなく、町内の住民と文化財の価値の共有にも効果が望めることから、町内も意識して実施する。

F：文化財の価値の共有と発信を目的とした施設の連携を強化する。

上記D・Eを推進させるため、町内にある既存の関連施設（文化財センター、博物館、中央公民館、図書館）の連携強化を進め、調査・保管と活用の拠点としての機能を整える。

また、絵馬通りの空き家の活用、多賀SA内の情報発信空間、旧歴史民俗資料館等の活用を図る。それらは、町の中心域におけるガイダンスおよびサテライト施設、地域の文化財活用団体の活動拠点として整備を検討する。

(3) 方針3 庁内・町内における十分な連携関係を整え、協力・協働体制を構築する

⇔ 【課題3への対応】

G：庁内の連携関係を強化し、協力・協働体制を構築する

本計画を推進するうえで、最も身近な「地域住民」は庁内（町職員）である。だからこそ、庁内各部局を横断する緻密な連携関係を構築して、歴史と文化の魅力に満ちた多賀町の文化財の価値を共有することで、事業効果を確実なものにする。

H：町内の連携関係を強化し、協力・協働体制を構築する

地域住民との連携関係も広く構築し、相互で「わがコト」「わがモノ」化を育み、文化財の有効な掘り起こしや価値の共有・周知を推進する。既に進めている個別の文化財の整備事業を有機的に連携させることで、事業の相乗効果を高めながら推進する。

I：庁内と町内の連携・協働体制を強化する

様々な部局がそれぞれの目的に応じて文化財の価値の発信事業を実施してきた。今後は、これに加えて庁内と町内の連携を強化し、より効果的な事業展開を目指す。本計画の目的は、調査を通じて地域の多様な文化財の掘り起こしを進め、地域が主体となって文化財の保存と活用

を推進していくための仕組みの構築にあり、また、それらの継続性を確保するところにある。

この目的のために、住民と行政が地域の文化財の価値を共有していく。また、行政内における部局間の連携を密にすることで、地域に対する支援をより多面的に進め、より高い効果の施策を実施する。

4. 文化財の保存と活用に関する措置（表7-1～4）

保存と活用に関する措置については、保存・活用事業、本計画を含めた周知・理解推進事業、情報発信事業が中心となる。

計画期間については、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とする。

表中に示した措置の種類は、以下のとおりである。なお、◎は主たる目的、○は二次的目的・効果を意味している。

- ・調査 文化財の存在の有無、価値付をする措置
- ・保存 文化財そのものの価値を損なうことなく、将来に向けて守り伝えていく措置
- ・活用 文化財の価値を共有・発信をとおして歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりにつながる措置

表中の取組み主体の対象は、以下のとおりである。なお、◎は中心となって対象事業に取り組む主体を意味する。○は協力する主体、△は協力体制を整える主体を意味している。

- ・地域 住民が集まった単位、地区、または町民および本町の歴史文化に関心を寄せる人
- ・所有者 文化財を所有・管理する主体
- ・行政 本町

事業実施にあたっての目標は、将来的には文化財が所在するそれぞれの地域が自主財源を生み出し、その財源によって保存・活用を持続的に推進できる状況を作り出すこととする。

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関係団体・委員会	関係課	財源		
					調査	保存	活用	地域	所有者	行政	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9~13					
13	A		巨木・名木に対する調査・保存措置（No.10と連携）	巨木・名木に対し、現状把握を行ったうえ、樹医による診断を行い、適切な保全措置を選択する。	◎	◎			○	◎								産業環境課	国補助金		
14	A	D E	大岡高塚古墳とその周辺整備	保存活用計画や生涯学習ゾーン構想に基づいて整備を進める。		◎	◎	○		◎							町指定文化財大岡高塚古墳保存整備委員会	企画課	町単費		
15			古代ゾウ発掘プロジェクト（No.13と連携）	アケボノゾウ出土地周辺の発掘調査を住民主体で行うことで、文化財の我がモノ化を図り、外部に発信する。	本事業を推進するために以下の校番号15-1～15-3の事業を実施する。																

表7-1 文化財の保存と活用に関する措置（1）

※No.は通番 方針は第7・8章に準拠

第7章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関係団体・委員会	関係課	財源	
					調査	保存	活用	地域	所有者	行政	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9-13				
15-1	C	A B H	発掘調査事業	地域住民を主体とした「多賀町発掘お助け隊」を編成して、調査を実施する。	◎	◎	◎	◎		◎								古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会 滋賀県立琵琶湖博物館	博物館	国補助金
15-2	把握調査	A D E H	調査成果検討	発掘調査成果の学術的な価値づけを行う。	◎			○		◎							古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会 滋賀県立琵琶湖博物館	博物館	国補助金	
15-3	D	E	価値発信事業	従来成果を含め調査成果を随時公開・発信することで価値の共有化を図る。		◎	◎	◎		◎							古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会 滋賀県立琵琶湖博物館	博物館	国補助金	
15-4	C	D E	教材活用事業（No.26と連携）	町内外の小中高生を対象として発掘体験を実施する。		◎	◎	○		◎							古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会		町単費	
16			ジオパーク認定への取組	霊仙山を中心としたカルスト地形や権現谷の化石、さらにアケボノゾウやナウマンゾウの化石産出地域をジオサイトとして認定し、日本ジオパークの認定を目指す。	本事業を推進するために以下の枝番号 16-1～16-4の事業を実施する。															
16-1	D	E	情報発信事業	町内の自然遺産の価値を町内外に発信する展示会を開催する。			◎	○		◎							古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会	博物館 企画課 産業環境課	国補助金	
16-2	把握調査	A C	自然遺産の価値づけ推進事業（No.10と連携）	自然遺産の登録・指定を目指した調査を実施する。	◎	◎		○		◎								博物館 産業環境課	国補助金	
16-3	把握調査	B C	近代化遺産の調査（No.9と連携）	鉱工業等の関連文化財の基礎調査を進める。	◎	◎		◎		◎								博物館 産業環境課	国補助金	
16-4	E	C D	自然遺産の価値発信	自然遺産を巡る地学ツアーや自然観察会を開催して、地域内外にその価値を発信する。			◎	◎		◎								博物館 産業環境課	町単費	
17	G		（仮称）文化財保存活用地域計画推進連絡会議の設置	庁内の関連部局を横断した連絡調整機関を設置して計画の推進を図る。また、文化財の理解推進を目的として研修等を実施する。		○	◎			◎								企画課 産業環境課 他	町単費	
18	I	B D	住民への地域計画の周知（37-2と連携）	実施する文化財調査や活用等に関するシンポジウムや講演会、報告会の開催などを通して住民に地域計画を周知する。	◎	◎	◎	○	○	◎								産業環境課	町単費 国補助金	

表 7-2 文化財の保存と活用に関する措置（2）

※No.は通番 方針は第7・8章に準拠

第7章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関係団体・委員会	関係課	財源
					調査	保存	活用	地域	所有者	行政	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9-13			
19	A	D E	多賀町の伝統野菜、食べ物を使った料理の開発	多賀そばをベースに、多賀にんじん・桃原ごぼう・猪肉・鹿肉等をトッピングした商品の開発と販売を行う。			◎	○		◎							YOBISHI 7 ロジエト	産業環境課	国補助金
20	E	G H I	観光協会との連携 (No.22～24・38と連動)	多賀観光協会と連携・共同し、町内の文化財の魅力を町外に発信する。また、文化財を観光に生かして地域活性化を図る核とする。	◎	◎	◎	○	○	◎							観光協会	産業環境課 企画課	国補助金
21	E	F	説明版・サイン表示の設置	町を訪れた人が町の魅力に気づき、気軽に周遊できるように、町内各地に文化財の説明板や、そこに至るルートのサイン表示板などを整備する。また、多言語化にも対応させる。	○	○	◎	◎	△	◎							観光協会	産業環境課	国補助金
22	E	F ② ③	観光ルートの整備 ・周遊ルートの整備 ・ツアーの造成 ・町外への情報発信 ・観光拠点の ICT 化	「ストーリー」に基づいた周遊ルートを整備する。また、周辺市町と連携しながら観光ツアーを造成する。	◎	◎	◎	△	△	◎							観光協会	産業環境課	国補助金
23	D	A E	文化財に関連した景観フォトコンテスト ・展覧会の開催 ・古写真の収集、展覧会	文化財に関連した景観・風景の変化観察と写真記録の意味も込めて、一般を対象にしたコンテストを実施する。		◎	◎		◎	◎							観光協会	産業環境課 博物館 中央公民館	町単費
24	C	B ②	観光ボランティアガイドの育成 (No.38-5と連携) ・多賀ぶらワークショップの開催	多賀町の魅力を多くの人に伝え、地域内外の住民が交流できるよう「多賀観光ボランティアガイドの会」のガイドを引き続き育成する。	◎	◎	◎	◎	△	○							観光協会 鈴鹿山麓混成博物館	産業環境課 博物館	国補助金
25	I	B C	住民が参加できる仕組みづくり	文化財によるまちづくりを実現するため、住民と地域団体・行政が交流し、住民が主体的に活動できるサークルを設立するなどの仕組みづくりを行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎							YOBISHI 7 ロジエト	産業環境課 福祉保健課 税務住民課	国補助金

表7-3 文化財の保存と活用に関する措置 (3)

※Noは通番 方針は第7・8章に準拠

第7章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関係団体・委員会	関係課	財源
					調査	保存	活用	地域	所有者	行政	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9-13			
26	C	D ②	学校教育との連携（No.15-4と連携） ・教材の作成 ・出前事業 ・現地見学 ・体験講座	児童・生徒が文化財に魅力を感じ、地域に対する愛着・誇りを持てるように教材の作成、出前授業や実際の文化財の現地見学を行うなどして学校教育と連携する。	○	◎	◎	○									小学校 中学校	教育総務課 学校教育課	町単費
27	C	D E ②	歴史講座の実施	地域住民が文化財の魅力を理解できるように講演会や古文書の解読体験、史跡散策など様々な講座を実施する。	○	◎	◎	○										中央公民館 博物館 文化財センター	町単費

表 7-4 文化財の保存と活用に関する措置（4）

※No.は通番 方針は第7・8章に準拠

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1. 文化財保存活用区域と歴史文化の特徴を踏まえたストーリーの活用

本計画では、面的かつ効果的に事業を展開していく基礎として、歴史文化の特徴を踏まえたストーリー（以下「ストーリー」：図8-2および参考資料参照）ならびに文化財保存活用区域を活用する。文化財を個々に扱った場合、事業の展開は点的なものになりやすいが、群や区域の概念を用いて扱うことで、文化財の関係性が線となり、さらには面になって価値が複合化し、その発信をより効果的にすることが期待できる（図8-1）。そこで本計画では、個々の文化財を結び付ける「ストーリー」を再構成し、文化財を群として、あるいは区域として取り扱い、活用の推進を図ることとする。なお、「ストーリー」は、地域の歴史文化

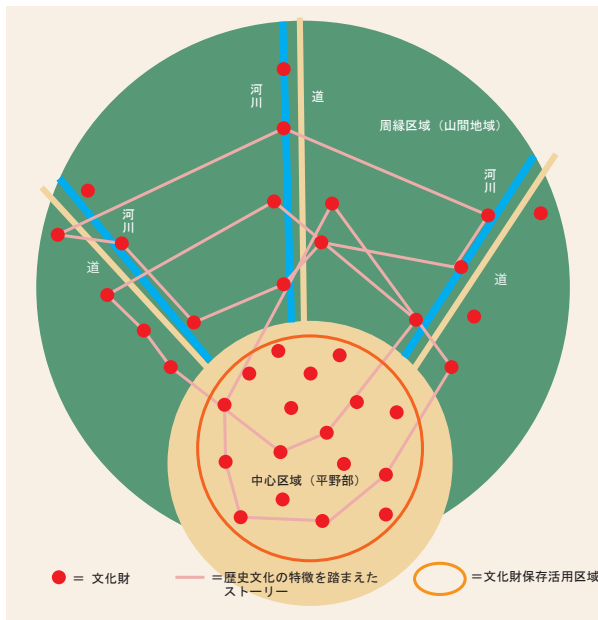


図8-1 文化財と保存活用区域・ストーリーのイメージ

の歴史文化の特徴、特質を表出したものである。この活用を通して、地域の住民が、歴史と文化に満ちた地域の魅力を実感し、日々生活の中に文化財が自然と溶け込む基盤を併せて構築する。

事業は文化財保存活用区域内で集中的に実施して、その手法を錬磨し、効果を見極める。その上で他の文化財や新たに設定する文化財保存活用区域・「ストーリー」へ事業を将来展開することとする。

2. 文化財保存活用区域の設定

(1) 「ストーリー」と文化財保存活用区域

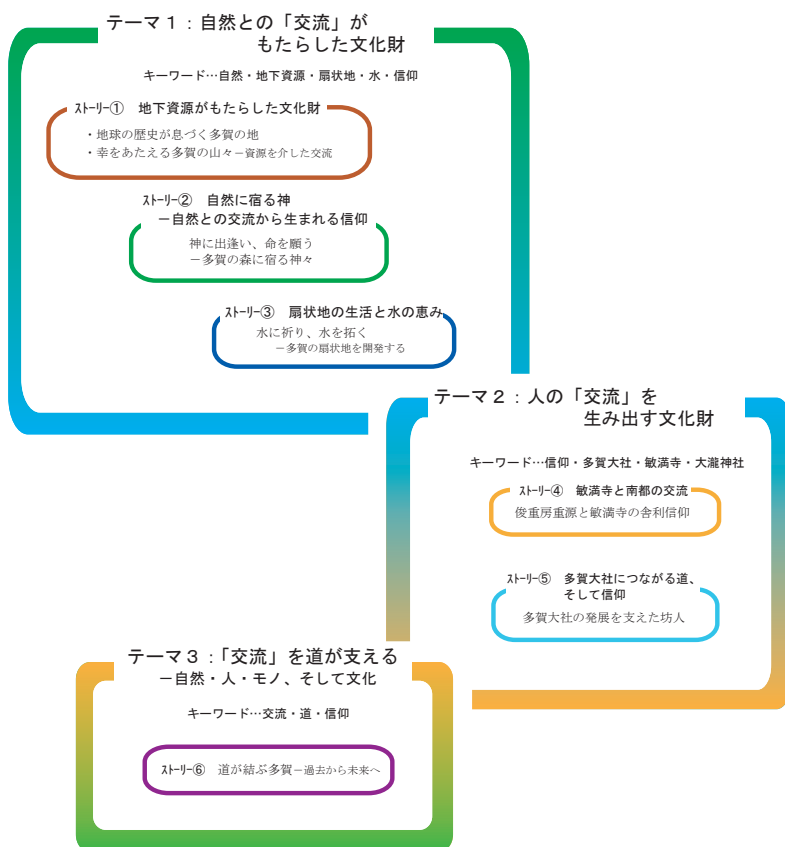


図8-2 歴史文化の特徴を踏まえたストーリー

地域固有の歴史文化—歴史的背景や自然的環境の特徴による文化財のまとまりを、6つの「ス

トリー」として提案する(図8-2)。この「ストーリー」は、基本構想における関連文化財群を基に再構成をしたものである。「ストーリー」の設定目的は、「点」として散在している文化財を「線」として結び付け、地域の歴史文化を表出させ、それぞれの文化財とそれらを育んだ地域の価値をより分かりやすく、実感しやすくするところにある。地域の歴史はいくつもの重なりからなり、かつ様々な側面

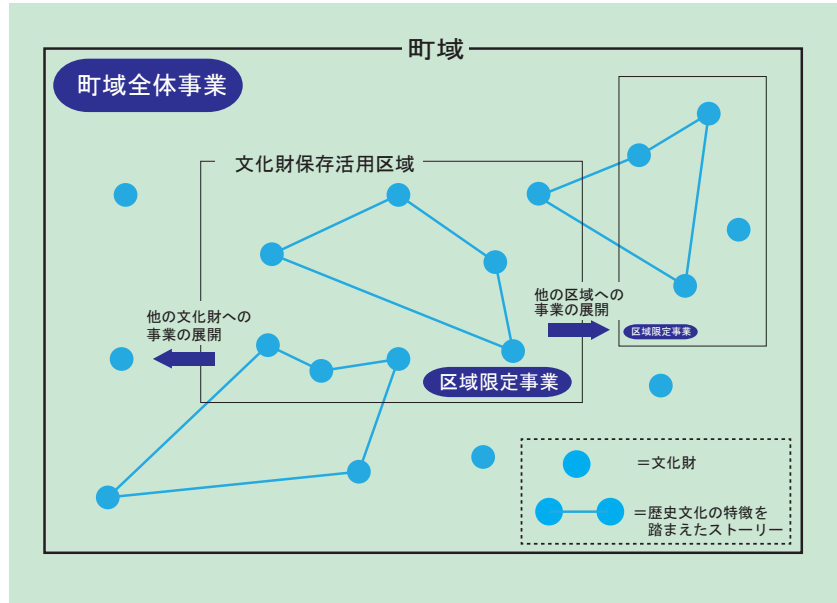


図8-3 事業の展開のイメージ

を持つ。そのため「ストーリー」もまた複数生まれることになる。この「ストーリー」と連結し、文化財が集積した区域として、基本構想で設定した「歴史文化保存活用区域」を「文化財保存活用区域」として再設定する。

なお、本計画の「ストーリー」は10年という実施期間を踏まえ、将来的な活用を視野に入れたものと位置づけ、メインには据えていない。

(2) 文化財保存活用区域設定の目的

文化財保存活用区域の設定目的は、「ストーリー」によって語られる物語を包含しつつ、保存と活用の観点から「面」として括り、多賀町の複合的かつ重層的な歴史文化の価値を空間として表出するところにある。文化財保存活用区域とは、空間的、地形的なまとまりを重視して括られた文化財の複合地域であり、多賀町における文化財の保存と活用のサイクルを生み出す中核として位置づけるものである。

設定に当たっては、以後の保存と活用の効果を見通し、文化財保存活用区域の条件を歴史的に重要な地域で多様な文化財が集積しており、空間的な一体性がありながら、複数のストーリーが包括されているところとする。また、地域の各種団体や住民が活動しやすく、人の行き来の中で文化財の保存と活用を推進できる素地をもち、人を集めて周縁部に振り分けるポンプの役割を担える場所が望ましい(図8-3)。

3. 文化財保存活用区域およびその保存・活用計画

(1) 文化財保存活用区域「多賀大社参詣曼荼羅の世界」の設定

本計画では、前節の条件をみたすエリアとして、多賀・敏満寺周辺地区を選択し、「多賀大社参詣曼荼羅の世界」として文化財保存活用区域に設定する。

① 設定理由

多賀・敏満寺周辺地区は、政治・経済・文化・宗教といった様々な面で地域社会の中心であ

り、歴史的に重要な地域として展開してきた。敏満寺地区にあった敏満寺は、南都の大寺院である東大寺をはじめとして、時の勢力との関係が深く、鎌倉時代から室町時代まで仏舎利信仰の拠点の一つとして栄え、寺を中心として周辺が都市化していたと考えられている。多賀地区にある多賀大社は室町時代後期以降に延命長寿の信仰が全国へ広がる中で、多くの信奉者と参詣者を得てきた。

また、安土桃山時代に描かれた「多賀大社参詣曼荼羅図」から読み取れるように、多賀大社・敏満寺の両寺社の門前町は地理的に近く、空間的な一体性が歴史的に育まれ、複数のストーリー（「敏満寺と南都の交流」・「多賀大社につながる道、そして信仰」等）が包括されている。さらに、この区域内・隣接地域には、駅、門前町を中心とするコミュニティスペースや観光・商業活動の拠点、町役場があり、地域の各種団体や住民が活動しやすい条件が既に備わっている。また古くから町域における交通の要所にあたり、平野部を通過する東山道（中山道）につながる多賀本道（高宮道）や山間部を通じて岐阜県・三重県へ抜ける峠道、山間部を流れる河川が交差する地点で、道・川がこの地区に向かって集散している。

以上のことから、本計画では、多賀・敏満寺周辺地区を文化財保存活用区域として設定し、都市計画マスタープランにおける「中心拠点」「多賀 SA・SIC 周辺拠点」として役割を充実させる。

②具体的な範囲

具体的な区域としては、多賀大社と門前町（絵馬通）、敏満寺遺跡と胡宮神社、胡宮神社の神体山である青龍山一帯を包括する地域を対象とする。区域の範囲そのものは法的拘束力を持たないので、現時点では厳密な線引きをせず、バッファゾーン（緩衝地帯）を含むものとする（図 8-4）。将来的には都市計画等と調整を図り、その中で保存と活用を計画する際には再設定をする。

また、拠点施設の候補として旧歴史民俗資料館を位置づける。展示保管機能が町立文化財センター・博物館に移されたことにより、旧歴史民俗資料館は、収蔵庫としての利用に留まり、積極的に活用が図られていない。しかし、区域内に存在し、かつ多賀 SA・仮称多賀 SIC に隣接すること、敏満寺遺跡の中に立地し、出土遺物などの公開等が図れる点などから再活用を目指す。文化財センター・博物館・図書館・中央公民館は、区域外にあるので、サテライト的な位置づけとする。また、絵馬通り沿いの登録文化財を活かして、利用しやすいコミュニティスペースを設置し、あわせて多賀 SA 内にある既存の情報発信施設も積極的に活かして、事業の効果を高める。

（2）文化財保存活用区域の役割と将来像

①役割

文化財保存活用区域の役割は、前項のような条件も生かしながら、周辺環境の景観保全や地域振興・観光施策など様々な施策も取り込み、今後のまちづくりの要を担うことであり、保存と活用の施策をパイロット的に進める地域となることである。町内で今後展開していく保存・活用事業を集中的・重点的に推し進め、文化財の集中する区域としての意味だけではなくだけでなく、保存と活用の中心地となることが、文化財保存活用区域の役割となる。

②将来像

区域内の名神高速道路多賀 SA 内には、仮称多賀 SIC が設けられる予定であり、人の行き来の中で文化財の保存と活用を推進できる素地にも恵まれている。区域の将来像は、この素地を活かしながら、町中心部から山間部地域へ活用効果を波及させ、町内外から「人を集めて周縁部に振り分けるポンプ」となることである。

都市計画マスタープランでは、「拠点」と山間部のネットワークを形成することで人口減少に歯止めをかけることを目指しており、本区域は「中心拠点」「多賀 SA・SIC 周辺拠点」であり、文化財の保存と活用の観点からも山間部との連携を促進させ、まちづくりに貢献することを目指す。

(3) 文化財保存活用区域内の構成文化財の概要 (図 8-4 表 8-1~3)

文化財保存活用区域内には、国指定文化財である多賀大社庭園や胡宮神社社務所庭園、敏満寺遺跡石仏墓跡をはじめ、多くの有形文化財や民俗文化財、記念物、門前の町並みが残り、第3章で指摘したように町内の文化財の約 65% と町内で最も多くの文化財が集中しているエリアである。この区域の中心に位置づけられる文化財は、多賀大社と胡宮神社(敏満寺)である。

多賀大社 現在の多賀大社本殿は、寛永 15 年(1638 年)に徳川家光が命じて再建した後、2 度の火災や倒壊があり、昭和の大造営を経たものである。本殿をはじめ、拝殿、幣殿、手水舎、神馬舎、表門など 11 棟が町の有形文化財に指定されている。安永 3 年(1774 年)頃に建てられたと推定されている奥書院は県の有形文化財、障壁画は町の有形文化財に指定されている。奥書院に付属する庭園は、書院の廊下から見下ろすような庭の形式で、西日本では唯一ともいわれる。境内の鐘楼に納められている梵鐘に、浅井長政の幼名猿夜叉の名や六角義賢^{よしかた}などの名が残る。また、多賀大社は国指定重要文化財である紙本金地著色調馬・厩馬図、県指定有形文化財の六曲屏風紙本著色三十六歌仙絵(六曲屏風)、大太刀、鉄黒漆塗二十八間筋兜、多賀大社文書、町指定有形文化財である紙本多賀大社参詣曼陀羅図、絹本著色常行念仏堂縁起絵等をはじめ多数の文化財を所有している。そして、年間 100 を越える祭礼が執り行われている。

門前町と多賀道 多賀大社へ参詣するルートとして多賀道がある。多賀道は多賀大社へ至るルートの総称であるが、代表的なルートが中山道の高宮から多賀大社に伸びる多賀本道(高宮道)で、このルートは町指定天然記念物の飯盛木や胡宮神社、多賀大社の境内に残る鐘楼や日向神社とともに多賀大社参詣曼荼羅に描かれている。そして門前町(絵馬通り)には、国指定重要文化財の木造阿弥陀如来坐像を安置されている真如寺がある。本像は多賀大社の本地仏で平安時代のものでされ、多賀町内で最も古い仏像の一つと考えられている。それ以外にも、近代の宿泊施設である国の登録有形文化財のかぎ楼やかめや旅館、多賀道を示す道標、桜町延命地藏堂と多賀大社参詣に関わる文化財が残る。

胡宮神社と敏満寺 胡宮神社は、もともと敏満寺の鎮護の神で、現在、敏満寺跡に建っている。多賀サービスエリア内に残る城館跡をはじめ、坊跡、胡宮神社の境内の南側に所在する国史跡敏満寺石仏谷墓跡など、敏満寺の寺域は多賀サービスエリア全域と胡宮神社境内を含む青龍山の東側の丘陵一体であったと推定されている。

胡宮神社の本殿は、多賀大社同様に徳川家光の命により修復された、県の指定有形文化財で



図 8-4 文化財保存活用区域

No.	文化財名	所有者（管理者）	種別	備考
1	多賀大社庭園	多賀大社	名勝	国指定文化財
2	多賀大社奥書院	多賀大社	建造物	県指定文化財
3	多賀大社本殿他	多賀大社	建造物	町指定文化財
4	紙本著色多賀大社参詣曼荼羅図	多賀大社	絵画	町指定文化財
5	能面・狂言面	多賀大社	彫刻	町指定文化財
6	紙本金地著色絵馬・厩馬図	多賀大社	工芸品	国指定文化財
7	紙本著色三十六歌仙絵	多賀大社	工芸品	県指定文化財
8	大太刀	多賀大社	工芸品	県指定文化財
9	大太刀	多賀大社	工芸品	県指定文化財
10	鉄黒漆塗二十八間筋兜	多賀大社	工芸品	県指定文化財
11	多賀大社文書	多賀大社	書跡等	県指定文化財
12	梵鐘	多賀大社	工芸品	県指定文化財
13	多賀大社そり橋	多賀大社	建造物	町指定文化財
14	絹本著色常行念仏堂縁起絵	多賀大社	工芸品	町指定文化財
15	多賀大社奥書院障壁画	多賀大社	工芸品	町指定文化財
16	紙本墨書多賀大社修造勸進状	多賀大社	書跡	町指定文化財
17	古例大祭	多賀大社	民俗芸能	
18	万灯祭	多賀大社	民俗芸能	
19	秋の古例大祭	多賀大社	民俗芸能	
20	木造阿弥陀如来坐像	真如寺	彫刻	国指定文化財
21	懸仏	真如寺	工芸品	町指定文化財
22	天台智者大師像	胡宮神社	絵画	町指定文化財
23	銅造大日如来坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	町指定文化財
24	銅造毘沙門天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	町指定文化財
25	木造僧形神像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	町指定文化財
26	胡宮神社社務所庭園	胡宮神社	名勝	国指定文化財
27	胡宮神社本殿	胡宮神社	建造物	県指定文化財
28	大日堂	敏満寺区	建造物	
29	観音堂	敏満寺区	建造物	
30	古井戸	胡宮神社	その他	
31	銅製五輪塔	胡宮神社	工芸品	国指定文化財
32	紙本墨書重源文書勸進状	胡宮神社	古文書	町指定文化財
33	仏舎利相承図	胡宮神社	書跡	町指定文化財
34	紺地金字大般若波羅密多經	胡宮神社	典籍	町指定文化財
35	石造観世音菩薩立像	敏満寺区（観音堂）	彫刻	
36	如意輪観音坐像（1）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（1）
37	十一面観音立像（1）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（2）
38	観音菩薩立像（1）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（3）
39	千手観音立像（1）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（4）
40	千手観音立像（2）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（5）
41	千手観音立像（3）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（6）
42	如意輪観音坐像（2）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（7）
43	千手観音立像（4）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（8）
44	不空羂索観音坐像	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（9）
45	観音菩薩立像（2）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（10）
46	准胝観音坐像	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（11）
47	千手観音立像（5）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（12）
48	如意輪観音坐像（3）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（13）
49	如意輪観音坐像（4）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（14）
50	十一面観音立像（2）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（15）
51	千手観音立像（6）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（16）

表 8-1 文化財保存活用区域の構成文化財（1）

No.	文化財名	所有者（管理者）	種別	備考
52	十一面観音立像（3）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（17）
53	如意輪観音坐像（5）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（18）
54	千手観音立像（7）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（19）
55	千手観音立像（8）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（20）
56	観音菩薩立像（3）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（21）
57	千手観音立像（9）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（22）
58	千手観音立像（10）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（23）
59	十一面観音立像（4）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（24）
60	千手観音立像（11）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（25）
61	観音菩薩立像（5）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（26）
62	如意輪観音坐像（6）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（27）
63	観音菩薩立像（6）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（28）
64	馬頭観音坐像	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（29）
65	千手観音立像（12）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（30）
66	千手観音立像（13）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（31）
67	千手観音立像（14）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（32）
68	十一面観音立像（5）	敏満寺区（観音堂）	彫刻	三十三観音のうち（33）
69	木造重源坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
70	木造愛染明王立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
71	木造不動明王立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
72	木造十一面観音立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
73	木造九曜像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
74	木造大黒天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
75	木造大國主命像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
76	木造（尊容不明）	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
77	木造神像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
78	木造庚申像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
79	木造元三大師坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
80	木造虚空蔵菩薩坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
81	木造阿彌陀如来立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
82	木造弁財天坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
83	木造不動明王立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
84	木造薬師如来坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
85	木造吉祥天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
86	木造毘沙門天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
87	木造青面金剛立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
88	木造愛染明王坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
89	木造愛染明王立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
90	木造慈覚大師坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
91	木造大日如来坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
92	木造文殊菩薩坐像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
93	木造大黒天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
94	紙本着色茶枳尼天像	敏満寺区（大日堂）	絵画	
95	木造角大師像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
96	陶製歡喜天像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
97	鑄銅誕生釈迦仏像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
98	木造毘沙門天立像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
99	木造不動明王二童子像	敏満寺区（大日堂）	彫刻	
100	紙本墨刷大般若経	敏満寺区（大日堂）	書跡	
101	絹本着色釈迦十六善神像	敏満寺区（大日堂）	絵画	

表 8-2 文化財保存活用区域の構成文化財（2）

No.	文化財名	所有者（管理者）	種別	備考
102	神輿	胡宮神社	祭礼	
103	古例祭	胡宮神社	祭礼	
104	桜町延命地藏堂		建造物	
105	仏像群	桜町延命地藏堂	彫刻	
106	山門	安養寺	建造物	
107	慈性日記	安養寺	古文書	
108	仏像群	安養寺	彫刻	
109	かぎ楼	個人	建造物	国登録文化財
110	かめや旅館 本館	個人	建造物	国登録文化財
111	かめや旅館 広間	個人	建造物	国登録文化財
112	懸仏（阿弥陀三尊像）	安養寺	工芸品	町指定文化財
113	門前町（絵馬通り）街並み		景観	
114	多賀道		景観	
115	道標（石碑）		建造物	
116	飯盛木（ケヤキ）	多賀大社	天然記念物	町指定文化財 / 県条例指定自然記念物
117	車戸川		景観	
118	近江猿楽	多賀座	民俗芸能	
119	大門池（水沼池）		景観	
120	青龍山（胡宮神社の神体山）	胡宮神社	名勝地	
121	磐座（胡宮神社の奥宮）	胡宮神社	名勝地	
122	敏満寺石仏谷墓跡	多賀町	史跡	国指定文化財
123	敏満寺石仏谷墓跡出土品	多賀町	埋蔵文化財	
124	敏満寺遺跡	NEXCO 中日本他	埋蔵文化財	
125	敏満寺遺跡出土品	多賀町	埋蔵文化財	
126	敏満寺西遺跡		埋蔵文化財	
127	敏満寺西遺跡出土品	多賀町	埋蔵文化財	
128	胡宮神社社務所	胡宮神社	建造物	国指定名勝胡宮神社社務所庭園内
129	胡宮神社神撰所	胡宮神社	建造物	国指定名勝胡宮神社社務所庭園内

表 8-3 文化財保存活用区域の構成文化財（3）

ある。重要文化財である重源ゆかりの銅製五輪塔、町指定有形文化財の紙本墨書重源文書重勧進帳なども所有している。境内には、社務所に付属した国指定の名勝庭園、三十三観音や石造観世音菩薩立像が納められている観音堂、40体の仏像が安置されている大日堂と、鎌倉時代から室町時代に隆盛を誇った敏満寺ゆかりの仏像が多数残っている。

（4）文化財保存活用区域に関する課題

課題 1 文化財保存活用区域には、国指定名勝多賀大社庭園や国指定史跡敏満寺石仏谷墓跡、国指定名勝胡宮神社社務所庭園など優れた文化財が豊富に存在し、それぞれ保存活用計画や保存管理計画が作成されている。しかし、線的・面的に関連付けがされておらず、本来の歴史文化的な価値が発揮されていない。

課題 2 多賀大社庭園や胡宮神社社務所庭園などは、適切に保存され、あるいは復元整備されているが、本来の視点場からの活用が進んでおらず、せつかくの価値が発信・共有できていない。

課題 3 保存整備事業を行ってきた国指定史跡敏満寺石仏谷墓跡や国指定名勝胡宮神社社務所庭園などが、多賀町のまちづくりの中に生かされていない。また、これらの文化財は、名神高速道路多賀サービスエリアに近接し、多様な地域からのアクセスが可能で、活用が可能な絶好

の場所に立地しているにもかかわらず、その観点からの活用がまだ進んでいない。

課題4 多賀大社の門前町および周辺地域は、文化財保存活用区域の重要な核であるが、空き家・空き地が増加しつつあり、文化財の保存と活用を効果的に生み出す形の整備・保全が不十分である。

課題5 文化財の保存と活用のサイクルを持続・維持していくために必要な人材や後継者が十分に育成できていない。

(5) 文化財保存活用区域に関する方針

区域内における保存と活用は、次の4つの方針に基づきながら実施する。

区域の方針1 史跡・名勝の整備・保全を有機的に関連付けながら保存と活用を進める。

区域の方針2 区域内の文化財の価値を積極的に発信する。

区域の方針3 門前町の整備・保全を核にして進める。

区域の方針4 方針1～3を効果的に推進するために歴史的風致維持向上計画策定の取り組みを進める。

①区域の方針1 史跡・名勝の整備・保全を有機的に関連付けながら保存と活用を進める

史跡・名勝の整備・保全については、すでに作成されている「名勝多賀神社奥書院庭園保存活用計画書」、「史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画書」、「名勝胡宮神社社務所庭園保存管理計画書」に基づいて推進する。

推進にあたっては、それぞれの整備が「点」として個別化してしまうことを避け、「面」としての効果が生じるように、文化財保存活用区域が一体となった保全を目指し、それぞれを連携させながら整備を進める。

②区域の方針2 区域内の文化財の価値を積極的に発信する

区域内に存在する文化財の価値を発信するための公開・活用については、対象文化財の保護を前提とした管理体制を十分に整え、以下のような方針に基づき検討を進める。

i) 本来の観賞方法を踏まえた公開活用を推進させる

多賀大社庭園における本来の視点場は奥書院座敷である。ここを限定的に特別公開し、鑑賞を通して本庭園がもつ本来の価値に対する理解を深めてもらう。胡宮神社社務所庭園は復元整備された書院からの視点がまだ活かせていないので、地元地区と連携しながら、実現に向けた取り組みを進めていく。

ii) まちづくりとの一体的な取り組みを推進させる

現在進行している史跡敏満寺石仏谷墓跡や名勝胡宮神社社務所庭園等の保存整備事業では、個別の対象文化財に関する措置にとどまることなく、まちづくりと一体化した形での措置を講じることとする。

その一環として、「面」としての保存と活用を意識した観光ルートの設定や資料等の展示を行い、多賀町全体の歴史に対する理解や興味を深めてもらえるような方策をとる。併せて、名神高速道路多賀SA内での情報発信施設の積極的な活用、そこから徒歩で周辺地域へ探訪でき

る遊歩道の整備、充実したパンフレットや分かり易い案内板の設置なども検討する。なお、名神高速道路仮称多賀 SIC の建設も予定されており、周縁地域へ車を用いた探訪を促すルートや案内設備等も整備し、誘客を促進する。

iii) 学校教育や社会教育における活用と価値共有の推進

地域全体が連携して文化財の保存と活用を進めていくためには、地域の文化財がもつ魅力や価値を共有しておく必要がある。また、文化財の保存と活用を担っていく後継者の育成もまた必要である。これらを推進していくために、学校教育や社会教育の場を通じた活用と価値共有を進めていく。

学校教育の一環として、地域の小中学校の児童や生徒が地域の文化に触れ、理解を深めていく機会を創出するために、教材の開発や出前授業、課外授業を実施し、社会見学を受け入れる。また、行政による社会教育の一環として、文化財ボランティアガイド育成支援、歴史講座の開催を進め、充実した生涯学習の展開とそれを通じた地域住民の理解の深化を図る。

③区域の方針3 門前町の整備・保全を核にして進める

門前町の整備・保全に関しては、行政とまちづくり協議会が中心となっていく。多賀大社および周辺地域における町並みについては、景観条例等への発展を目標とした調査を実施する。道標や水路、石積みのあり方等も含めた総合的な景観構造を明らかにし、併せて地域の特性に応じた修景手法の確立を目指す。文化財や景観、重要建造物等の登録を進め、食文化や農業遺産等も積極的に取り込みながら活用を実践する。

山間部に通じるアクセス道の入り口や主要道路において、情報提供と誘導を行うためのサイン等を整備する。また、鉄道における玄関口である多賀大社前駅、名神高速道路多賀インターチェンジから多賀大社・胡宮神社へのルートに関しても誘導的な連続性を演出する。

門前町にある既存施設を活かして地域住民の活動拠点を構築するとともに、保存と活用の拠点として整備する。

④区域の方針4 方針1～3を効果的に推進するために歴史的風致維持向上計画策定への取り組みを進める

『歴史文化基本構想』の方針に基づき、「歴史的風致維持向上計画」策定への取り組みを推進する。そして、いわゆる「歴史まちづくり法（歴まち法）」におけるこの仕組みを活かし、文化財保存活用区域における保存と活用をさらに発展させる。

その場合に想定される事業としては、多賀大社周辺や門前町の景観整備、景観重要建造物および歴史的風致形成建造物等の修理、胡宮神社・敏満寺遺跡周辺の保全整備、石積集落景観の整備などのハード整備、人材育成やプログラム構築などのソフト整備、近江鉄道やJR、バス等の交通網、ルート整備、案内板の設置等があげられる。

これらを実施していく前提として、計画に対する地域の理解が不可欠である。そして有効で持続的な効果を生み出すために、多賀町の文化財が持つ価値を、市内・地元を含めた町ぐるみで共有し、文化財への関心を高めるとともに、本計画および「歴史まちづくり法」がもつ意義と方針も共有し、その存在の認知を広める。

その上で、区域内の事業を主体的に取り組む「まちづくり協議会」を設立する。その役割は、現状で進められている町内の取り組みや地域住民・地元各種団体活動のまちづくりと連携・調整をおこなうプラットフォームである。

(6) 文化財保存活用区域に関する措置 (表 8-5~7)

文化財保存活用区域において実施する事業は、今後、町内に展開していくためのパイロット事業の要素を持たせる。つまり、区域内で実践した事業の効果を検証したのち、将来的に「ストーリー」を利用しながら町内の各地域で実践していくことを目指す。

表中に示した措置の種類は、以下のとおりである。なお、◎は主たる目的、○は二次的目的・効果を意味している。

- ・調査 文化財の存在の有無、価値付をする措置
- ・保存 文化財そのものの価値を損なうことなく、将来に向けて守り伝えていく措置
- ・活用 文化財の価値を共有・発信をとおして歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりにつながる措置

表中に示したもののうち、取組み主体の対象は以下のとおりである。なお、◎は中心となって対象事業に取り組む主体を意味する。○は協力する主体、△は協力体制を整える主体を意味している。

- ・地域 住民が集まった単位、地区、または町民および本町の歴史文化に関心を寄せる人
- ・所有者 文化財を所有・管理する主体
- ・行政 本町

事業実施にあたっては、将来的に文化財が所在するそれぞれの地域が自主財源を生み出し、それを充てて保存と活用を持続的に推進できる状況を作り出すことを目標とする。

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間 (濃: 設立等 薄: 実施)						関連団体・委員会等	関係課	財源	
					調査	保護	活用	地域	所有者	行政	R4	R5	R6	R7	R8	R9-13				
28	①		胡宮神社社務所庭園整備	保存管理計画に基づき整備を進めていく。		◎	◎	○	◎	○								名勝胡宮神社社務所庭園保存整備委員会	企画課 産業環境課	国補助金
29	①	②	胡宮神社社務所庭園の定期的な開園の実施	現在不定期で開園される庭園について、定期的な開園を実施する。			◎	○	◎									名勝胡宮神社社務所庭園保存整備委員会	企画課、 産業環境課	町単費
30	①		史跡敏満寺石仏谷墓跡整備	保存管理計画に基づき整備を進めていく。		◎	◎	○	○	◎						~ R9		史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	企画課、 産業環境課	国補助金
31	①		史跡敏満寺石仏谷墓跡追加調査の実施	石仏墓跡に加え、敏満寺遺跡全体を把握するための詳細追加調査を進める。	◎	◎				◎								史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	企画課、 産業環境課	国補助金
32	①		史跡敏満寺遺跡保存活用計画の見直し	詳細追加調査を踏まえて文化財保存活用計画の見直しを進める。	○	◎	◎	○	○	◎								史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	企画課、 産業環境課	国補助金

表 8-5 文化財保存活用区域に関する措置 (1)

※No.は通番 方針は第8章に準拠

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関連団体・委員会等	関係課	財源	
					調査	保護	活用	地域	所有者	行政	R4	R5	R6	R7	R8	R9-13				
33	①		史跡敏満寺遺跡整備	保存活用計画に基づき整備を進めていく。	○	◎	◎	○	△	◎								史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	企画課、産業環境課	国補助金
34	③	④	多賀大社境内と門前町の整備 ・建造物の登録文化財の推進	区域内で法令に基づいて国・県・町指定や登録物件を増加させ、その保存を図りながら、地域の活用を推進していく。		○	◎	◎	◎	◎							多賀大社 多賀門前町共栄会 観光協会	企画課、産業環境課	町単費	
35	①		多賀大社祭礼調査 (No.8)	多賀大社で行われている祭礼の実態調査と記録をとる。	◎	◎			△	◎							多賀大社祭礼調査委員会	企画課、産業環境課	国補助金	
36	①		敏満寺・大門池におけるARによる景観復元プロジェクト	敏満寺遺跡の整備の一環として水沼荘がどのようなものだったのかをARにより再現する。			◎			◎							史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	産業環境課	国補助金	
37			地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の認定に向けての取り組み	多賀大社周辺地区（歴まち法）の認定を受けることができるよう計画の策定への取り組みを進める	本事業を推進していくために下記の枝番号 37-1～37-6 の事業を実施する。															
37-1	④	② ③ H	協議会の設立	多賀・敏満寺地区の魅力を発信し、観光を促進して地域の活性化を図れるよう民間事業者と連携して協議会を設立し、地域計画等を生かした観光拠点づくり事業などを実施する。	○	○	◎	○	◎	◎							多賀門前町共栄会 観光協会 多賀大社	企画課、産業環境課	国補助金	
37-2	④	② ③	住民への計画の周知 (No.18 と連携)	各種勉強会・研修の開催などを通して住民と計画の進捗状況等を共有する。	◎	◎	◎	○		◎							多賀門前町共栄会 観光協会 多賀大社	企画課	町単費	
37-3	④	② I	庁内の体制整備	歴史風致維持向上計画策定に向けた調整会議を立ち上げる。	◎					◎								企画課 産業環境課	町単費	
37-4	④	① ② D E	歴史的風致維持向上計画策定に向けた基礎調査 (No.2～11 と連携)	文化財保存活用区域内の歴史的建造物、伝統文化・産業等の把握、リスト化を進める。	◎			○		◎									町単費	
37-5	④	③ D E F	敏満寺遺跡のガイダンス施設の整備	敏満寺遺跡の整備事業を進める中で、旧歴史民俗資料館を保存活用区域の拠点とすることを旨とする。		○	◎		○	◎							史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会	産業環境課	町単費	
37-6	④	② ③ F	町なか活用拠点施設の整備	門前町の空き家等を活用して文化財を保存・活用するための拠点施設を整備する。	◎	◎	◎										多賀門前町共栄会 観光協会	企画課 産業環境課 地域整備課	国補助金	
38			観光協会との連携 (No.20 と連携)	多賀観光協会と連携・協働し、区域の文化財の魅力を町外に発信する。また、文化財を観光に生かして地域活性化を図る核とする。	本事業を推進していくために以下の枝番号 38-1～38-5 の事業を実施する。															

表 8-6 文化財保存活用区域に関する措置 (2)

※No.は通番 方針は第8章に準拠

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

No.	方針	関連方針	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：設立等 薄：実施）						関連団体・委員会等	関係課	財源	
					調査	保護	活用	地域	所有者	行政	R4	R5	R6	R7	R8	R9-13				
38-1	②	③	区域内で積極的にユニークベニューの実施	町内へ訪問客が最も参拝客が増える正月以外の活用拡大を目的とし、区域内の文化財を会場にライトアップ等を開催して文化財の魅力を発信する。		○	◎	○	◎	◎								観光協会 多賀大社 多賀門前町共栄会 敏満寺史跡文化保存会 神あかり実行委員会	産業環境課	国補助金
38-2	②	③	文化財プロモーション（No.22と連動）	町の文化財の魅力を町外に発信するため、他の市町とも連携しながら、観光ツアーの造成、売り込みなどプロモーション活動を行う。			◎	△	○	◎								観光協会	企画課 産業環境課	国補助金
38-3	②	③	周遊ルートの作成事業（No.40と連携）	区域内をレンタサイクルの活用により周遊できるルートを整備し、マップを作成する。			◎	◎		○								観光協会 多賀大社 多賀門前町共栄会 敏満寺史跡文化保存会	産業環境課	国補助金
38-4	②	③	文化財スポットの満足度向上事業	拠点文化財（多賀大社・胡宮神社等）周辺のWi-Fi整備および便益施設の整備を行う。			◎	○	○	◎								観光協会 多賀大社 多賀門前町共栄会 敏満寺史跡文化保存会	産業環境課	国補助金
38-5	②	B C	観光ボランティアガイドの育成（No.24と連携）	区域内の魅力を多くの人に伝え、住民が交流できるようにガイドの育成を行う。	○	◎	◎	◎	△	○								観光協会 鈴鹿山麓混成博物館	産業環境課 博物館	国補助金
39	②	③	多賀SAにおける情報発信スペースの積極的な活用	多賀SA内の情報発信スペースを積極的に活用し、文化財保存活用区域を中心とした町内の文化財の周知を図る。			◎	◎		◎								NEXCO 中日本 観光協会	企画課 産業環境課	町単費
40	②	③	説明版・サイン表示の設置（No.18と連動）	区域内を訪れた人が魅力に気づき、気軽に周遊できるように、文化財の説明板や、そこに至るルートのサイン表示板などを整備する。また、多言語化にも対応する。	○	○	◎	◎	△	◎								観光協会	企画課 産業環境課 地域整備課	国補助金

表8-7 文化財保存活用区域に関する措置（3）

※No.は通番 方針は第8章に準拠

第9章 文化財の防災・防犯

町域には多くの文化財が保存・継承されている。これらが天災・人災などにより、滅失しないよう、適切に保存し、次世代へ継承していく必要がある。そこで『多賀町地域防災計画』を基本に、文部科学省が作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら、住民自らが地域の文化財の防犯・防災を担える仕組みをつくるための基本方針を示す。

1. 文化財の防災・防犯に関する課題

(1) 災害に関する課題

町内の中心地域は扇状地である。そのため地震が発生しても全体としては比較的揺れにくいと見られている。しかし、滋賀県には琵琶湖西岸断層など複数の活断層があり、さらに、東南海・南海地震の発生率は、今後30年間で50～70%とされている。大地震が発生する可能性は決して低くなく、建物の倒壊や火災の発生が心配される。また、地質的には、震度が小さい場合でも山間部の落石などの注意が必要である。

多賀町地域防災計画の文化財対策は、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施と、所有者・管理者などへの保護思想の啓発などを行うとしている。具体的に挙げると、多賀大社や胡宮神社の境内では、建造物を中心に自動火災通報設備と消火栓、放水銃（多賀大社のみ）が設置され、火災発生時における対応を整備している。しかし、関係する部局及び機関との連絡・協力体制は、まだ盤石ではない。

また、大雨や台風などの災害は、その影響が広範囲にわたることから深刻な被害をもたらす。多賀町を特徴づける自然遺産、特に巨木、名木への影響は大きく、破損や欠損、倒木の危険がある。そのうえ、神社等に所在することが多く、倒木による建物への被害も予想される。そして、近年多発しているいわゆるゲリラ豪雨は、発生を予測することが困難であり、急激な降雨が地域の排水機能の処理能力を一時的に上回る可能性もある。概ね100年に一度の確率で起こる大雨（日雨量399mm程度）が降った場合、本町内における犬上川の浸水想定区域は存在しないが、芹川の浸水域としては、0.5m未満のエリアがあり、一部では1.0m未満の浸水も予想されている。土石流危険区域や急傾斜地危険区域に指定されている山間部の谷合では、大雨の時に土砂災害が発生する恐れがある。しかし、これらを想定した文化財ハザードマップは作成されていない。

(2) 防犯に関する課題

防犯対策への取り組みは、防犯灯の設置や防犯意識の高揚のための情報発信が行われている。しかし、過疎化の進行等により、施設のき損や文化財の盗難の被害は、県内各所の寺社などで発生・増加している。これらを防ぐ体制・仕組みが万全ではない。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

(1) 災害に関する方針

地震等防災を踏まえたまちづくりの観点からは、地区の防災特性に応じつつ、集落におけるオープンスペース（公開空地）を適切に配置する必要性がうたわれており、文化財保存活用区域の整備などにおいては、この点を検討する。また、災害発生時には、周辺住民の一次避難場所として文化財（寺社の境内等）を活用していく。

指定等文化財（建造物）については、火災報知機や避雷針をはじめとした防火設備の設置・点検（『文化財保存・管理ハンドブック [三訂版] 建物編』を活用）を進め、周辺住民の協力のもと、定期的な消防訓練を実施し、防火対策を徹底する。そして、それぞれの文化財の状況に応じた適切な防火対策を進め、地域の自主防災組織と連携した活動を推進していく。

大雨・台風などは、特に建造物や巨木、名木への被害が懸念されることから、文化財ハザードマップの整備・活用にあわせて、所有者のみならず、日常からの地域での見守り活動などを進め、防災意識の向上を推進する。

(2) 防犯に関する方針

防犯体制の構築などを地域ぐるみで進め、平時においても身近な文化財を保護する気運の醸成を図る。防犯の観点からは、不審者の侵入しにくいまちづくりとして挨拶運動等の声かけが知られている。こうした対応などを柔軟に取り込みながら、コミュニケーションがもたらす見えない防犯の形成を進める。

無人の寺社で文化財を保存・管理している場合は、文化財の状況をあらかじめ確認しておき、地域と連携しながら定期的な見回りを徹底する。防犯性能の高い錠への変更や補助錠の設置、出入口・窓等への侵入防止措置、人感センサーや監視カメラ、防犯灯などの設備設置を推進する。設置後は、正常に作動するか、定期的に点検、確認する。

万一、盗難の被害に遭った場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などに関する最新の情報を記録し、台帳を作成する。日常的に所有者、町、所轄警察署等が連携を密に図りながら、緊急時に備える。

(3) 全体的・総合的な方針

事前の措置として、盗難・災害が発生した場合の連絡体制を整備し、生涯学習課を窓口として、県文化財保護課や近隣の博物館、文化財レスキューなどと協力し、適切な対応ができる体制を整備しておく。また、文化財ハザードマップの整備、文化財データベースの作成を通して対象文化財の実態把握を行い、被災リスクの認識を進めつつ、文化財の破損や盗難被害などが発生した場合に備える。

文化財の所有者等と地域の住民等が地域の防災・防犯について共助体制を構築することは、文化財を守るだけでなく、これを核とした地域コミュニティの再構築につながる可能性もある。文化財とその周辺地域を一体的に捉え、地域全体の防災力を高める体制整備を進める。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

以上の方針に基づいて実施する事業は以下の表のとおりである。

表中に示した措置の種類は、以下のとおりである。

- ・調査 文化財の存在の有無、価値づけをする措置
- ・保存 文化財そのものの価値を損なうことなく、将来に向けて守り伝えていく措置
- ・活用 文化財の価値を共有・発信をとおして歴史や文化を活かした地域づくりや人づくりにつながる措置

なお、◎は主たる目的、○は二次的目的・効果を意味している。

表中に示したもののうち、取組み主体の対象は以下のとおりである。なお、◎は中心となって対象事業に取り組む主体を意味する。○は協力する主体、△は協力体制を整える主体を意味している。

- ・地域 住民が集まった単位、地区、または町民および本町の歴史文化に関心を寄せる人
- ・所有者 文化財を所有・管理する主体
- ・行政 本町

No.	事業名	内容	措置の種類			取組み主体			実施期間（濃：基本整備 薄：運用等）						関係団体等	関係課	財源	
			調査	保護	活用	地域	所有者	行政	R4	R5	R6	R7	R8	R9~13				
41	文化財見守り活動の実施	地域の文化財を地域で守っているよう、防犯体制を構築する。		◎		◎	△	○								各地区の自警団	総務課	町単費
42	防火訓練の実施	万一の火災に備えて迅速に対応できるように、消防署・消防団、行政、文化財所有者、地域住民らによる防火訓練を実施する。		◎		◎	◎	◎								消防署 各地区の自警団	総務課	町単費
43	防犯設備の整備・運用	仏像などの美術工芸品が盗難被害や建造物の毀損に遭わないよう監視カメラなどの設置を進める。あわせて、文化財防犯の体制を構築する。		◎		○	◎	◎								各地区の自警団	総務課 教育総務課	国補助金
44	防災体制の構築	地震・水害・火災の際にいつ、だれが、どの文化財をどこに避難させるのか。そのマニュアルづくりを行う。		◎		○	○	◎									総務課	町単費
45	文化財ハザードマップの整備 (No.12を活用)	文化財の災害リスクを平時から確認するために、文化財を中心に据えたハザードマップを作成し、地域に周知する。	○	◎		○	○	◎										町単費
46	文化財台帳の整備 (No.12を活用)	災害・盗難等の被害にあった時に備えて、写真・特徴・寸法等の情報を記録した文化財台帳を整備するとともに、警察、消防と共有することで防犯・防災の迅速な初動対応を可能にする。	○	◎		△	◎	◎										国補助金

表9-1 文化財の防災・防犯に関する措置

※No.は通番

第10章 文化財の保存と活用の推進体制

1. 文化財保存・活用の推進体制の整備に向けた課題と方針

文化財の保存と活用には幅広い部局が協力して推進していくことが重要である。そのうえで、有識者や町内の様々な団体と協働することが不可欠である。

本町においては、国に指定されている主な史跡・名勝に関しては、個別の保存活用計画（保存管理計画）が作成されており、それに基づいた整備・活用が現在進行中である。それ以外の文化財に対する保存と活用は、文化財部局（文化財センター・博物館）を中心に、都市計画部局や観光部局、ならびに文化財の所有者等がそれぞれ様々な事業を実施している。

このような現状を踏まえ、文化財の保存と活用の推進体制に関わる課題と方針は、すでに第7章で以下のようにまとめ、具体的な措置をあげている。

課題3 文化財の価値が共有・発信されていない

- G 庁内の連携・協働体制が不十分である。
- H 町内の連携・協働体制が不十分である。
- I 庁内と町内の連携・協働体制が不十分である。

方針3 庁内・町内における十分な連携関係を整え、協力・協働体制を構築する

- G：庁内の連携関係を強化し、協力・協働体制を構築する。
- H：町内の連携関係を強化し、協力・協働体制を構築する。
- I：庁内と町内の連携・協働体制を強化する。

以下では、これらの課題・方針に基づいて、推進体制の具体的な姿についてまとめておく。

2. 官民の連携体制（図10-1・2）

文化財の保存と活用を通したまちづくりの意義と方針に対し、行政内部で共通の認識を持ち、統一された方針に沿って取り組みながら、本計画の措置を着実に進める。

本計画の措置を進めるうえで不可欠となる国からの認定事業等として以下のものがある。

- i) 敏満寺遺跡の国史跡への指定
- ii) 多賀大社周辺地域の「歴史的風致維持向上計画」の認定
- iii) 山間部を中心とした自然遺産の日本ジオパークの認定

これらに対する取り組みを着実に推進していくために、官民の連携を積極的に推進する。

(1) 庁内の体制

まちづくりの一環としてこれらを i) ～ iii) に対する取り組み事業を有機的に結び付け、着実に前進させていくために、一元的に統括し、情報共有する場が必要となる。そこで庁内に「(仮称)文化財保存活用地域計画推進連絡会議」(以下連絡会議)を設置し、情報の共有化と具体

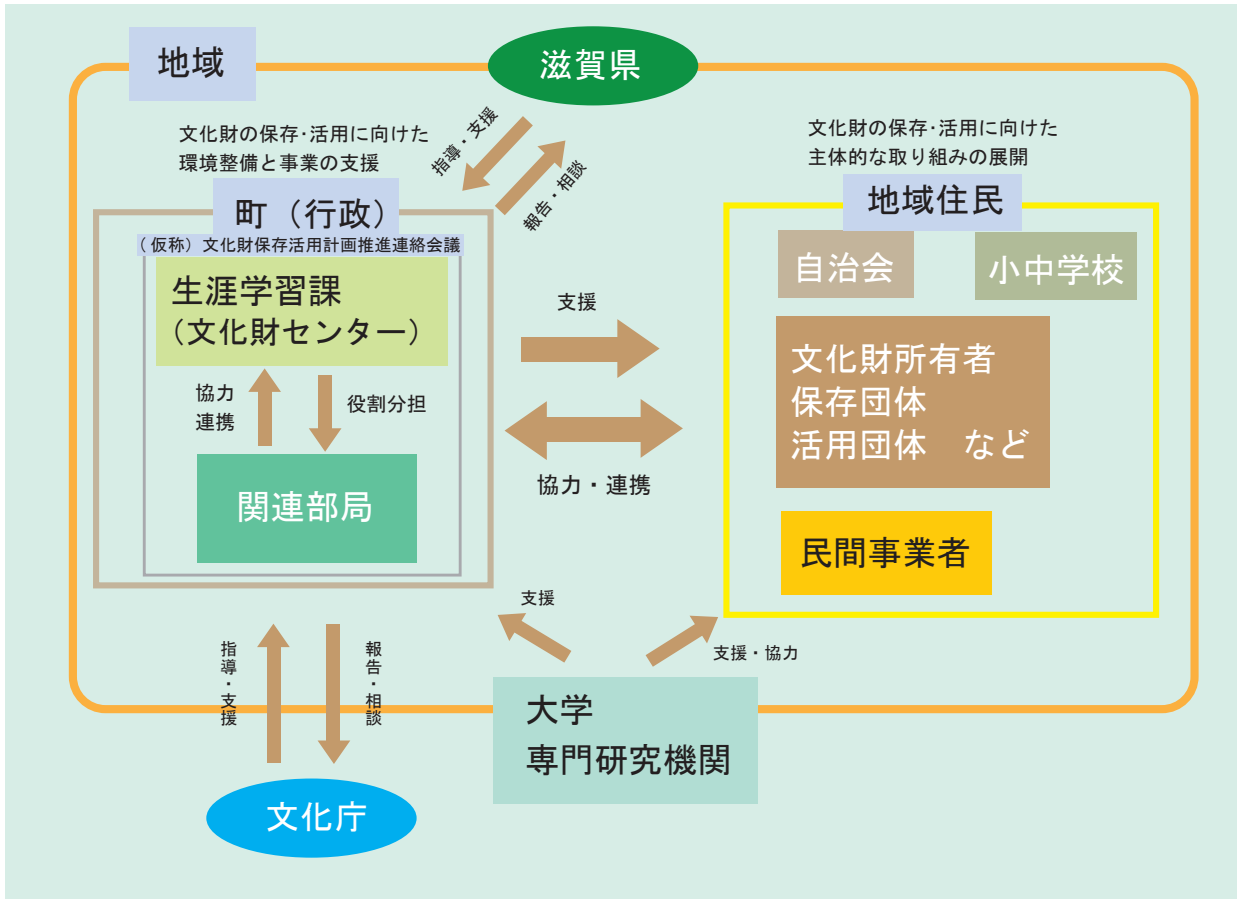


図 10-1 文化財保存活用地域計画実現に向けた体制のイメージ (1)

的な事業展開を調整して推進する。

連絡会議は、庁内の情報共有を図るだけではなく、地域住民と協働で調査やワークショップ等も実施し、調査成果については住民共有の財産としてデータベース化し、地域の文化財の価値を共有するための基盤を構築する（表 7-2 No. 17・18、表 8-6 No. 37-2）。

（2）地域の連携体制

庁内の連携体制と地域の住民および民間団体との協働は、文化財の保存・活用の両輪といえる。文化財を維持・継承、そして活用していくために、地域総がかりで協力と相互補完の体制を構築し、取り組んでいく必要がある。

人々の交流機会の創出、地域コミュニティの活性化、工業団地等や地元企業との連携強化、小・中学校や大学等の教育機関との連携強化、産官学の協働体制の構築を積極的に進める。また、個別の文化財の整備計画等においては委員会を設置しているが、それを中心に地域との連携を今後推進していく必要がある。

その橋渡しする組織として、地域住民や NPO 法人、自治会、学識経験者などを交えた「まちづくり協議会」を発足させ、地域活動づくりを進める（表 8-6 No. 37-1）。

（3）文化財の保存と継承

文化財については、教育委員会事務局生涯学習課（文化財センター・博物館）が中心となり

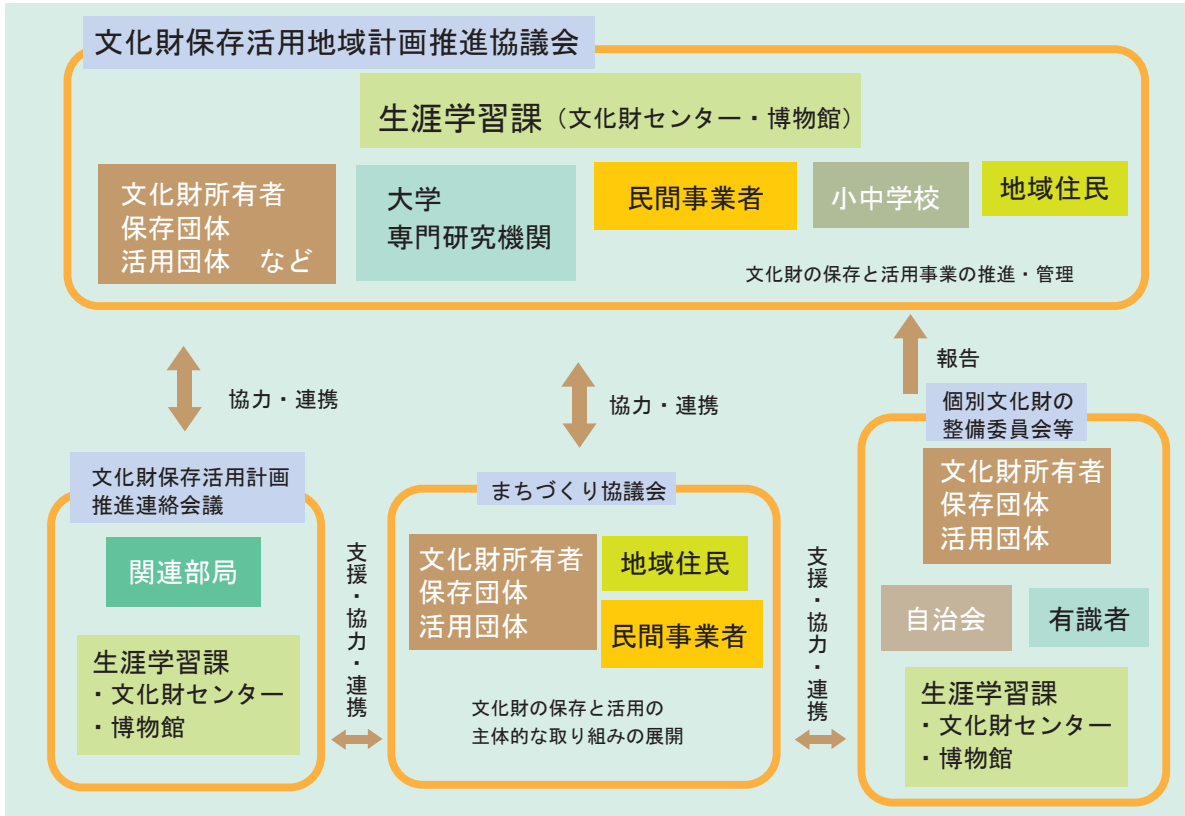


図 10-2 文化財の保存活用地域計画実現に向けた体制のイメージ (2)

ながら、地域住民やまちづくり協議会、有識者等と連携を図りつつ、保存・継承を図るための具体的な措置—指定、登録、記録保存等—を選択する。

将来的には、文化財保存活用区域で行う措置をベースに「ストーリー」と連動させ、国からの支援を受けながら保存や修理を推進する。また、文化財保存活用区域等の周辺環境は、景観の構成要素を適切に抽出し、類型の垣根を超えた多様な要素で構成された関連文化財群として保全を図ることができるような基盤を構築する。

(4) まちづくりと一体となった活用

歴史と文化の魅力に満ちた多賀町を維持・継承していくために、文化財の適切な保存と継承を前提としながら、まちづくりと一体となった活用を推進する。

その一環として、文化財の価値と魅力を共有し、かつ継承を担う人材を育成していくために、広報活動を推進しながら学校教育や生涯学習との連携を図る。

また、文化財所有者・管理者、地域住民、地元各種団体・民間企業、専門家・学識経験者、行政などが協働して取り組んでいける仕組みづくりを積極的に推進する。

地域住民等の活動拠点の整備に際しては、文化財センターや博物館、中央公民館の活用をまちづくりと連動させながら積極的に検討し、行政と地域住民が交流しながら活動する機会を創出・拡大する。その一方で、地域にある既存の空き家なども地元の協力を得ながら活用し、地域に密着した拠点づくりを進める。

<p>◆教育委員会事務局</p> <p>○生涯学習課</p> <p>【文化財センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 文化財施設の管理運営 文化財保護審議会に関すること 町史に関すること 指定文化財への対応（管理、所有者との調整、調査等） 町内埋蔵文化財の発掘調査事業 その他の文化財の調査、保存・活用 ・体制 職員 2名（うち埋蔵文化財専門職員1名） <p>【町立博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 博物館資料の収集、保管および展示 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催 施設の管理運営に関すること ・体制 職員 2名（学芸員：地質・古生物学） <p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 学習事業の実施 <p>○学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育の指導ならびに教職員の研修 教科書その他の教材の取り扱いに関すること 学校教育に関すること
<p>◆産業環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 商工業の振興 商工業団体との連絡調整 国際交流に関すること 観光事業に関すること
<p>◆企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 総合計画に関すること まちづくり対策および地域の自治振興に関すること 空き家・空き地対策に関すること 広報および公聴に関すること 報道機関への情報提供に関すること ホームページの総括に関すること 都市計画に関すること 都市公園および緑地に関すること <p>※埋蔵文化財専門職員1名含む</p>
<p>◆総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 消防、防災および災害対策に関すること 防犯に関すること
<p>◆福祉保健課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉に関すること 健康づくりに関すること

多賀町文化財保護審議会
<p>・ 審議内容 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>・ 委員の職名所属（順不同 令和3年3月現在） 中川 信子 多賀町立博物館審議員 井上 ひろ美 文化遺産プランニング代表（古文書・美術工芸） 中井 均 滋賀県立大学 教授（考古学） 市川 秀之 滋賀県立大学 教授（民俗学）</p>

多賀町指定文化財史跡大岡高塚古墳保存整備委員会
<p>・ 審議内容 町指定文化財大岡高塚古墳を含む大岡古墳群と周辺の歴史文化を含めた景観等の保存整備を検討する。</p> <p>・ 委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在） 塚本 敏夫 公益財団法人元興寺文化財研究所 総合文化財センター長（保存科学） 石川 慎治 滋賀県立大学 教授（建築史） 中川 信子 多賀町文化財保護審議会 委員 ※大岡区長</p>

名勝胡宮神社社務所庭園保存整備委員会
<p>・ 審議内容 胡宮神社が定める名勝胡宮神社社務所庭園の保存整備に関わる事項について協議・検討を行い、指導助言する。</p> <p>・ 委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在） 仲 隆裕 京都芸術大学 教授（庭園） 鈴木 久男 京都産業大学 教授（考古学） 井上 ひろ美 多賀町文化財保護審議会 委員（古文書・美術工芸） 村田 信夫 2級建築士事務所 Office 萬瑠夢代表（建築） 森 小夜子 滋賀県生物環境アドバイザー（植生） 中島 義晴 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長（庭園）</p>

史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会
<p>・ 審議内容 多賀町が定める史跡敏満寺石仏谷墓跡の保存整備および史跡の追加指定等に関わる事項について協議・検討を行い、指導助言する。</p> <p>・ 委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在） 鋤柄 俊夫 同志社大学 教授（考古学） 狭川 真一 大阪大谷大学 教授（考古学） 中島 義晴 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長（庭園） 横内 裕人 京都府立大学教授（中世史） ※胡宮神社総代・敏満寺区長</p>

多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会
<p>・ 審議内容 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトの今後のあり方について協議および検討を行い、指導助言を行う。</p> <p>・ 委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在） 高橋 啓一 滋賀県立琵琶湖博物館 館長（古生物学） 松岡 敬二 元豊橋市自然史博物館 館長（古生物学） 藤谷 忍 大滝小学校 校長 石川 慎治 滋賀県立大学 教授（建築史） 重田 清隆 多賀中学校 校長</p>

多賀町史編纂を考える委員会

- ・審議内容
町史編纂事業について協議・検討し、資料収集等を実施し調査をおこなう。
- ・委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在）

門脇 正人	元愛荘町歴史文化博物館 専門員（地域史）
松宮 忠夫	元多賀町教育委員会 教育長（地域史）
中川 信子	多賀町文化財保護審議会 委員（地域史・自然）
川原 隆司	多賀大社 権禰宜
龍見 茂登子	多賀町文化財保存活用地域計画策定委員会 委員
近藤 英治	多賀町文化財保存活用地域計画策定委員会 委員
土田 雅孝	一般社団法人多賀観光協会 事務局長
火口 悠治	元大滝小学校 校長
丸尾 恭子	元滋賀県立大学 講師

多賀町史編纂委員会

- ・審議の内容
町の自然歴史文化について審議する。文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議する。
- ・委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在）

舟橋 和夫	龍谷大学 名誉教授（社会学・文化人類学）
井上 ひろ美	多賀町文化財保護審議会 委員（古文書・美術工芸）
瀧 健太郎	滋賀県立大学准教授（流域政策・計画）
矢田 直樹	滋賀県文化・スポーツ部文化財保護課 主査（民俗学）
小早川 隆	古代ゾウ発掘プロジェクト調査団長（地質学）

多賀大社祭礼調査委員会

- ・審議の内容
多賀大社の祭礼等について協議・検討する。
- ・委員の所属職名（順不同 令和3年3月現在）

市川 秀之	滋賀県立大学 教授（民俗学）
渡部 圭一	滋賀県立琵琶湖博物館 学芸員（民俗学）
井上 ひろ美	多賀町文化財保護審議会 委員（古文書・美術工芸）
横内 裕人	京都府立大学 教授（中世史）
梅田 千尋	京都女子大学 教授（近世史）
佐野 正晴	甲賀市教育委員会 主事（民俗学）

調査研究支援機関

- ・滋賀県立大学
- ・滋賀県立琵琶湖博物館
- ・滋賀県立安土城考古博物館
- ・公益財団法人 元興寺文化財研究所
- ・公益財団法人 滋賀県文化財保護協会
- ・株式会社 環境事業計画研究所（順不同）

地域の民間団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人多賀観光協会 ・多賀町商工会 ・多賀大社 ・協同組合多賀門前町共栄会 ・桃原プロジェクト ・多賀の女性農業者の会 ・古民家再生塾 ・防災おにぎり委員会 ・YOBISHIプロジェクト ・一般社団法人 杜の実 ・表千家流 胡青会 ・多賀ふるさと楽市実行委員会 ・多賀町文化協会 ・神あかり実行委員会 ・敏満寺史跡文化保存会 ・大滝神社 ・多賀そば地域協議会 ・多賀植物観察の会 ・杉の子作業所 ・多賀町森林循環事業協同組合 ・近江猿楽 多賀座 ・大滝プロジェクト ・一圓屋敷 ・一般社団法人 kikito 	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀町女性林業グループ キノコの会 ・農業組合法人プチファーム栗栖 ・農業組合法人清涼グリーンファーム ・ボーイスカウト犬上第1団 ・きまぐれ市 ・もんぜん市 ・久徳 絆 ・滋賀県立大学近江楽座 Taga-Town-Project ・レディース・ファーレ高取 ・わよもぎの会 ・おしどりの里 ・佐目十兵衛会－三銀蔵－ボッコ ・高取山ふれあい公園 ・ダイニックアストロパーク天究館 ・JA 東びわこ <ul style="list-style-type: none"> 多賀ささゆり部会 多賀にんじん部会 多賀そば部会 多賀ソサイ組合 ・木匠塾 ・大滝山林組合 ・東部森林組合 ・堆積環境研究会 ・鈴鹿山麓混成博物館 (順不同 令和3年3月現在)

